

岡山県立記録資料館

紀要

第21号

【岡山県立記録資料館開館二〇周年記念講演会

（文書保存管理研修）講演録】

「公文書はなぜ大切にしなければならないのか」

片山 善博……1

【研究ノート】

絵図・古文書からみた備中足守藩近水園

上梓 武……13

旧山陽道板倉宿における助郷争論

—安政三年の事例を中心に—

心光 康子……27

【資料紹介】

昭和十六～二十年の学徒動員に関する調査報告

杉山 一雄……39

【きろくる岡山ゼミナール講演録】

江戸時代の旅日記を読む

—備前国児島郡の歌人・小川真澄の城崎紀行—

室山 京子……49

【資料群解題】

足守藩家老杉原家（町田）資料について

山下 香織……63

令和8年3月

「公文書はなぜ大切にしなければならないのか」

片山善博

本日は、公文書についてお話をしたいと思います。私は、岡山県の公文書行政についてとても素晴らしいと思ったのは、公文書を保管して整理して後世に残す行政を司っている組織は、大体は公文書館と言いますが、岡山県では「記録資料館」と命名されているところです。鳥取県知事時代に公文書館を預かっていていささか違和感があったのは、後世に残すべきものは公文書に限らないだろう、というのが当時からずっと頭の隅にありました。ただ、それをどのように言語化して表現するのかというのが思いつかないし、他の県もほとんどが公文書館でしたから、それでいいと思っていたのですが、本当に大事な資料というのは公文書に限らない。映像もあればデータもあるし、それから木簡とか物として出てくることもあるわけです。ですから、岡山県で「記録資料館」と命名をされているのを知って、これはとてもいいネーミングをされたなと思っている次第であります。

本日は、その記録資料館開館二〇周年を記念して公文書の大切さについて皆さんと一緒に考えていこうということで、私も喜んで参ったような次第であります。

■適正な公文書管理が民主政治を支える

「公文書はなぜ大切にしなければならないのか」という演題を付けておりますが、こういう演題を付けた意味は、裏返して言いますと、世の中で必ずしも公文書を大切にしようという観念が共有されていない傾向が見られます。早い話が、国をみると、公文書を



ないがしろにしているとしたか思えないような事例が数多くあります。最近、特にそれが訴訟といった形でいろいろ出てきております。

例えば「アベノマスク」というのがコロナの時にありましたが、業者への発注がどうも変だという人がいて、発注に関する記録や資料について情報公開を求めたら、「ありません」というような答えでした。それはおかしいだろうと、あんなに巨額のお金で物品調達をするのに何も記録が残っていないなんてあるはずがないということとで訴訟になりました。訴訟の過程で、裁判官から取調べて国のお役人に、「これだけの金額の発注をするのに記録がないのはおかしいじゃないですか」と聞いているのですが、それに対して、「メールで業者とやり取りしたけれども、大したものではないのでそのメー

ルはすぐに廃棄した」と証言をしているのです。それで、裁判官が、「それは変ですよ、数量とか型式とか納入の時期とかそういう大きなことがメールに書いてあるのに、それを廃棄したらわからないじゃないですか」と質問したら、「いや全部口頭でやっていました」と裁判で堂々と主張しています。結局裁判は国が負けました。

こういうのをみていますと、どうみても公文書を大切にしようという姿勢は窺われません。都合の悪いものは消してしまえというようなことが国の中枢部で行われていたのです。このことは政府に限りません。いろいろな自治体でも公文書をないがしろにするという事例はいくつも見られます。ですから、そうした風潮を変えていかなければいけないという問題意識が私にはあります。大切にしなければいけないと口では皆言いますし、表面上はわかったという人も多いのですが、本当に心底わかっていうかと必ずしもわかっていない人が多いのではないかとというのが私の認識であります。

では、何故大切なのか、どうして公文書は大切にしなければいけないのかということを幾つか論点をまとめて整理して、今日はお話したいと思います。

まず公文書というのは、民主政治ととても深い関係にあります。不可分の関係だと言ってもいいかもしれません。民主政治をうまく運営するには、公文書の適正管理は欠かせないという意味です。民主主義のもとでは、主権者は我々国民です。でも国民が直接政治を担うわけにはいきません。選挙で代表を選んで、その代表が我々の国の政治を担っていく仕組みになっています。その代表がちゃんと国民の意思を体して、国民の利害をよく考えて、ちゃんとやっているかということは常にチェックしなければいけないわけです。チェッ

クがないと勝手なことをするかもしれません。いくら国民が選んだ人でも、やはり魔が差すとか、気が変わるとかいろんなことがありますから、やはり絶えずチェックをしなければいけないわけです。

そうすると、どうやってチェックしますか？国会の予算委員会などで総理大臣とか閣僚とかを呼んで、あれこれ質問をしていますよね。あれは一つのチェックの仕組みですが、それだけでは内部の詳細はよくわかりません。それで記録をチェックする。例えば「アベノマスク」の発注では、どういう基準であのマスクを作ることにして、業者をどういう手順で選んで発注したのか、他の業者もいろいろいる中で。それから、価格は適正ですか、業者に不当に利益を与えるようなことをやっていませんかということは、納税者である国民がやはりチェックする必要があるわけです。その為には、発注に至るまでの経緯が内部の文書としてきちっと整理されており、それが公開されるということが必要なのです。それが民主政治の一番の基礎です。ちゃんと記録を残して、それが公開されるということですから、これがないと民主政治は担保されません。ですから、「アベノマスク」のように、「もう全部消してしまいました、記録はありません、全部口頭でやってた」なんてことは民主政治からみると論外の対応なのです。そんな政治をやっていたのかと、私なんかは非常に憤慨しております。

それから少し観点を変えますと、民主政治というのは政治学で出てくるのですが、治者と被治者が同質でないといけないという原則があります。治者というのは治める側で、被治者というのは治められる側です。治者は権力の座にある人。被治者は一般の国民と考えてもいいです。自治体というと治者というと例えば県というと知事、

それから被治者という住民、県民。この両者が同質であるというのが、民主主義の基本原則です。そうではなくて、治者はずっと治者、被治者はずっと被治者、権力の側にある人はずっと権力者、治められる人はずっと治められる人というのは、民主政治ではありません。

これはどういうことかという、例えば王制でいえば、王様は誰でもなれるわけではなく、決まった系統の人がなるわけです。それが政治権力を持つわけです。一方、国民は王様になりません。これは、「治者」治める側と「被治者」治められる側が同質ではないということになります。我々の社会では、治者は選挙で選ぶわけですから、誰が総理大臣になるかわからないわけです。これは、勿論誰でもなれるわけではありませんが、理論的に言いますと誰でもなれるというか、ちゃんと能力があつて、国民、有権者の信任を得れば誰でもなれるわけです。一方、王制では、いくら国民から信頼を得ても、誰でも王様になれるわけではなく、王様とその一族に限られます。だから、民主主義の社会というのは、治者と被治者の同質性というものが非常に重要視されるわけです。それは情報の面でも同じです。情報にアクセスできる権利が、治者と被治者にちゃんと共有されていることが問われるわけです。大事な情報は権力者しか見られない、大事な情報は国民がアクセスできないということになると、治者と被治者の同質性は失われ、これは民主政治とは言えないわけです。

よく公文書は国民共有の財産だというのはそのとおりではありませんが、その意味は、単なる国民共有の財産というお題目だけではなく、一部の権力者だけがアクセスできるのではなく、国民がちゃんと

アクセスできるということでないといけないわけです。だから、公文書として、役所がどういう仕事をしたかということをやちゃんと記録をし、国民がそれにアクセスできる。すると、国民は、役所が我々のためにちゃんとやってくれているのか、それともちゃんとやってくれていないのかの判別ができるわけです。したがって、公文書の作成、保管と情報公開というものはセットになるわけです。権力者側と被権力者側とが、どちらも平等にその情報にアクセスすることができる。これが民主政治にとっての必要条件です。

もちろん、何でもかんでも全部公開かというところもいかないうちもあります。例えば個人のプライバシーに属する情報などは一般公開するというわけにはいきませんので、そこは法律で、こういう分野の情報は公開しないということをしちんと明記して、それ以外のものは全部公開するといった仕組みにならざるを得ないのですが、それにしても、原則として情報には権力の側にある人だけではなくて、治められる側の国民の方も権利としてアクセスできるといふことが必要になってくるわけです。ですから、公文書を適正に作成して、保管して、後世に引き継ぐとともに必要な人に提供するという一連の公文書行政というのは、民主政治を基礎から支えるとても大事な分野だということを先ず認識してください。公文書なんて面倒くさいなと思っている人も結構いると思います。いちいち記録に残して、決裁文書なんかも何年保存とかという決まりがあつて、何年経ったら記録資料館に移管しないといけないとか、いろいろ面倒臭いな、早く捨ててしまった方が楽でいいのと思っている人がいるかもしれませんが、それは駄目です。今、私が申し上げたことは国レベルでも、県レベルでも、市町村レベルでもそうなんです、民

主政治を支える非常に強力なツールといえますか、手段だと、あらためて認識をしていただきたいと思います。

■公文書は誠実に仕事をする者の名誉や人権を守ることに

公文書行政では今まであまり言われていないのですが、私は役所の中で公務員として働いたり、知事や大臣という違った立場で仕事をしたりした長年の経験から言いますと、公文書というのは国民共有の財産で、国民にはアクセスする権利があるということが強調されますが、その一方で、皆さんも含めて、公務員とか行政で仕事をする人を守る術でもあるのです。このことは是非認識しておいてください。

実は、公文書というのは皆さんが日々仕事をしていく上で、皆さんを守ることに必要という事です。勿論それには前提条件があつて、ちゃんと法律に従つて、ルールに従つて、コンプライアンスを守つて誠実に仕事している公務員の皆さんを守ることです。どうということかという、ちゃんと仕事をして、それを記録に残しておきますと、後で何か誤解をする人がいて、あの時、あの行政つて変なことをやったのではないかと疑われた時に、いや、あの時にちゃんとこういうやり方をしたのです、見て下さい、我々は非常に誠実に法律に則つて仕事をしましたと証拠を見せられるわけです。記録がないとそれを説明することはできません。早い話が「アベノマスク」です。裁判をした人から、変な事をやったのではないかと疑われてるわけです。あなた方は何かいい加減な仕事をしたのではないか、それで業者を不当に儲けさせたのではないかというよう

な疑いの目で見られているわけです。その時に、ちゃんとやったと言うなら記録を出せよというのが訴訟の主旨です。ところが、「ありません。メールは全部消去しました。」と言うと、もし当時のその仕事に携わった人たちが厳正公平公正にやっていたとしても、証明のしようがないのです。多分、私の推測では、ちゃんとやっていなかったからメールは消去したのだと思いますけれど。百歩譲つて、本当にちゃんとやっていたとしても、それを証明する術がない。なぜなら、消してしまっているのだから。だから、ちゃんと仕事をした人ほど公文書は残そうとします。ちゃんと仕事をしていなくて変な仕事をした人は、多分消そうとします。皆さんは日々ちゃんと仕事をしておられる人ばかりだと思いますから、記録はできるだけ残しておいたほうが身の為です。滅多にありませんが、でも何がどうなるかわかりませんので、後で何か言われた時に、このとおりきちんとやりましたということが説明できるようにしておくことは、皆さん方公務員の人権とか名誉を守る上で、非常に強力な武器になるわけです。そのことを是非肝に銘じておいてください。公文書というのは国民の権利という側面だけではなくて、自分達を守る手段だということです。

先ほど、ちゃんと仕事をしていたにもかかわらず、それで疑われた時に、これこれのとおりと云えるという話をしましたが、これが実は説明責任という意味なのです。よく説明責任を果たせと言いますが、どうもこの説明責任という言葉は、日本語としてあまりこなれていません。私が若い頃は説明責任なんていう言葉はありませんでした。この説明責任という言葉は英語の翻訳ですが、この翻訳がちよっと日本語としてしっくりこない。後で説明しますが、こなれ

てないという面があるのと、この説明責任という用語が出回ってから日が浅いということもあって、必ずしも説明責任の意味が理解されていません。特に、政治家の皆さんほど、よく理解していないようです。政治家の皆さんが、説明責任を果たしますとかよく言われますが、この人はあまり理解していないなというこのほうが多いです。例えば、野党とか国民の側から政府のやっていることに対して、ちゃんと説明責任を果たせと批判とか要求をします。その時によく言うのが、もう何回も説明しました、だから説明責任を果たしましたという使い方をよくします。要するに、丁寧に何回も説明をするというのが説明責任の意味合いだと勘違いしている人が結構います。丁寧に何回も説明する、それが説明責任を果たしたことになるというふうに思っている人がいます。これは誤解というか、意味を取り違えています。説明責任というのは「accountability」（アカウンタビリティ）という英語の日本語訳です。「アカウンタビリティ」というのは、元々の意味が「アカウント」で、「アカウント」というのは、皆さんのスマホにもあります、あの「アカウント」です。「アカウント」は、元々の意味は「口座」という意味で、さらにその語源を遡ると、金のやりとり、「会計」なんです。例えば、会社の経営者が会計係に会社の経理を委ねている場合、会計係が横領していると疑われるリスクが有り得るわけです。それで、会計係の人は、自分分は決して横領なんかしていません、ちゃんと適正に経理をしていますということを経営者に報告しなければなりません。では、どうやって報告しますかという時に「私はちゃんとやっています、大丈夫です、横領などしていません。」と何回丁寧に説明しても、それだけでは納得が得られません。証拠を示せと言われた時に「はい、この

とおりです。」と会計帳簿を出して、領収書も全部付けて、「お疑いになるんだったら見て下さい」と言って、その経営者が見て「本当だ、あなたはちゃんとやっているね。」と、これが「アカウンタビリティ」、説明責任を果たしたということになるわけです。「帳簿はどうしたの？」と言ったら、「帳簿は廃棄しました。でも、私はちゃんとやっています。信じて下さい。」と言っても無理です。それは説明責任を果たした事にはならないです。説明責任を果たせるか果たせないかというのは、ちゃんとした現物があるかどうか、皆さんの領域でいうと、公文書があるかどうかなのです。だから、ちゃんと仕事をしている人はちゃんとした公文書を作っておけば、後で自分が説明責任を果たせるわけです。それをいい加減にしか作っていないとか、事もあろうに捨てたとか、そうであれば説明責任は果たすことはできないわけです。公文書というのは、とても重要な、説明責任を果たす基礎資料になるわけです。

最近はまだ言いわけなくなつたのですが、私が鳥取県知事をやっている頃は「地方分権」というのが非常に重要なテーマでした。この「地方分権」の流れの中でも、公文書の取扱いというのが非常に重視されました。皆さんも「地方分権と公文書と何の関係があるんだろうか？」と思われるかもしれませんが、実は非常に重要な要素として、地方分権改革の中にはめ込まれています。

二〇〇〇年から改正地方自治法が施行されて、新しく地方分権改革がスタートしましたが、その中で何が変わったかというと、従来は通達行政というものがありませんでした。今、ここにおられる方ほとんどは通達行政を経験したことがないと思いますが、法律上何の根拠もないのに国から一方的に通達が来ていました。その当時、自治体

は中央官庁からのそういう通達に従わざるを得ない面がありました。ところが、地方分権改革でこういうやり方をもう止めようと、国が自治体に対して指示をしたり、命令をしたり、禁止したりするのは、法律上に根拠がないといけないという原則を打ち立てました。これにより、国が自治体に指示したり、命令したりする時には必ず法律上の根拠が必要となりましたが、これを「関与の法定主義」といいます。しかし今も、法律上の根拠がないけれども、国から通知が来ることはあります。ただ、それには拘束義務はありません、従う義務はありません。じゃあそれは何ですかというと、「助言」ということになります。「助言」とはアドバイスです。国は、法律に根拠がなくても、自治体にこうしてほしい、ああしてほしいということはありませんから、それは出して構いません。ただし、それには拘束義務はありません、単なる助言です。助言だから、助言を受けたほうが聞いてもいいし、聞かなくてもいいという建てつけなのです。例えば、「片山さん、今日のネクタイ似合わないですよ。」というのは助言です。「そうか、似合わないな、じゃあ変えよう。」と行って変えてもいいし、無視してもいいわけです。しかし今現実はどうでしょう。通知が来たら一も二も無く聞いてしまう自治体が多いですが、皆さんの職場ではいかがですか。地方分権改革の一環で「法律に基づく行政」の考え方を、きちっと明確に打ち出したんだから、法律上に根拠のない通知は、受け手の主體的判断で聞いてもいいし、聞かなくてもいい。そういう基本原則を、改めて再認識しておいてください。

本題に戻りますと、国が助言をいろいろ出してきましたが、その時に、うちは関係ないから助言は助言として聞き流す対応でもいいの

ですが、あまりしつこく言ってくる時には、口頭ではなくて、ちゃんと文書でくださいという権利を自治体に附与しました。それが『国の「助言等」に対する自治体の書面交付請求権』です。口頭ではなく書面で出して下さいということが自治体側の権利として明記されました。これはどういうことかと言いますと、国は口頭では言ってきましたが、後で証拠に残るようなことを出したくないのです。実例で言いますと、私が鳥取県知事をやっていた時に、県庁の中の機構改革を行いました。その時に、従来は国の中央官庁の機構に合わせて県の部の編成をしていました。国土交通省、旧建設省に対応するのに県の土木部が、農林水産省に対応するのに農林水産部があるといった機構になっていました。それはそれでよかったのですが、ちよつといろいろ不具合も出てくるのです。

例えば、私が変わだなど思ったのは、污水处理の行政について、公共下水道は土木部で、農村集落排水事業といって農村の下水道みたいなものですが、これは農林水産部の耕地課でやっていました。それから、合併処理浄化槽というのがあって、これは鳥取県でいうと生活環境部でやっていました。污水处理という同じ性質の行政をやる時に3つの部に分かれていただけでなく、なんと縄張り争いをやっているわけです。そういう縄張り争いを県庁内でやるのは馬鹿馬鹿しいことです。どうしたものだろうかと思案して、污水处理というものをまとめ、一元化しました。それをどこで所管するのがいいだろうかということで、鳥取県の場合は生活環境部に集約しました。そうしたら、国のほうから物凄いクレームが出てきました。何をしてくれるんだと、当時の建設省なんかは土木部に残しておくべきだと、農林水産省からも農村集落排水事業を農林水産部から外すのは

けしからんと言つて、あれこれ言ってきました。それで、政府高官が来たりもしました。そこで、みなさんの言いたいことは分かったから、それを文書にして出してくれと言ったら彼らはそれ以上言わなくなりしました。後に証拠が残ることを嫌がるのです。地方分権改革の中で、公文書が非常に重視されたというものの一つの例で、私自身もそのことを自ら体験したわけです。貴重な体験なので、皆さん方にご紹介した次第です。

先ほど説明責任の話をしました。説明責任を軽んじるというか、説明責任を果たせない人というのは、ついつい公文書の改ざんとか、廃棄をしたいという誘惑に駆られてしまいがちになるものです。先ほどの「アベノマスク」の事例でも、新型コロナウイルスが急に感染拡大をして、国内ではマスクが足りない中で、中央官庁の人も大慌てでマスクを調達しなければいけないというので、苦労されたのだと思います。だから、私も元役人をやっていたので、彼らのそういう切羽詰まった状況をわからないでもないですが、でも、巨額のお金を使って物品調達するわけですから、会計のルールはちゃんと守らないといけないです。それは公正にフェアにやらないといけないし、出来るだけ安く、合理的な値段にしないではいけない、これは契約のルールです。上の方から、早くやれと言われたかどうかはわからないけれど、多分そういうこともあったのではないかと思います。要は、説明責任を果たせない人は改ざんするという誘惑に駆られるのです。森友学園の例もありましたが、自分のやったことをちゃんと説明できない人たちは、ついつい文書を改ざんしたくなるのだらうと思います。これについて面白い例として、古典と言つていいかどうかわかりませんが、「動物農場」という小説があります。ジョージ・オーウェ

ルというイギリスの作家が書いた一種のカリカチュア（風刺画）なのですが、ロシア革命のことを題材にしたのだと思います。どういうことかという、農場があつてそこに動物がいっぱい飼われているわけです。人間がもちろん動物農場の所有者で、支配、管理しているわけです。馬とか豚とか鶏とかいろいろな動物がいますが虐げられており、農場主によって搾取されているわけです。その不満が溜まって、動物たちが話し合つて農場主（人間）を追い出すのです。その後動物達だけで、農場を管理、経営していくことになるのですが、自分達が農場を経営、管理するのにあたつて七つの掟を出します。例えば、「全ての動物はベッドで寝てはいけない」というのがあります。これは、人間がベッドで寝ていたから、それは貴族階級的生活習慣なので、我々動物はそういうことをやってはいけないという掟です。その他にも「全ての動物はアルコールを飲んではいけない」、これも人間の農場主がやっていたことで我々は飲まない。それから、「全ての動物は他の動物を殺してはいけない」、これは、それまではしょっちゅう農場主によって動物が殺されていたわけです。こういった掟を建物の壁に書くわけです。ところが、農場主を追い払った後、共同でやつていこうということでしたが、この小説では賢いとされていた豚たちが段々権力を握ってくるわけです。ふと気が付いたら、豚がベッドで寝てるとか、毎晩酒盛りをしてるとか、豚によつて他の動物が殺されるといったことが生じてきます。そこで、他の動物たちは、おかしいじゃないかと思ひ、「全ての動物はベッドで寝てはいけない」、「全ての動物はアルコールを飲んではいけない」、「全ての動物は他の動物を殺してはいけない」と書いてあるじゃないか』と言つて壁をふつと見たら、ちよつと違つてゐるの

です。自分たちの記憶違いかなと思うのですが、例えば、「動物はベッドで寝てはいけなう」、「No animal shall sleep in a bed.」と書いてあったはずなのに、ふと見たら「No animal shall sleep in a bed with sheets.」となっているのです。要するに、「シーツ付きのベッドで寝てはいけない」と改ざんされているわけです。それから、「動物はアルコールを飲んではいけない」、「No animal shall drink alcohol.」だったものが、その後「to excess（過度に、余りにも沢山）」と付いているわけです。それから「No animal shall kill any other animal.（他の動物を殺してはいけない）」と書いてあったものが、その後「without cause（理由なしには）」と書いてあるのです。変だな、何か違うような気がする、おかしいな、自分たちが記憶していた戒律と違うなと思うのですが、「いやいや昔からそうだったんだ」と豚に説得されて、そうかなあと思って豚の支配が続くという物語です。

私は、これは公文書の改ざんだなど、巧妙に改ざんしてるなど、権力の側は都合の悪い事態が起きた時には公文書を改ざんするという、非常に典型的な例として皆さんに紹介しました。とても面白いですが是非読んでみてください。

■公文書から過去を学び、現代に生かす

公文書から過去を学び、現代に生かす。これはとても重要です。私にもそうした経験がありました。

災害への対応についてですが、一九四三年（昭和十八年）に鳥取県で鳥取大地震がありました。今の鳥取市が震源です。私が知事を

やっている時には、二〇〇〇年（平成十二年）に鳥取県西部地震がありました。これは岡山県北部の千屋のほうとかなり大きな被害を受けたのですが、米子市の南のほうが震源地でした。その鳥取県西部地震が起きる前になりますが、私が知事になりました、その数年前に阪神・淡路大地震があったものですから、知事として、もし自分の任期中にあんな大地震があった時に、ちゃんと対応を誤らないようにしないといけないということは肝に銘じていました。というの、当時、まだ鳥取県知事になっていませんでしたが、阪神淡路大地震の様子を見て、失礼ですが当時の兵庫県庁とか神戸市役所はあまり準備をしていなかった、ちゃんとしていなかったという印象を持ちました。もし自分が鳥取県知事になったならば、あのようなことにならないようにちゃんとしなければいけないということは、知事選に出る前から本当に思っていました。それで、知事になってすぐ地域防災計画とか、防災体制とか点検を始めました。すると、いろいろ気にかかる事ばかりだったので、この際オーバーホールをすることにしました。

その過程で、過去の昭和十八年の鳥取大地震の記録に目を通しましたが、昭和十九年に鳥取県庁が「鳥取震災小誌」というものを作っていました。それを見まして、いろいろ教えられることがありました。私が一番印象に残ったのは、当時の武島知事が自ら書かれています。私が、震災があった九月十日の夜に彼が何をやったかというのと、近隣の大工を大勢集めて棺桶を作らせたんです。そういう記録が「鳥取震災小誌」に出てきます。まだ被害の実態はわからない、けど死者が出ていることは間違いないとわかったでしょう、火事もありましたから。その時に、知事が大工を集めて棺桶を作らせたの

です。なぜそのようなことをしたのか、武島知事は自ら述懐し、「自分は関東大震災を経験した。その時に大勢亡くなる人が出て棺桶の調達に苦勞していた。自分がではなくて、関東大震災で被災した地域で困っていた。そのことが頭にこびりついていたので、関東大震災に遭った経験から、まず棺桶を作らせました。」と書いていました。

鳥取県もいつ何時大きな地震があるかわからないため、私が知事になった時に備蓄品の再点検をしました。するといろいろ気が付くことがあります、まず備蓄計画の中にビニールシートがないのです。阪神淡路大震災の時にビニールシートが足りないということで苦勞した話を神戸の人に聞いていたので、ビニールシートを加えました。震災が発生して被災地に避難所を開設するのは市町村ですが、避難所に食糧を供給するのは県の務めになります。何を届けるか県の地域防災計画を見ると、精米を届けると書いてあったのです。精米を届けてどうするのだろうか、ガスも電気も水道も止まっている所に精米を送ってポリポリかじれとでもいうのか。この計画は昭和三〇年代に作ったもので、昭和三〇年代はまだ各家に飯盒があったので、薪で飯盒炊飯すれば精米を送っても用は足りたのです。ところがそれから何十年も経って、飯盒なんか在りはしませんし、精米を送ったって役に立ちません。だったら、それはやめて弁当仕出し業の組合と話をして、県が要請したら弁当仕出し業の組合のほうで大量に弁当を作ってもらって、それを県が貰い受けて、それをヘリコプターで運ぶという計画に変更しました。

その一環で備蓄品の見直しとして、昭和十八年鳥取大地震の「鳥取震災小誌」を見ると棺桶が重要だったというのを見て棺桶を用意しないといけない、棺桶を何個ぐらい用意しておいたらいいだろう

かという話から始めたのですが、嵩張って、場所の確保も大変ですし、鳥取県が、震災のために棺桶を一〇〇〇個用意しましたなんて中々言えるものではありません。それをやったらすぐわかってしまい、みなさんが不安になります。どうしようかと相談した結果、いくらかは備蓄しておき、あとは葬儀業の組合と話をして、いざとなつた時は県の要請により、葬儀業の組合の在庫を把握して、それでも足りない場合は、葬儀業の組合のネットワークを利用し近隣の県から棺桶を調達する計画に切り替えました。よって、県としての備蓄はごく少なかったのですが、ネットワークを利用したら、かなりまとまった棺桶を揃えられる段取りをつけることができました。これは、「鳥取震災小誌」を読んでいたからこそ、そういうことが分かったのです。

ということ、過去の記録を見るとというのは非常に重要です。過去の記録は、当時、公文書としてちゃんと記録に残っていた、それが後世の役に立っているわけです。

あと、スペイン風邪というのが百年ちょっと前に流行しましたが、これは新型コロナウイルスの時にとっても役に立ったはずで、当時の内務省衛生局が克明にスペイン風邪の記録を残しています。スペイン風邪は、ウイルスが病原体だったことが今はわかっていますが、百年前は、ウイルスの存在は知られていませんでした。細菌は知られていましたが、ウイルスまで見ることができる顕微鏡はなかった、ウイルスかどうかかわからないなりに、いろいろ手立てを講じていました。それを読んでいると、二〇二〇年から始まった新型コロナ対策も、もうちょっと気が利いた対策が取れたのではないかと、私なんかは思います。国のお役人に内務省の記録を読んでもたらどうかと

薦めてみたりしたのですが、そんな時間的余裕も精神的余裕もなく、そういう暇はなかったのでしょうか。本来は平素のうちに、そうした資料を読んでいたら良かったと思います。国も、県もそうですが、もったいない話だったと思います。これを読んでもみると、とてもおもしろいことが出てまして、各県ごとに詳細に感染の状況とか対応策などを記録しています。内務省の資料には、例えば岡山県ではマスクが足りないため、小学生にマスクを作らせたという記録が残っています。これにより、当時もマスクが非常に不足して大変だったことがわかります。新型コロナウイルスの時もっとマスクを備蓄しておけばよかったのに、読んでないから多分備蓄していなかったんだろうと思います。

■公文書は公正に引き継ぐ貴重な歴史資料

鳥取県に「藩政資料」という大名家文書があります。池田家の資料で、これは家老の執務日誌みたいなもので、それを繰っていきますと、いろんな貴重な歴史的な資料が出てきます。

例えば、韓国との間で竹島の領有権問題がありますが、江戸時代はどうだったかという、これは非常に興味深いのですが、竹島よりも向こうの、今は韓国領になっている鬱陵島を巡って紛争があったことがわかります。当時の鬱陵島は無人島で、鳥取藩の、今でいう鳥取県の米子の二つの海運業者が鬱陵島で竹木の伐採権、それから周辺で鮑を獲る権利を江戸幕府から認められていた記録もちゃんと残っています。江戸時代は、鬱陵島のことを竹島と言っており、今の竹島のことは松島と言っていたこともわかります。毎年、春に

米子から船で鬱陵島まで行って、竹を切って持って帰ったり、鮑を獲って干鮑にして持って帰ったりしていました。ある年行ってみると、朝鮮の人たちが上陸していて、その時ひと悶着があり、その人たちを鳥取に連れて帰ったという記録が残っています。このことも、竹島の領有権問題で、日本の領土であることを示す貴重な根拠になるのです。それで、当時に何をしたかという、そういうトラブルになったので江戸幕府と李氏朝鮮とが話し合って、両方とも鬱陵島に行かないようにしようということとで解決したため、米子の業者も行けなくなったのです。こっちはきちっと守ったのですが、先方はいつかの段階でまた行くようになって、人も住むようになり、いつの間にか韓国領になっているというのが鬱陵島の変遷です。当時、今で言う竹島は全く問題になっていなかったのですが。そのようなことが「藩政資料」からわかります。

あと、「ガリア戦記」というカエサルが書いた本があります。これは何かといいますと、ローマ帝国の将軍であったカエサルがアルプスを越えてガリアに行くわけですが、そこで付けた毎日の記録なのです。歴史によると、馬上で語って、部下に筆記させて、それを毎日ローマに送っていたようで、つまり、ローマに対する毎日の報告書、日誌です。それをローマで編綴されたものが「ガリア戦記」で、貴重な歴史資料となっているのです。だから我々は読めるわけです、当時のガリアの様子ですとか、ローマ帝国の軍隊の様子とかがわかるわけです、有難い話です。

翻って日本は、数年前「イラク日誌」というのが問題になりました。イラクに派遣された自衛隊が、毎日のように日誌を付け本省に報告するわけです。その日誌を公開するよう国会で質問が出た時に

「ありません、廃棄しました。」というのが防衛省の当時の回答でした。「そんな筈はないだろう」と言っていたら、後日出て来てその後公開されましたが、どういう訳か最初は「ありません。」との回答でした。あるのだから、さっさと出せばいいのに「ありません」と言って、こそこそ隠そうとするのです。何がそんなに具合が悪いのかと思うのですが、私も全部読んだわけではないですが、読んだ人に聞くと、そんなに具合の悪いことはないはずだと言っていました。それなのに、「ありません」とか、「廃棄しました」というのはどういうことかと思うのですが。

それはともあれ、何が問題かというところ、今我々がカエサル「ガリア戦記」を読むことができるのは、日誌をちゃんと取っておいてくれたからです。「イラク日誌」もあつたからよいようなものですが、もしなくなっていたら後世の人は読むことができないのです。一〇〇年、二〇〇年経った後にその記録があつて、例えばイラクの歴史家が二〇〇年前の我が国の状況はどうだったかというのを調べた時に、日本の自衛隊が「イラク日誌」というのを作っている、じゃあそれを研究しようということになり得るわけです。捨てるのは簡単ですが、残しておくことになり得るわけです。その証拠が、一つは「ガリア戦記」だということです。

宇垣一成という人がいまして、知っている人は少ないかもしれませんが、陸軍大将宇垣一成は、総理大臣になるように天皇陛下から大命降下を受けたのですが、結局なれなかったのです。だから「流産に終わった宇垣内閣」と言われるのですが。岡山県旧瀬戸町の出身で、私が通った千種小学校には、当時、宇垣一成の軍服とか軍靴とかが玄関に入ったらすぐ左側のガラスケースに飾ってありました。

この人が総理大臣になれなかったのは、陸軍が反対したためで、宇垣が総理大臣になるなら陸軍大臣を出さないと行って反対したので。当時は、「軍部大臣現役武官制」というのがあつて、陸軍大臣と海軍大臣は現役の武官でないと成れないというルールでした。その陸軍が、大臣を出さないとと言うと組閣ができないため、天皇から総理をやれと言われたのにできなかったのです。歴史を言うと、元々そのようなルールはなかったのですが、山縣有朋が権力を持っていた時に、陸軍に政党政治の影響があるのは困るので、軍部大臣は現役の武官でないと成れないことにしました。大正時代に、それはおかしいだろうということで一時期、現役でなくてもいいことに変えたのですが、二・二六事件の後、もう一回「現役武官制」を復活させました。

宇垣のことを気の毒だなと私も思っていたのですが、総務大臣をやっていた時に、国立公文書館だったか憲政記念館に行く機会があつて、昔のいろいろな公文書を見せて貰ったのですが、その中に「軍部大臣現役武官制」の経緯に関する資料があつたのです。面白いのは、大正時代に、山縣時代に作りそれまであつた「現役武官制」をやめようという時に陸軍から猛反発があつたのですが、その最前頭にいたのが宇垣一成だったのです。「現役武官制」を守らなければいけない、廃止してはいけないという急先鋒だったのが宇垣一成だったのです。それが皮肉なことに、回り回って自分が総理大臣になる時に足を引っ張られてなれなかったという、このようなことも公文書があればこそわかるのです。あまり歴史上伝えられていないことですが、実際に関係資料を見ることができたため、わかったことです。私は、我が郷土の宇垣一成先輩に対する評価も、ちょっと

自分の中では変わりました。

■公文書を重んじる視点から見た政治・行政の課題

最後に、公文書は、私が一生懸命申し上げたように、非常に大切なものです。民主政治にとっても大切だし、公務員にとっても身を守る術だし、後世に引き継ぐことによって後世で非常に貴重な価値が出る可能性があります。だから、公文書をもっと重んじなくてはいけないということを皆で共有しましょう、というのが一つです。

あと、公文書管理と情報公開というのは、私はその国の国柄といえますか、それは公正であるとかフェアであるとか、それから説明責任を重んじるかどうかという観点に照らしたら、ちゃんとした国であるか、いい加減な国であるかのリトマス試験紙みたいなものだと思います。ちゃんと仕事をして記録を作って、それを情報公開して皆で共有する国柄は、非常にフェアで民主主義の国だなという評価ができますし、そうでなくて、こそこそ隠したり、失くしたと言って実際に失くしたり、挙句の果てに改ざんしたりしているような国は、まともな国ではない、一流国ではないと私は思います。

日本は、どうもこれまで一流国ではないような振る舞いをいっばいしてきています。これからはそうあつてはならないと思います。やはり、公文書の管理を適切に行い、ルールに従って情報公開をちゃんとやる。公正で、自国民からは元より、外国からもリスペクトされるような、そういう国柄にならないといけないといった品格の問題でもあると思うのです。そのことも含めて、ぜひ皆さんのように公文書に携わっておられる方、記録資料館の人だけではなくて、県

庁とか市町村とか教育現場とかで公文書の作成とか保管とか引継とかに携われる方は、是非、今日私が申し上げたようなことを肝に銘じてやっていただければと思います。

私からの話はここまでにしておきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

（かたやま よしひろ 大正大学特任教授兼地域構想研究所所長）

【研究ノート】

絵図・古文書からみた備中足守藩近水園

上 梶 武

はじめに

岡山県岡山市北区足守に所在する近水園^{おみずえん}⁽¹⁾は、岡山県指定名勝に指定されている備中足守藩のいわゆる大名庭園である。宮路山（御殿山）を背景として築かれた池泉回遊式庭園で、園地の東側を南流する足守川から水を取り入れる。池には亀島・鶴島と呼称される中島二島が浮かび、池のほとりの山際には吟風閣⁽²⁾と呼ばれる懸造りの建造物が建つ。

最後の足守藩主である木下利恭の弟利永の二男で歌人の木下利玄が書いた日記（大正十三年（一九二四）八月五日）には、「表裏会管理、余名義の足守庭園及び楼閣、足守町へ寄付の書類に調印、康夫に渡す」とある⁽⁴⁾。それ以降町有の公園として改修・運用され⁽⁵⁾、築庭当初の景観は昭和三十四年（一九五九）の岡山県指定名勝の指定段階にはすでに喪失していたようである。また、足守町時代に近水園を訪れた、現在の岡山県加賀郡吉備中央町出身で、作庭家であり庭園史家の重森三玲は、昭和二十六年（一九五一）にまとめた小文において現存庭園が荒廃していることを記述する⁽⁶⁾。明治維新後に庭園が荒廃していたことは「近水園記」にも記される。

近水園については、関連する絵図や古文書がいくらか伝わり、公

園化される以前の、あるいは荒廃した明治期より遡った庭園景観の検討がある程度可能である。本稿では絵図や古文書をもとに公園として改修される以前の近水園について検討する。

1 岡山県指定名勝近水園の現況

近水園は足守川西岸の宮路山南麓で、藩邸に東接する位置に築かれている（図1）。明治三十六年（一九〇三）の表裏会による思立神社の整備⁽⁷⁾、昭和十二年（一九三七）の木下利玄歌碑及び昭和十六年（一九四一）の寂巖石碑の建立等により旧景に変更はあるものの、江戸時代前期の特徴を明示する庭園ということ、昭和二十五年（一九五〇）に「岡山県重要美術品史蹟名勝天然紀念物保存顕彰条例」の規定により近水園、吟風閣として岡山県史蹟に、昭和三十四年には「岡山県文化財保護条例」の規定により近水園として改めて岡山県指定名勝に指定されている⁽⁸⁾。

近水園の作庭時期は詳らかではない。延宝七年（一六七九）（貞享三年（一六八六）の作製とされる「足守藩陣屋町絵図（延宝）貞享」）には、近水園の位置を藩邸前から続く堀が横断する様子が描かれ⁽⁹⁾、現況の池が収まる近水園は少なくともそれ以降の作庭と判断で

きる。また、近水園の主要建造物である吟風閣は、宝永五年（一七〇八）に拝命した仙洞御所の普請での残材を拝領して建築したということ、吟風閣を含む庭園景観は一八世紀初頭以降に形成されたことになる。六代藩主木下台定^{きんさだ}の治政下である¹⁰。

近水園は宮路山を背景とする池泉回遊式庭園である（図2）。園池北端には導水溝（A）が接続しており、東側を南流する足守川から導水する。導水溝は池の北端部で西南西方向に突き出る出島の北側において分岐し、分岐した溝（B）は池の東側から南側を沿うように流れた後、北西方向に屈曲し、しばらくして再び南西方向に方位



図1 近水園周辺図

（国土地理院 25,000 分の 1 地形図「総社東部」を拡大し加筆）

を変えて藩邸跡の堀へと続く。導水溝から分岐して池の東側を南流する溝は、一か所の暗渠でも池と繋がる。池の南端には長さ3m程度の溝一条（C）が取り付き、池の南側を南西方向に流れる溝への排水に供している。

池は護岸石積みとし、中島二島が浮かぶ。中島は東西に並び、東中島が鶴島、西中島が亀島と称される。

護岸石積みで平面形が略三角形状を呈する鶴島には、切石を互い違いに接続した石橋が架かり、その北脇には板石を池へと突き出させている。鶴島中央部には木下利玄歌碑が、南寄りには石灯籠一基が立ち、それらの周囲にはモミジやマツといった植栽がある。

鶴島より一回り大きい平面略五角形状の亀島は護岸石組で、北側に亀頭石を配し、亀脚石を池の水面に浮かぶよう四方に配置する。水面から出る亀尾石はないが、切石橋をそれに当てるようである。島央部に中心石を、亀頭石の南西側には立石を据え、複数の景石を散

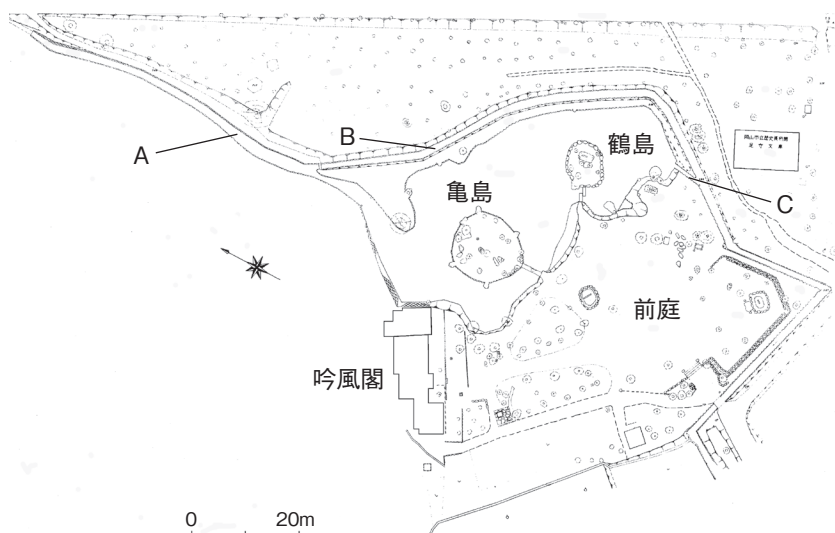


図2 近水園配置図

在させる。石橋を渡ったすぐの地点には石灯籠一基が立つ。亀島にはモミジやツバキなどが植わる。

池の東側は園路が整備され、北東側は拡張して複数の花壇を配置する。通路等の周囲にはモミジを主体とし、サクラ、エノキといった植栽がある。

宮路山の麓から池に迫り出すような恰好で建つ懸造りの吟風閣は、八畳間が四室並列し、池に面する一室分のみを二階建てとする数寄屋造りの建造物である。二階部分は切妻造り銅板葺き⁽¹¹⁾、一階部分は棧瓦葺きで三方に庇が付く。二階は天井高が両端に比して高い船底天井、一階は細長い材である竿縁を等間隔で配してその上に天井板を張った竿縁天井である。二階座敷の東南面には手摺が設けられて庭園全景を眺める意図が窺え、さらに池を通して南東遠方にある宇野山を借景として望むことができる。

吟風閣から南へ二段の延べ石を降りた先に手水鉢と石灯籠が配され、通路を挟んで西側には井戸があり、さらにそれらの南側には開けた前庭がある。外部から前庭へは敷地西側を流れる溝に架かる石橋を渡って入る。前庭に入った位置には石段とともに思立神社の門柱一対が並び立つ。北門柱の東面には「華族木下家」とあり、北面には「明治三十六年三月吉辰」と刻まれる。南門柱の東面には「表裏會」とある。門柱を通って前庭に進むと思立神社の拝殿跡とされる石列が半ば埋まる⁽¹²⁾。亀島の南東部で前庭の東奥には明治二十八年（一八九五）築の誉臣利恭君碑があり、前庭の南端には昭和三十年（一九五五）築の慰霊碑が立つ。鶴島の南西部で前庭の東端には昭和十六年（一九四一）築の寂厳石碑があり、その西南にはマリア灯籠と称される石灯籠一基がある。

2 絵図・文書にある近水園の特徴

近水園については、三点の絵図と二点の文書を把握している⁽¹³⁾。作製年紀の明確な絵図は「旧御藩邸俗称御殿ノ図」（以下、「御殿ノ図」と表記する）のみで、嘉永四（一八五一）年三月発生の火災で焼失した「御内所」の再建に際し、同年十一月に作製されている⁽¹⁴⁾。十三代藩主木下利恭の治政下である⁽¹⁵⁾。同図は御殿を中心方位線が朱描きされ、貼り紙には吉凶を示す文言があることから家相図であると分かる。年紀未詳の「近水園古図」（以下、「古図」と表記する）は東側上空を視点に展開した鳥瞰図で、「近水園絵図」⁽¹⁷⁾（以下、「絵図」と表記する）は升目状の罫線を引いたうえで建物平面などを描いた色紙を貼った貼り絵図である。

年紀が明確な文書「溉水園の記」は、九代藩主木下利彪とともに近水園の北西背後にある宮路山に登った際に作製を命ぜられた家臣の黒宮光峰が⁽¹⁸⁾、寛政三年（一七九一）にまとめた文書である。本史料は大きく三つの場面からなる。まずは溉水と号す園地の様子が、次いで背後の宮路山中腹にある三宮の様子とそこからの景観が、そして宮路山山頂部からの景観が示され、藩主と光峰との問答で終息する。

「近水園記」は旧藩士の木下利規が作製している。近水園の特徴のみならず維新後に庭園が荒廃していたことも記される。また、明治三十一年（一八九八）に他所にあった扁額が破損していたこと、園名が改められたこと、再度書写されたことが追記されている。追記は足守町に寄付された昭和十四年（一九三九）に足守小学校の元教諭である杉崎静夫による⁽¹⁹⁾。「近水園記」は斜めに大きく破損しており、

額装によって修復されて吟風閣内に掲げられている。

(1) 庭園敷地

前述した「足守藩陣屋町絵図(延宝↗貞享)」には、藩邸前から続く堀が現在の庭園敷地を東西方向に横断するように描かれている。堀より北側は空地と藪のような表現となり、堀の南側には宅地が広がる。宅地は、東側に坂井市三郎の、西側には四百石として松浦次郎左エ門の名前が見える。この絵図から十七世紀初頭までは現況の広さの近水園の作庭が行われていなかったことが分かる。

一方の「足守藩陣屋町絵図(享保)」には、池の表現はないものの「御水屋敷」と墨書がある。この墨書がある敷地の東端には南北に長い「藪通」が、それに西接して「馬場 六拾間」という南北に細長い区画がある。この絵図では藩邸の南側を画す堀から東へ続く水路が南南東方向に屈曲し、しばらくして北東方向に再び屈曲する表現があり、庭園敷地が「足守藩陣屋町絵図(延宝↗貞享)」より南に拡張している様子が窺える。

「足守藩陣屋町絵図(享保)」と近い地割は嘉永四年作製の「御殿ノ図」にも見ることができる。この絵図には池の表現があり、敷地の東側には南北に長い二区画が並列し、西側の区画に「御馬場」と墨書がある。

以上の絵図の比較から、現況の庭園敷地は延宝七年↗享保十九年の間に整備されたと理解できる。整備に際して人家敷地を接收し、建物を取り壊したのであろう。

(2) 絵図に描かれた近水園

① 「旧御藩邸俗称御殿ノ図」(図3)

「御殿ノ図」には南北に長い池が描かれ、東西に離れて中島が二島浮かぶ。西中島には西方向に切石橋と考えられる橋が架かるが、東中島に橋は架からない。池には北東方向に延びる一条の溝と、南南西に延びる二条の溝がある。現況と同様に北東から導水したと考えるが、北端は敷地境までしか描かれておらず、取水の状況は不明である。排水は南南西から行ったようで、現況とは異なり溝が二条描かれるが、東溝は途中で屈曲して西溝に合流する。

池の東側には「御馬場」がある。「御馬場」の中央付近には南北方位の線が一条引かれ、東西二筋の馬場が南北方位に延びるような状況に見える。なお、「足守藩陣屋絵図(享保)」には、「馬場」の東側に「藪通」と墨書のある南北に細長い区画が見える。西馬場の南端部には鉤状に北へ屈曲する塀が描かれるが、東馬場にそれは見られない。鉤状に屈曲した塀は西に再び屈曲して延び、その西端部には「御稻荷門」と墨書される門がある。「御馬場」の中央を東西に画す線は、区画の北端までは延びず、東西を画す線がなくなった地点には建物が一棟建つ。その背後には塀が描かれ、塀の西側に門のような表現がある。

建物は五棟描かれる。現在の吟風閣と同じ位置には「御掛作」と墨書のある建物があり、吟風閣と分かる。吟風閣には八畳間と七畳半と朱書きされた部屋が並ぶ。後者は八畳の広さのうち半畳を欠いた茶室で、室内に墨書された「□」は炉を表すと考える。吟風閣の南側には「御的場」と墨書された建物があり、北・東・西の三方を土塀で囲う。「御的場」の南面の壁の線は削られてやや薄くなっていることから、南面が解放された建物と推察する。「御的場」を画す西

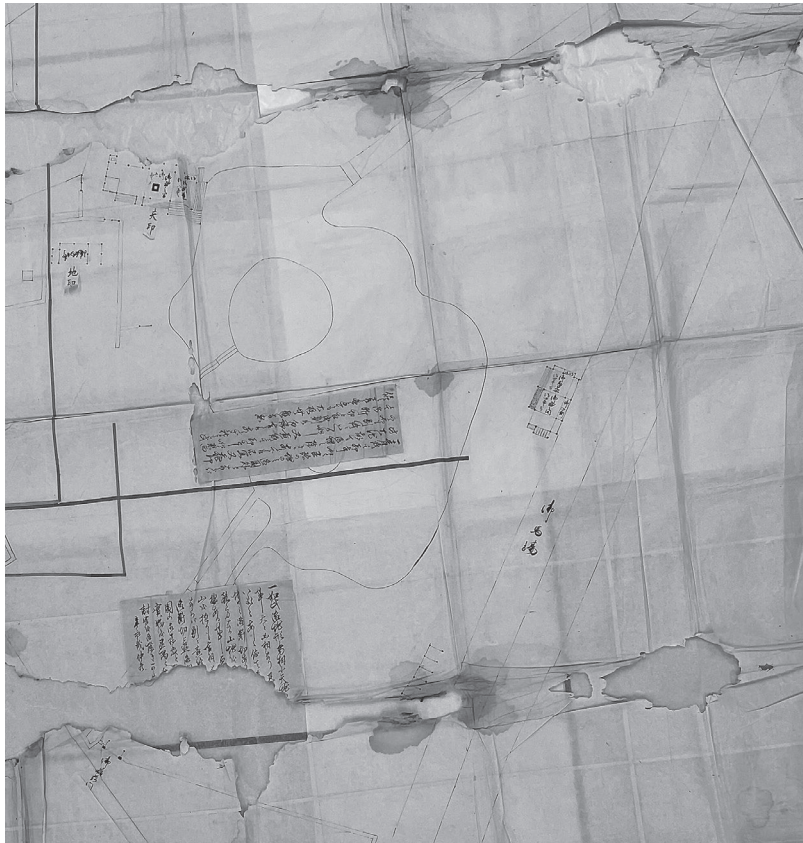


図3 旧御藩邸俗称御殿ノ図（近水園部分）
（個人蔵、岡山県立記録資料館寄託）

堀の西側には井戸がある。「御馬場」の北側には「御夜番所」があり、西側中央付近には「御馬見所」と墨書のある建物が見える。「御馬場」の西側南寄りには東面を解放した、同規模の五部屋が並列する建物があり、馬小屋と考える。

「御殿ノ図」を現況と比較すると、様々に相違が認められた。建物は吟風閣が唯一現存するのみで、その吟風閣も増改築が行われた現況と差がある。^②「御的場」を画す堀も現存しない。また、「御馬場」も現在では痕跡が確認できないほど改変されている。吟風閣の存在

以外に現在の近水園と共通するのは、おおよその池の形状と二島が浮かぶ中島の存在、「御的場」の西側にある井戸である。池の南側に付設する排水溝は数が減じられ、やや設置場所も相違するようである。

② 「近水園絵図」（図4）

「絵図」は升目状に野線を引き、それを基準として建物や水などを貼り紙で表現した貼り絵図である。「御殿ノ図」と同様に俯瞰図であるが、庭園部分のみを描いている点で相違する。本絵図は虫食をはじめとした毀損が著しく、半ば付近で二分割となるが、当初はひと続きで作製されたものである。

池を主体にした池泉式庭園である点は現況や「御殿ノ図」と同様であるが、池が深くくびれる点で相違する。池は西部が大きく、東部が狭小な略瓢箪形を呈し、池の規模に合うように西池に大型の中島を、東池に小型のそれを配す。池の南側には空闲地があり、東池の南東外側には褐色で不定形の貼り紙がある。西池の中島には反り木橋と考えられる橋を南側に架けるが、東池の中島には橋はない。

西池の北岸には北東方向に延びる溝一条があり、導水溝と考えるが、現在の導水溝よりはるかに幅広い表現となる。この溝は敷地外に延びておらず、端部は丸く収まり、その北側に「×」を東西方向に並べた表現がある。「×」の連続は敷地境の垣根の表現と類推することから、足守川から開渠のみでの導水ではなく、一部暗渠による導水の可能性を考える。導水溝が池と合流する手前には木橋が架かる。排水溝は大型の西池から南西方向に一条延び、土橋と石橋が架か

る。排水溝の取付き部は亀島の西側で、吟風閣の南側に当たる。排水溝は、後述する庭園の西側を囲う堀の内側を流れる。排水溝の取付き部の西岸には階段があり、中島を挟んで東岸にも階段を設置する。西中島の西岸にも階段のような表現が見える。これらの階段は舟着き場の雁木と考える。なお、水面に延びる階段は導水溝の端部付近にもあるが、前述の階段とは性格が異なると考える。

北東方向に延びる溝の中央付近の西岸で吟風閣の北東側には、やや赤みがかった褐色で略台形状を呈する、短い曲線の墨書が散在する貼り紙がある。現状の該当部分は崖面となる。崖面の大部分は土砂に覆われているが、それでも凹凸が著しい岩肌が所々見え、短い曲線の墨書を散在させた貼り紙の表現は岩壁の凹凸を表したものと考える。

建物は四棟描かれる。溝の東岸で、前述の赤みがかった褐色の貼り紙に正対する位置には、大型建物が描かれる。南東部の部屋には床があり、炬を示すような貼り紙もあることから、座敷としての使用が想起される。さらに、池西岸には池面に縁側を突き出す懸造りで、六畳間が三部屋並ぶ吟風閣が見える。吟風閣の南側には、「□^(掃カ)



図4 近水園絵図（個人蔵、岡山県立記録資料館寄託）

屋」と墨書のある建物が見える。この建物の南東角からは南へ堀が延び、すぐに南西方向に方位を変える。吟風閣の北側西寄りには東西二部屋が並ぶ小規模な建物が位置する。また、吟風閣の北側で北東溝に接する地点には門のような表現もある。

庭園の南東端付近には南北方位の堀があり、堀の上に「×」を重ねて表現する。その西側には「×」が南北方位に延びるようで、垣根と堀に囲まれた空間の存在が類推される。この空間は、他の絵図

から馬場の可能性を類推させるが、池の東側部分は損壊が著しいため詳細は不明である。庭園の南端には東西方位の塀がある。この塀と吟風閣の南建物から延びる塀は繋がり、庭園の南端から東端を画す塀と考える。南辺の塀の西寄りには門がある。

「絵図」と現況を比較すると、「御殿ノ図」より一層相違点が際立つ。池の形状は異なり、さらに排水溝の取付き部も相違する。池の南側には空閑地が広がる。建物は吟風閣が唯一現存する点では共通するが、その他にも複数の建物が描かれる。また、吟風閣の部屋の大きさも相違する。吟風閣の北側の斜面地部分に貼られた、短い曲線の墨書が散在する貼り紙は、当時には当該地点が土砂で被覆されていたことが推測される。

以上のように「絵図」は「御殿ノ図」よりも現況と乖離した特徴を示すことから、「御殿ノ図」より時期的に遡ると考える。

③ 「近水園古図」(図5)

俯瞰図として描かれた「御殿ノ図」や「絵図」と異なり、「古図」は南東側上空からの視点で描かれた鳥観図である。そのため、各施設的位置関係や規模は明確でなく、背後に隠れて描かれていない施設もあると考える。それでも各施設の立体的特徴を検討できる点は重要である。

本絵図も池を主体とし、おおむね瓢箪形の池を画面中央に描く。池の護岸は石積み状の表現となる。それぞれ拡張している池面には中島を一島ずつ描く。右側の中島はやや誇張した表現の亀頭石を池に突き出させ、手前側に亀脚石を二個配す。亀尾部には反り木橋を架ける。護岸は石積み状の表現となる。他方、左側の中島に橋は架か



図5 近水園古図 (個人蔵、岡山シティミュージアム寄託)

らず、周囲は護岸石組というべき表現となる。池の右端部には三角状に細く延びる出島があり、その上部には石造五重層塔が立つ。

池からは画面右側に溝が延びており、そこに滝が注ぎ込む様子が描かれる。滝は宮路山の東裾の位置に当たる。凹凸の著しい岩壁に打たれながら流れ落ちる水は、数段の段を経ながら勢いよく溝に注ぎ込む⁽²⁾。滝が注ぎ込む溝には、滝の右側に土橋が、左側に木橋が架かる。

池からの排水溝は、画面右側の中島のすぐ近くから派生し、分岐したすぐの地点に橋が架かる。この橋より左側の排水溝は垣根に囲われた竹林に隠れて視認できないが、垣根及び竹が開口する場所が、一か所確認でき、通路の存在が示唆される。

排水溝と吟風閣の間には、舟着き場の雁木と考えられる階段が池に接する。また、池の左端部にも階段を描く。池の岸上面はおおむね植物で覆われるが、池の下岸中央付近には植物が途切れる場所があり、延べ石のような表現がある。ここから園路が延びることから、この地点にも階段が存在する可能性がある。この延べ石の右側の池面には小舟二艘が浮かぶ。

建物は三棟描かれる。滝の正面に当たる位置には植物質素材の屋根が葺かれる大型建物が建ち、その傍らには井戸が見える。池に迫り出す懸造りの建物は吟風閣である。吟風閣は植物質素材で葺かれた入母屋造りの屋根が乗る平屋建物である。池に面した壁面上部には扁額が架かる。画面下方寄りの中央付近には、池側を四つ目垣で囲う、植物質素材で屋根が葺かれた入母屋造りの建物が建つ。

四つ目垣を伴う建物の左右には土塁が直線状に延び、空閑地を下方に挟んで竹藪が見える。土塁に画された直線状の空間は馬場と考

える。池と土塁の間には園路が複数筋通り、サクラと思われる樹木が植わる。

池の左側には緑色に塗られた築山が描かれる。築山は頂部が三か所連なり、それぞれの谷部には園路が描かれる。

「古図」と現況の差としては滝の存否が大きく、排水溝の設置点や池の左側に築山がある点も現況と相違する。建物は吟風閣が現存するのみである。ただし、現在の吟風閣は二階建てで、平屋建物とする本図と大きく異なる。「古図」は「御殿ノ図」より現況と乖離しながらも「絵図」にやや近い特徴もある。例えば、「古図」の池の左側に築山があるが、「絵図」の池南東側にある褐色の貼り紙が築山を表現した可能性がある。また、「絵図」には、「古図」で滝が描かれた地点に貼り紙がある。貼り紙には短い曲線の墨書が散らされ、岩壁の表現と類推するが、枯滝を意図した可能性もある。

(3) 文書に書かれた近水園

① 「溉水園の記」

寛政三年にまとめられた「溉水園の記」からも近水園の様子が窺える。ここでは庭園に関わる表現を抜き書きしてその特徴を掴みたい。

「(前略) 吉備の国なる松井の水の流れて清き山川の末せきいれつゝ、溉水と号る一の園あり、池のほとりに高く造れるを唸風閣とそなつく、しりへに宮地の山そひえて常に心を山水にあそはしめ(後略)」とあり、溉水や唸風閣といった具体的な名称が見える。また、川からの導水も窺える。

さらに、「(前略) 池の面にひとつの嶋あり、其かたち亀に似て、み

きにはかけし橋打ちわたれば、巖苔むし松竹ものふりて蓬かしまにあそへるこゝちす、今一の寫には橋なければ、岸につなける舟ひきよせて、いちのり侍りつゝ、ミつから棹さしを渡れば、ひろき真砂路にそ出つ、射を試るの榭をは観儀と号く、また安々と額かけたるいはも（後略）」と記述される。中島が二島あり、亀に近い形状の中島にのみ橋が架かるとある。また、舟が巡る点は雁木の存在や「古図」に描かれた係留される小舟の表現と整合する。そして、上陸したところに広い真砂路があるが、ここは馬場で、安々と名付けた庵という記述は馬場の傍らに建つ建物と考える。この建物を「御殿ノ図」では「御馬見所」と墨書するが、「溉水園の記」や後述の「近水園記」から安々（庵）と呼称していたと分かる。観儀と名付けられた榭は射場で、馬場と一体的な配置と窺え、「御殿ノ図」にある独立した的場とは異なる様相を示す。なお、「溉水園の記」には滝についての記述がない。

②「近水園記」

「近水園記」には「（前略）勅修仙洞殿、是其余材也（後略）」とあり、吟風閣のことと類推する。さらに「（前略）池有二小嶼、曰亀嶋、曰浮島（後略）」と続き、各中島の植栽を詳述する。また、「（前略）其東北隔大地、有一堤、即演武場也、側有閱兵室、号安々庵、可以射、可以調馬、可以擊劍、其西有一阜（後略）」とある。この記述は馬場に関するもので、調馬だけではない利用方法が記される。「御殿ノ図」に「御馬見所」とされた建物を安々庵と呼称していたことも記し、閱兵室と位置付けられている。馬場の西側には「有一阜」と記され、築山の存在が見える。築山の表現は「古図」にあり、「絵

図」にもそれを示すと考えられる貼り紙がある。

3 絵図・文書から見た近水園の変遷

近水園が描かれた三点の絵図のうち、「御殿ノ図」のみが嘉永四年と作製年が明確である。現況と絵図相互の比較では、「御殿ノ図」より「絵図」や「古図」ほうが古い近水園を描いていると考える。「絵図」及び「古図」とともに吟風閣が描かれていることから、仙洞御所の普請を拝命した宝永五年以降の状況と分かる。文書は「溉水園の記」が寛政三年作製である。「近水園記」は明治維新後で明治三十一年以前の作製であるが、その当時、近水園はすでに荒廃していた。しかしながら、「近水園記」には馬場での活動の具体も記されており、当時の状況をありのままに記したとは限らず、懐古的な表現がある点には留意すべきである。

「絵図」と「古図」にもいくらか相違点がある。滝の存否は両絵図の差として大きい。「絵図」では水の表現はないものの枯滝を意識したような貼り紙がある。また、「絵図」には池の西側で吟風閣の南側、排水溝に架かる橋を渡った地点に建物が一棟建つが、「古図」には排水溝に架かる橋の奥に建物は描かれない。ただ、各絵図の性格についての検証が進んでいない現時点では、両絵図の新旧関係を断ずることは難しい。

現存する絵図と文書から近水園の変遷の想定を概述する。

「古図」は滝が注ぎ込む池泉式庭園として描かれた鳥観図である。滝の正面には最も大型の建物が建ち、庭園における主殿と位置付けられる。庭園そのもののみならず、この建物を「近水屋敷」として

認識していた可能性もある。俯瞰図である「絵図」にはこの建物の平面図が描かれるが、障子の位置や枚数等に大差はない。この建物の南東部に床を設える部屋が位置することから、近水園は座敷であるこの部屋を主な視点場として作庭したと推察する。主景は視点場から南に広がる池及びその左奥にある築山で、遠方に宇野山をはじめとした山々を借景として意識していると考ええる。滝は落水音の演出を主目的としつつ、西面の部屋からは景色としたのであろう。あるいは客が座敷に通される経路で眺める意図も想起される。吟風閣からも池と築山、借景の山々という景色を眺めたと推測する。ただし、回遊性が高いことから、池を挟んで南側から主殿建物や吟風閣、その間の滝を臨む景色も味わう意図が窺える。また、東端には馬場を置き、騎馬の様子を見る建物を傍らに配置した。

「絵図」では、水瀑ではなく岩壁を枯滝と見立てた表現である。あるいは、水を流していない平時の様子かも知れない。主景は主殿の南側に広がる池と築山、借景の山々で、吟風閣からも角度を変えた同様の景色を楽しむ意図が窺える。回遊性は高く、南方から主殿建物と吟風閣そして枯滝を眺める意図もあったと考える。吟風閣の南側の敷地は西側に拡張して排水溝を取り込み、建物もある。

滝について、「溉水園の記」は触れていない。それは水が流れ落ちる滝についても、枯滝についても同様で、ただ川から導水することは記述する。また、「古図」や「絵図」に雁木が、「古図」には係留された小舟が描かれているが、「溉水園の記」からは舟で遊覧する楽しみ方の具体が垣間見れる。

「御殿ノ図」に描かれた近水園には、現況に近い形状・規模に造成された池が描かれる。池の北側には大型建物は存在せず、吟風閣か

らの景観及び回遊しつつ吟風閣の方向を見る、現況に近い楽しみ方が想定できる。枯滝については、「御殿ノ図」が家相図という性質からか、特別な表現は見られない。あるいは現況と同様に枯滝という意識すらなかった可能性もある。庭園の東端には馬場が南北方位に所在し、その傍らには「御馬見所」が、その建物の南側には馬小屋が建つ。「御馬見所」は「古図」にも描かれ、「溉水園の記」や「近水園記」から安々庵と呼称されたとわかる。馬場の北端には「御夜番所」がある。吟風閣の南側の建物は認められないが、南西側には堀で囲われた「御的場」が描かれ、弓の稽古場の存在が見て取れる。

おわりに

岡山県指定名勝近水園は、近代以降に公園として整備された以後の形態で、近世の大名庭園の特徴をそのまま具備するわけではない。近世の近水園は、絵図や文書からある程度の特徴を追うことができ、本稿で特徴と変遷の概略を示した。当初は主殿建物を視点場としつつ、回遊性にも優れた庭園として整備し、馬場において乗馬や弓といった武芸を藩主に披露する場としても機能していた。それが主殿建物の喪失に伴い明確な視点場が失われ、回遊性に大きく傾斜した。現在の近水園の楽しみ方に変化している可能性が考えられた。ただし、乗馬や弓の腕を磨く場、そして腕前を藩主に披露する場という機能は継承する。明治維新後に荒廃していた近水園は足守町へ寄付されたことで公園という新たな活用方法が加えられて整備され、現在に継承されてきたのである。

ところで、本稿では近水園に関する絵図や文書をもとに変遷を検

討したが、各絵図そのものの性格については十分に検討できていない。絵図に表現されている施設が必ずしも実在したとは限らない。例えば、「絵図」は升目状の罫線の上に貼り絵で建物や池、水路などを表現するが、岡山藩の岡山後楽園にも類似絵図がある。⁽²²⁾ 端裏に「後楽園地下ヶ絵図」とある一幅で、貞享四年（一六八七）から始まる後楽園造成以前の計画図である指図とされる。「絵図」は岡山後楽園の「後楽園地下ヶ絵図」と同様の作庭計画図である指図の可能性があり、その場合、作庭時の計画変更を想定しておくべきであろう。絵図の性格については異なる角度から検証すべき課題であり、地下遺構の調査による絵図の検証も必要である。

謝辞

本稿をまとめるにあたり左記の方々の協力を得た。ご芳名を記して謝意を表したい（五十音順、敬称略）。

内池昭子・内池英樹・嶋田久仁子・杉原康子・林まゆみ・万城あき

〈注〉

（1）寛政三年作製の「溉水園の記」にある記述から当該期には溉水（園）と呼ばれていたことがわかり、明治維新後に改称されたことが「近水園記」に記される。また、「足守陣屋町絵図（享保）」（享保十八・十九年）には近水園の地点に「御水屋敷」という墨書がある。陸奥国の瀬上村で酒造業等を行いながら、足守藩分領瀬上陣屋の御用達を務めていた内池永年は、文政元年（一八一八）に瀬上を旅立って足守に向かい、その様子を旅日記「みちのしをり」にまとめており、

「十四日八つ時 村上様へ御見舞申上候、安富様御案内被下候て御城内拝見、御水屋敷・御庭・御三階・泉山・築山・馬場有、松桜面白植木あり」と記す。江戸時代、近水園は溉水園あるいは御水屋敷と呼ばれていたが、本稿では岡山県指定名勝の名称である近水園を使用する（内池英樹「福島の人がみた足守」『緒方洪庵―その生涯と郷土岡山―』岡山県立博物館、二〇二四年）。

（2）「近水園記」には亀嶋（島）、浮島と表記される。

（3）現在、吟風閣と呼称する建造物を「溉水園の記」は吟風閣と表記する。また、建造物には吟風閣と書かれた扁額が掛かる。他方で「近水園記」には吟風とある。

（4）『足守』には、近水園は利玄の三男である利福により寄付されたとある。なお、康夫は足守藩家老の杉原康夫を指す。（『木下利玄全集 散文篇』弘文堂書房、一九四〇年。『足守』足守町、一九六六年）。

（5）戸村彰孝「序文」『岡山県指定名勝近水園（吟風閣）保存修理工事報告書』岡山市、一九九七年。

（6）重森三玲の近水園訪問時期は不明であるが、昭和十二年建立の木下利玄歌碑の建設を近年と記述する（重森三玲「足守の庭園」『温故』二―三、温故會、一九五一年）。

（7）表裏会は旧足守藩士の有志により旧藩主木下家への報恩のために創設された団体で、東西両京に所在する木下家の墓所参拝と、木下家に特別の由緒のある寺社の保存祭祀に関与し、さらに会員の相互扶助を行う。明治九年（一八七六）の結成当初は表裏社と称していたが、明治二十九年（一八九六）に表裏会に改称している。思立神社には足守藩の断絶を救った忠臣とされる田中九之丞を祀る。その木造社殿は昭和五十四年（一九七九）に倒壊し、昭和六十一年（一

九八六)に石造小祠が安置されて現在に継承される(間野幹男『備中足守史話』私家版、一九九三年)。

- (8) 終戦後の混乱期に文化財が荒廃している事態を受けて、岡山県は昭和二十三年(一九四八)三月一日に「岡山県史蹟名勝天然紀念物保存顕彰条例」を、同年十二月二十七日には美術品も対象に加えて「岡山県重要美術品史蹟名勝天然紀念物保存顕彰条例」を制定する。

昭和二十五年に「文化財保護法」が制定されると、昭和二十九年十二月二十四日の「岡山県公報」に「岡山県文化財保護条例について(解説)」が掲載され、旧条例を廃止して、内容を一段と整備した「岡山県文化財保護条例」を制定したと記す。なお、旧条例の廃止に伴ってその指定効力は失われるが、文化財保護の趣旨から昭和三十四年三月末まで、あるいは新条例で新たに指定されるまでは、旧条例が適用されている。さらに、昭和五十年七月一日の「文化財保護法」の改正を受けて、同年十二月二十四日には「岡山県文化財保護条例」も改正されている(『岡山県教育史』続編、岡山県教育委員会、一九七四年。『岡山県教育史』(昭和三十一年～五十年)岡山県教育委員会、一九九一年)。

- (9) 横山定「二つの足守陣屋町絵図」『岡山に生きた豊臣家』備中足守藩木下家資料、岡山シティミュージアム、二〇一五年。

- (10) 瀬戸裕子・小野田伸編『岡山に生きた豊臣家』備中足守藩木下家資料、岡山シティミュージアム、二〇一五年。

- (11) 吟風閣の屋根は足守町時代に火災防止のため茅葺きから銅板付葺きに変更されたという(前掲注(7)文献)。

- (12) 『備中足守の記憶―古写真・絵図を中心に―』備中足守竹取物語編、二〇一八年。

- (13) 「溉水園の記」と「近水園記」は『岡山県庭園調査報告書』に写真が掲載され、内池昭子氏による翻刻文も示されている(上椋武編『岡山県庭園調査報告書』岡山県教育委員会、二〇二五年)。

- (14) 横山定「岡山市北区足守所在の足守藩陣屋跡について」『岡山県立博物館研究報告』四十、岡山県立博物館、二〇二〇年。

- (15) 前掲注(10)文献。

- (16) 本稿で「近水園古図」と呼称した絵図を加原耕作は「近水園絵図」、横山定は「御水屋敷絵図」(「近水園絵図」とそれぞれ呼称する。近水園という呼称が明治時代以降に使用されるという事情を考慮すると、江戸時代の絵図に対して横山が用いた呼称は正しい。あるいは「溉水園絵図」も妥当かもしれない。本稿ではやや長く使用されていることを受けて、「近水園古図」という呼称を用いる(前掲注(12)。前掲注(14)。「近水園」『岡山県の文化財』(三)岡山県教育委員会、一九八二年。加原耕作「第一章建造物の概要 第一節概説」『岡山県指定名勝近水園(吟風閣)保存修理工事報告書』岡山市、一九九七年)。

- (17) 本図は「近水園絵図」(近水園新旧図)として岡山県立記録資料館に寄託されている。(木下家文書、D2-2811)

- (18) 元文五年(一七四〇)生まれの黒宮光峰は、宝暦四年(一七五四)に十五歳で出仕し、八代木下利忠と次代の利彪に仕えている。剛健質実、深沈寡黙で、外貌は平凡庸愚であるが、実際は通敏の才があるという。騎馬、経史、書画、射、槍、兵法等、広い分野に通じており、文武の天才とされる。寛政六年(一七九四)に没すると、利彪は哀悼に堪えず献子という諡を賜っている。以降、足守藩では諡の賜与が始まった(永山卯三郎編『吉備郡史』(下巻)名著出版、一

九七一年)。

(19) 杉崎静夫は明治十六年(一八八三)六月に足守小学校へ赴任している。大正七年(一九一八)改正の表裏会の定款にも名前が見えることから旧藩士と考える(『百年誌』創立百年記念誌編集委員会、一九七三年。前掲註(4)文献)。

(20) 保存修理の際に実施された吟風閣の調査では、後世に平屋部分が二階建ての吟風閣に継ぎ足されたことが指摘され、さらに天井板に和釘が使用されていることから、幕末から明治時代初期頃に庭園北側の建物を解体移築した可能性が考察されている。また、式台部分は昭和初期頃の増築とされる(『岡山県指定名勝近水園(吟風閣)保存修理工事報告書』岡山市、一九九七年)。

(21) 近水園の水源とされる池があったと伝わる。間野幹男は岡山市北区大井字片山にある池床という地名がその痕跡で、足守岩井堂の急峻に水路が通っていたと記す。また、岡山市北区大井の玉田の泉から引いたと伝わることを杉原康子氏からご教示を受けた。泉はすでに埋められているという(前掲註(7)文献)。

(22) 岡山県郷土文化財団「絵図による後楽園の変遷」『岡山後楽園史』後楽園史編纂委員会、二〇〇一年。

(うわがき たけし 岡山県教育庁文化財課)

【研究ノート】

旧山陽道板倉宿における助郷争論

—安政三年の事例を中心に—

心 光 康 子

はじめに

江戸時代における人や荷物の移動は、陸上を通過する場合、整備された街道を通行することが一般的であった。街道には一定の距離ごとに宿場が置かれ、幕府公用の書状や荷物の運搬と、通行者に対して宿泊施設や荷物を運ぶ人馬を提供するという伝馬役を課された。

このうち人馬については、宿場から次の宿場へ人や荷物の輸送を担い、この業務を継立といった。この継立のために、宿場は街道ごとに設定された数の人馬を常備しておく必要があった。^①しかし、宿場の規模はまちまちで、定められた数の人馬を用意できない宿場もあった。また、大名行列のような大人数の通行が実施された場合には、宿場に常駐させた人馬のみでは継立が間に合わないため、幕府が通達を出して、宿場の近隣村々から人馬を徴発し、継立業務を補助させた。この制度を助郷と呼び、人馬徴発を課せられた村を助郷村、助郷を常時請け負うように指定された村を定助郷と言う。^②

助郷は先にも述べたとおり、交通量の多い時に、村から人馬を徴発する臨時の負担であった。しかし、幕末期に至ると、幕府による軍事輸送が増え、さらに通行の規模も大きくなったことで、継立を担う宿場はもちろん、助郷村の負担も重くなった。^③

この軍事輸送のうち、代表的なものが元治元年（一八六四）と翌年の慶応元年の二回にわたって実施された長州征伐（幕長戦争）である。この時の幕府軍の通行は、宿場や定助郷だけでは対応できず、幕府は加助郷という名目で定助郷以外の村からも人馬の徴発を命じた。しかし加助郷を賦課された村の中には人馬徴発を拒否し、宿場役人の不正を抗議した村もあり、宿場と助郷村の間で訴訟に発展する事態となつて、円滑な運用には結びつかなかった。^④

幕府は助郷の対象範囲を拡大し、こうした加助郷のほか、増助郷や当分助郷といった臨時の助郷を広範囲の村に新規で賦課することで、宿場や助郷村の負担を分散化させようとした。しかし新規の助郷村の中には、人馬の徴発拒否だけでなく、助郷免除の嘆願や、代わりの人足を雇う（「雇上」）ための賃金を支払うといった、^⑤様々な方法をとって抵抗の姿勢を示した。その結果、宿場や助郷村がその人馬負担を肩代わりせざるを得ず、幕府の思惑とは裏腹に宿場や助郷村がますます疲弊していくことになった。

ただ、新規の助郷村が宿場への人馬徴発に抵抗した背景には、新たな負担に対する忌避意識だけでなく、個々の地域事情に基づく様々な問題があつたと推測する。そして、その数ある問題の中には、領主の支配体制の違いによる連帯感の有無という点もあつたと考える。

そもそも街道については、五街道や脇街道の区別なく幕府の道中奉行が直接管轄していた。⁶⁾このため公用通行の問題は、領主に関係なく従うべきものであったが、現地の領主による差配のもとで運用されるという面では領主層の協力も必要不可欠であった。そして助郷の指定についても、地域固有の負担問題を把握する現場の領主が関わる方が村々にとっても都合がよかったと言える。

そのため本稿では、こうした領主の支配体制の問題を背景とした助郷争論の例として、旧山陽道の板倉宿とその助郷村の一部との間に存在した対立について取り上げる。詳しくは後述するが、板倉宿は領主が同じ助郷村と、領主が異なる助郷村をもち、このうち領主が異なる助郷村とは度々争論を起こしていた。この様相について、安政三年（一八五六）に起きた助郷争論の事例からその一端を捉えていきたい。

一 板倉宿と犬養家

安政三年の助郷争論を取り上げる前に、前提となる板倉宿とその助郷について触れておく。また、本稿で引用する岡山県立記録資料館所蔵賀陽郡川入村犬養家資料（以下、犬養家資料と表記）についても若干の概要を述べておきたい。

（一）板倉宿の概要⁷⁾

板倉宿は、旧備中国賀陽郡板倉村（現岡山市北区吉備津）にあり、旧山陽道のうち備前国から備中国に入った最初の宿場であった。東は備前国の岡山宿（現岡山市北区表町）があり、その距離は二里

一二町（九・三km）、西側の川辺駅（現倉敷市真備町川辺）との距離は三里（一・二km）であった。

また宿場の本陣は、真金十字路と呼ばれる分岐路の近くにあったが、そこから北西に行くと備中松山城下へ向う松山往来、南へ向えば庭瀬の陣屋町につながる交通の要所でもあった。

板倉宿の成立は、寛文・延宝期（一六六一～一六八一）に遡り、もともとは宮内村が担っていた本陣を板倉村の仲達家（後の東方家）へ移したことに始まる。ただ、板倉村は村高の少ない小村であった。天保九年（一八三八）に作成された「庭瀬領村鑑」によれば、前述の宮内村の村高が、吉備津神社領を除く庭瀬藩領分のみでも一五九二石であったのに対して、板倉村は三四六石と、宮内村のおよそ五分の一の石高しかなかった。⁸⁾また、宮内村だけでなく、ほかの助郷村の中でも、小村であったことが後述の表からも明確である。

このため、板倉村の一村体制では宿場を経営できない状況であり、宮内村が役儀の半分を負担（「半分構」・「平分構え」）した。そして御用通行などの対応は、この二か村に矢部村（現倉敷市矢部）を加えた三か村で継立業務を行っていた。

この経営人数は一六二人で、村別にすると、宮内村から一一六人、矢部村が三九人出していた。板倉村からは七人で、人とは別に常備の馬八匹を負担していた。馬の分を考慮しても、三か村のうち、宮内村がかなり多めに人数を出していたことは一目瞭然であるが、先にも触れた表をみると、板倉村だけでなく矢部村の村高も、ほかの助郷村に比べて少ない方であったことがうかがえる。そのため規模の大きい宮内村が負担せざるを得ない状況にあったと推察する。

(2) 板倉宿の助郷

板倉宿の助郷は、庭瀬郷と加茂郷と呼ばれた二つの地域に属する村々から徴発された。『吉備郡史』によると、「宿場定助郷」として定められた助郷村のうち、庭瀬郷については、宮内村・板倉村・立田村・矢部村・川入村・西花尻村・東花尻村・沖分（村）・延友村・中田村・平野村・入作（村）・山田（村）の一三か村が指定されていた。

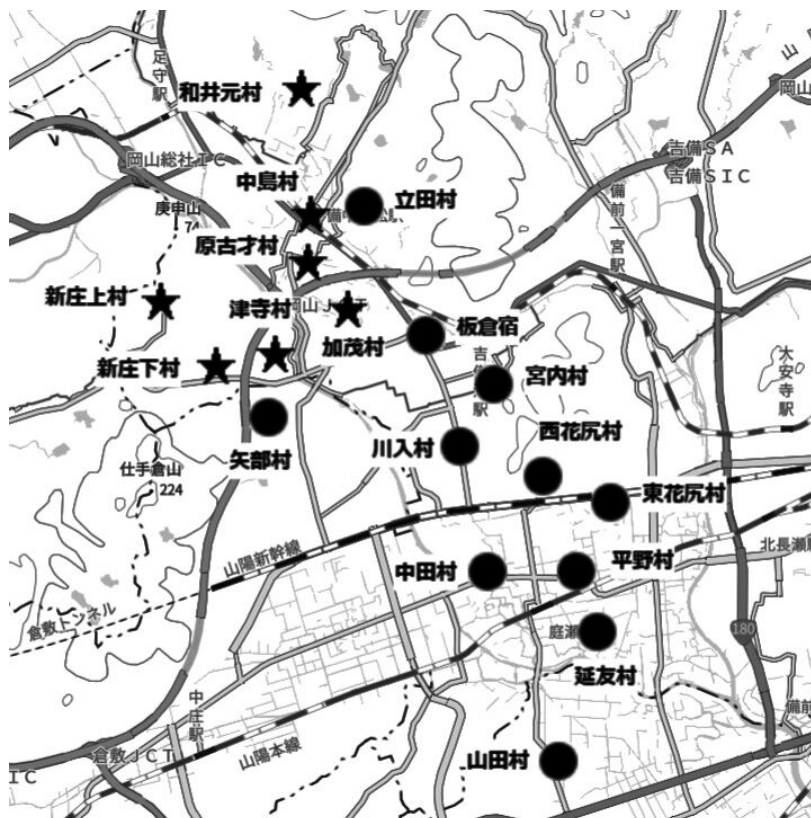


図 板倉宿と定助郷村の位置関係

注：地理院地図（電子国土 WEB）を加工し作成。図の上が北。
●が庭瀬郷、★が加茂郷の助郷村を示す。

表 板倉宿定助郷村一覧

郡	村名	支配	郷	村高（石）	備考
賀陽	板倉	庭瀬藩	庭瀬	346	
賀陽	宮内	庭瀬藩 吉備津神社	庭瀬	1752	庭瀬藩領分は1592石
賀陽	立田	庭瀬藩	庭瀬	399	
賀陽	川入	庭瀬藩	庭瀬	1262	
賀陽	中田	庭瀬藩	庭瀬	848	
賀陽	平野	庭瀬藩 知行所（蒔田）	庭瀬	1992	沖分（村）分も含む 庭瀬藩領分は1292石
賀陽	延友	庭瀬藩 浅尾藩	庭瀬	729	庭瀬藩領分は27石
賀陽	東花尻	庭瀬藩	庭瀬	259	
賀陽	西花尻	庭瀬藩	庭瀬	562	
賀陽	原古才	知行所（花房）	加茂	845	
賀陽	中島	知行所（花房）	加茂	1041	
賀陽	和井元	知行所（花房）	加茂	356	
都宇	山田	幕府領（倉敷代官）	庭瀬	1663	入作（村）分も含む
都宇	矢部	庭瀬藩	庭瀬	557	
都宇	加茂	知行所（花房）	加茂	1814	
都宇	新庄（上）	知行所（花房）	加茂	932	
都宇	新庄下	幕府領（倉敷代官）	加茂	1037	
都宇	津寺	知行所（榊原）	加茂	1001	

注：支配の欄は『岡山県の地名』における各村の記述を参照。また村高についても同書の「行政区画変遷・石高一覧」の天保郷帳の欄を参照した。

一方で加茂郷については、「花房錢之助様知行所」から加茂村・新庄上村・原古才村・中島村・和井元村の五か村、「藤方彦一郎様御代官所」の新庄下村、「榊原御知行所」の津寺村の合計七か村が定助郷となっている。

これら定助郷については、およその位置関係を図に、郡や領主の支配体制、村高などを表にまとめた。その傾向を表の記述から捉えておきたい。

まず郡別でみると、庭瀬郷の村は山田村と矢部村を除くとすべての村が賀陽郡に属している。**図**をみても、山田村は板倉宿からみて南側に、矢部村は同宿からやや西側に離れていたことがわかる。一方で加茂郷に指定された村の中にも賀陽郡に属する村が含まれており、庭瀬郷と加茂郷の区別は郡ではないことが明確である。

では、両郷の区別は何を基準としているのだろうか。その答えは**表**の支配の欄からうかがえる。領主による支配体制の変遷は、厳密にすれば村ごとで異なるが、当該期においては**表**のとおりである。このことを踏まえると、庭瀬郷の村は、庭瀬藩の支配下にあったという共通点をもつことになる。一方の加茂郷は幕領や旗本領で構成されており、庭瀬郷と比較すると共通性は低いようにもみえる。ただし、津寺村の領主榊原氏は、加茂村などを支配する旗本高松花房氏の分家筋の家である¹⁰。その点を踏まえると、幕領の新庄下村以外は、花房氏の支配が強い傾向にあったと言えよう。

ところで、少し本題とは逸れるが、筆者は以前、元治元年に岡山藩の政策によって、御野郡原村（現 岡山市北区原）に新設された新駅継立所に対して、助郷の人馬徴発を命じられた津高郡の村が起こした訴願運動について検討した。この時の津高郡の村側の主張は、岡山藩領内における宿場の助郷については、その宿場が属する郡内の村から出されることが原則であるため、津高郡の村から御野郡の原村に人馬を出すのはおかしいというものであった。結論から言えば、この主張は藩に認めてもらえず、津高郡の村は継立人足を差し出すことになったが、先の主張を聞いた岡山藩の郡奉行は村側の論理を正当であると認めていたことが指摘できる。つまり岡山藩領の場合、助郷村の指定を決める要件は、宿場からの距離ではなく、そ

の村が宿場と同じ郡に属しているという点であったと言える¹¹。

この点を踏まえて板倉宿に話を戻すと、岡山藩領内の宿場とは異なり、板倉宿の助郷を定める条件は、郡ではなく領主体制であったと言える。これは藩領支配が広範囲にわたっていた備前国に比べて、支配が錯綜している備中国の場合、郡単位の支配が難しかったため、同じ領主の支配を受ける村同士の連帯感がより重要であったと理解できる。そしてそれが人馬徴発の問題においても顕著に表れたのが、後述する安政三年の争論を含む、度々の対立であったと言える。

（3）犬養家資料の概要

犬養家資料は、岡山県立記録資料館が所蔵する二〇三三三の資料群である。その内容は、犬養家が庄屋を務めていた旧備中国賀陽郡川入村（現 岡山市北区川入）の村政資料を中心に、同家が大庄屋を任されていた時期の地域資料、そして犬養家の人々が残した家政資料や私的な日記等が含まれている¹²。

犬養家がであった川入村は、前述のとおり、板倉宿へ人馬を提供する定助郷に指定された村の一つであった。定助郷の村々は、板倉宿の問屋場役人を交代で務めていた。川入村からの程度出されていたのかは判然としないが、犬養家資料の中には、板倉宿関連の資料がいくつか散見される。このため、犬養家から問屋場役人が出ていた可能性も十分にあったと言えよう。

また、板倉宿の問屋場役人として作成されたものとは別の立場からの資料も確認できる。その場合は、地域をまとめる大庄屋という立場から、板倉宿と助郷村の争論の状況を領主に報告しており、その裁許を要請していた様子がうかがえる。本稿ではその一部しか紹

介できないが、本陣の家でなくとも宿場の経営にかかわる村の様子がわかる点や、また大庄屋が助郷争論において、どのような役割を果たしたのかという点を検討できる面から、犬養家資料を用いた研究が進展していくことを期待する。

なお余談となるが、今回取り上げる犬養家は、明治から昭和にかけて政治家として活躍し、内閣総理大臣を務めた犬養毅（木堂）の生家であり、後述の資料にみえる犬飼（養）源左衛門は毅の父である。毅は自身の家の由緒や、先祖や家族のことを記した『家記大要』⁽¹³⁾という伝記も残した。関心があればご一読願いたい。

二 安政三年の加茂郷助郷村の不勤をめぐる出入

先にも述べたとおり、板倉宿の定助郷は庭瀬郷と加茂郷という二つの地域の村々から徴発されていた。しかし、このうち加茂郷の助郷村が人馬を出さないという事態が何度かあった。⁽¹⁴⁾ここでは、その中から安政三年に起きた争論を取り上げる。

(1) 板倉宿の訴願

まずは、つぎの口上書から、板倉宿と加茂郷の助郷村との間にあった争論の発端を確認する。なお、以下の資料引用では、適宜省略の上、読みやすさを考慮して筆者が読点を加筆した。

【資料1】⁽¹⁵⁾

乍恐奉願上口上書

一 当八月十七日、蕃書御調所御出役伊澤謹吾様長崎表江御下向、松平美濃守様御参勤、板倉周防守様御下向御通行、一

時御込合人馬御継立混雑仕候砌、加茂郷人足手違方事起り、加茂郷人足差出不申、日々御継立差支難渋仕、其余新規之儀申出迷惑仕候二付、先達而御添翰持参、花房飢之丞様御役場へ出願仕候處、一応御糺被成下、村々方差出候返答書御廻シニ相成候迄二而相添不申、且又是迄罷出候儀ハ無御座候得とも為念倉敷御役所江茂始末御届ニ罷出候処、御月切ニ相成申候、然ル上者大切之御通行日々御継立差置迷惑難渋仕候二付、早々関訴仕申度奉存候間、此俟江戸表江御差出被成下候様奉願上候、依之乍恐願書差上候、以上

板倉宿問屋

藤右衛門

同 目代

鉄太郎

辰十月

同 組頭

和助

(以下、組頭二名・庄屋一名略)

浅尾与右衛門様

(以下、代官三名略)

前書之願書差出候間、取次奉差上候、以上

大庄屋

犬飼源左衛門

中田五左衛門

資料1は、板倉宿問屋の藤右衛門ほか五人が訴えた内容を、大庄

屋である犬飼（養）源左衛門と中田五左衛門が、庭瀬藩の代官である浅尾与右衛門ら四人に提出した口上書の写しである。この冒頭に、

三件の大規模通行が重なり、宿場の継立業務が混乱したとある。

その一件目は、蕃書調所の出役であった伊澤（沢）謹吾が長崎に行くための通行であった。その目的は**資料1**の内容からは判然としないが、伊澤は前年の安政二年に、幕府が海軍士官を養成するためを実施した海軍伝習（長崎海軍伝習所）の二期生として入所していた。¹⁷その点を踏まえると、海軍伝習を受けるために長崎に向かう通行だったのではないかと想像する。

つづく二件目の通行で名前が確認できる松平美濃守は、筑前国福岡藩一代藩主黒田長溥の¹⁸ことである。「御参勤」と記されていることから、通行の目的は参勤交代であったことがわかる。そして、三人目の板倉周防守は備中松山藩主の板倉勝静のことで、「御下向」とは、江戸から備中松山城に帰城するための通行を指すものと考えられる。板倉勝静の通行については、後述の**資料2**で改めて触れたい。

各通行の規模は、この資料の記述からは読み取れないが、そうした複数の通行が重なった非常事態にも関わらず、「加茂郷人足手違ふ事起り」とあるように、加茂郷側の手違いが原因で、本来差し出されるべき人馬が加茂郷の村々から出されなかったために、継立業務に大きな支障が出たと、加茂郷の助郷村の非を訴えていることが読み取れる。

また、「先達而御添翰持参」の記述から、板倉宿側が庭瀬藩だけでなく、加茂郷村々の領主である旗本の「花房飢之丞（花房職補）」の役場や倉敷の代官所にも同様の訴えを届け出ていることがわかる。しかし、訴願先の花房氏は、板倉宿の訴願内容を加茂郷の村々に問い合わせはしたものの、加茂郷村々からの返答書を廻達してきただけで十分な対応はしてもらえず、倉敷代官所からも月末で担当者が変

わること（「月切」）を理由に断られたとある。このため、板倉宿側は、江戸に訴願するつもりなので、このまま江戸に口上書を提出してほしいと、庭瀬藩に対して訴願の仲介を頼んでいる。ここで示される江戸とはおそらく道中奉行のことではないかと思われるが、この記述から、現地の領主の対応だけでは埒が明かないので、事を大きくしてでも争うという板倉宿側の強い覚悟が読み取れる。

なお、**資料1**は年号が記載されておらず、「辰十月」とあるのみであった。しかし、前述の蕃書調所が江戸に設立されたのは、安政三年八月のことで、同所が文久二年（一八六二）に洋書調所に改称された。その期間内で干支に辰がつくのは、「丙辰」の年である安政三年となり、この口上書の作成時期は安政三年と推定できる。

以上、**資料1**の分析から、幕末期に増加した御用通行の影響で継立業務に苦心している板倉宿の様子が読み取れた。しかもその苦労の背景には、同じ定助郷である加茂郷から人馬徴発を拒否されていたという状況があった。そして、その深刻性を相手側の領主に訴えても、まともに対応してもらえなかったことへの強い憤りが伝わってくる。

この口上書を受け取った庭瀬藩の代官らが、その後どのような対応に出たのかは、管見の限りでは確認できていない。しかしながら、江戸への訴願を勾留せた板倉宿の覚悟は、次節で取り上げる**資料2**の内容からみても相当なものであったと言えよう。

（2）十一月の人馬不動出入

板倉宿側が江戸への訴願する際に作成されたと思われるのが、同安政三年の十一月に江戸の寺社奉行所に出された資料となる。そ

の写しを資料2として引用する。なお、全文がやや長いため、適宜省略し、読点を加筆した。

【資料2】⁽¹⁹⁾

乍恐以書付御訴訟奉申上候

板倉撰津守領分

備中国賀陽郡

板倉宿

役人惣代

庄屋

訴訟人

平左衛門

人足不勤出入

花房釵之丞様御知行所

同国都宇郡加茂村

触当庄屋

茂左衛門

同

光右衛門

(以下、年寄四名略)

同御知行所

同国同郡新庄上村

庄屋

繁太郎

(以下、年寄三名・百姓二名略)

同御知行所

同国賀陽郡原古才村

庄屋

宗左衛門

(以下、年寄二名略)

同御知行所

同国同郡中嶋村

庄屋

治兵衛

(以下、年寄三名・百姓二名略)

同御知行所

同国同郡和井元村

庄屋

寛左衛門

(以下、年寄二名略)

佐々井半十郎様御支配所

同国都宇郡新庄下村

庄屋

悦蔵

(以下、年寄四名・百姓一名略)

榊原小源太様御知行所

同国同郡津寺村

庄屋

八郎右衛門

同

国蔵

(以下、年寄二名・百姓一名略)

右訴訟人平左衛門奉申上候、当宿之義者、九州筋往還ニ而、定助郷之内、賀陽郡板倉村（以下、庭瀬郷助郷十二か村名略）右拾三ヶ村庭瀬郷と唱、高八千八百拾壹石余、相手七ヶ村ハ加茂郷と唱、高六千四百石余、都合貳拾ヶ村合高壹万五千貳百壹石余、往古方定助郷相勤来、天明之度及出入、板倉宿人馬者、板倉村外拾貳ヶ村ニ而三分二、相手加茂外六ヶ村ニ而三分一之積差出、日々壹人宛問屋場へ立会之者差出、人馬遣弘之分爲見届、日ノ帳ニ連印致、紛敷無之様可取計旨、御裁許被仰渡、御請証文奉差上、其後文化十五寅年、天明六未年両度、相手七ヶ村之者共人馬差滞候ニ付、夫々致議定爲取替罷在候、然ル処同十三寅年已来、松平薩摩守様御參勤之節ハ隣宿岡山宿を打越、二本松御立場迄増賃米相立、御繼立相勤来、其外長崎御奉行様并御目附様方御通行之砌、助郷村々方爲宰領村役人差添次宿迄差出来候処、近来ハ相手七ヶ村之者共義、如何相心得候哉、式本松御立場御繼立方差障、其上才領村役人不差出、人足之内を以爲相勤、既ニ去卯年方人馬遣弘見届方申遣候而も等閑ニいたし、日ノ帳江連印不致、問屋場筆者賃銀其外宿掛り物等、前々仕来之三步一割合出銀無之、追々掛合中、当八月十七日、板倉周防守様御通行之砌、同御家来大石隼雄殿引戸駕籠人足三人、右相手之内新庄上村喜助・安五郎・津寺村光蔵江賃錢相渡置候間、右三人之者可相勤之処、外人足相当置候、同御家来水谷文左衛門殿乗駕籠式人之方江相廻り、且又同御家来鈴木誠軒殿引戸駕籠人足三人新庄下村辰蔵・中嶋村松太郎・瀧三郎へ当置候処、間際ニ相成居合不申、既ニ御差支可相成場合ニ至り、宿役人共遂穿鑿、右辰五郎外式人ニ而御繼立爲致候得共、全助郷村々之

者共等閑故之義、右始未及掛合候処、宿役人共ニおゐて人足遣方不宜故手違出来致候坏申之、一同馴合、更ニ人足差出不申、御通行之節差支候ニ付、当九月中領主添翰を以相手之内加茂村ハ人馬触本之義ニ付、同村外四ヶ村御地頭飢之丞様御役場へ願出候所、村々役人共御呼出之上、人足差出方精々御理解御座候得共、彼是不法我意申募頓着不仕俣ニ御返翰ニ相成候義ニ有之、一鉢当宿之義者、小宿人少困窮ニ而、文政元寅年方人馬賃錢三割増七ヶ度御免被仰付、猶去々寅年四割増御免被仰付候程之義ニ付、兼而難渋仕候上、異国船渡来後ハ別而御通行多、御繼立心配罷在候処、右鉢人足不差出候而者、弥以御繼立出来不申、捨置候而者御時節柄御用向者勿論、諸家様方御通行御差支ニ相成、片時も猶予難成、外助郷村々間ニ相成難渋至極仕候間、無是非今般御訴訟奉申上候、（中略）、人足触当次第仕来之通才領村役人相添無遅滞差出、是迄不勤之分ハ勤埋いたし、都而掛り入用速ニ出銀無難ニ御繼立出来候様被仰付被下度奉願上候、以上

十一月

右

平左衛門

寺社

御奉行所様

資料2の冒頭では、板倉宿の定助郷のことが前置きとして記されているが、つづく傍線Aの内容をみると、まず天明期（一七八一～一七八九）の時点で訴訟が起きていたことがわかる。その際に、板倉宿の人馬の件は、庭瀬郷が三分の二、加茂郷が三分の一を負担することになり、両郷から日々一人ずつ立会者を問屋場に出しあつて、

人馬の継立業務を見届けたうえで、それぞれが印鑑を押して、不正のないように取り計らうようにと領主に命じられ、その請書を提出したとある。この記述から、既に天明期の段階で、板倉宿の人馬徴発をめぐる訴訟が発生しており、いったんは領主の裁許のもと、人馬負担の配分や業務について両郷の助郷村で協議をしていたことがうかがえる。

しかし、傍線Bでは、その後の文化十五年（文政元年／一八一八）と天明六年（「未」とあるため天明七年の誤りカ）の二回にわたって、加茂郷からの人馬が出されなかったとある。この時に訴訟が起きたかどうかは判然としないが、その度に議定書を取り交わしていたと説明している。ただし、文化十三年（「寅」とあるため文化十五年の誤りカ）の時から、松平薩摩守（島津斉興）⁽²¹⁾の参勤交代の通行における継立区間が隣の岡山宿を経由せず（「打越」）、二本松（現岡山市中区藤原）の「御立場」まで延び、その増賃として米を出していたとある。しかし同時期に長崎奉行の通行があった際に、加茂郷の助郷村が原因で二本松への継立に支障が出てしまい、さらに加茂郷の村が助郷の人馬を取り締まる宰領を出さなかったことや、昨年の安政二年（「去卯年」）からは問屋場の見届け人の件も対応していないこと、問屋場役人の賃金など経営業務で掛かる費用についても、以前に取り決めた三分の一の負担分を払っていないことなどを挙げ、加茂郷の助郷村への不満を訴えている。

以上の傍線A・Bの内容は、安政三年以前における加茂郷との軋轢を領主側に訴えるものと言える。この時々における訴訟の様子については、今後の課題としたいが、天明七年の件に関しては手がかりとなる覚書が犬養家資料の中に残されている。

その資料は、天明七年（一七八七）の十月に大庄屋の犬飼源左衛門と中田清左衛門が、庭瀬藩の代官である徳田又兵衛様と三宅才右衛門の二名宛に提出したもので、その冒頭には「薩州様長崎御奉行様并御用掛其外御大名様板倉宿御通行二付人足多勢御入用節遣り方之儀、此度相改諸メリ仕候二付」とあり、その継立の方法について宿場と助郷村で協議した内容が覚書に記述されている。

この詳細は、紙幅の関係上本稿では省くが、最後の一条に「一加茂郷之儀、先日中度々掛合候処、請方宜相聞候間、追而者諸事御領分同様ニ諸メリ可仕与奉存候」という内容が記されていた。この記述から、今回取り決めた継立業務の方法を加茂郷の助郷村にも伝え、その内容に加茂郷側も納得したので、庭瀬藩領の村々（「御領分」）と同様に今後はその方法で継立業務を進めていくと、庭瀬藩の代官に伝えていたことがわかる。そして同時に、板倉宿と加茂郷の助郷村との関係は常に訴訟を伴う緊張状態であったわけではなく、協議を重ね、お互いの妥協点を探っていた時期があったことがうかがえる。

しかしその関係性は、前述のような加茂郷の度重なる問題行動によつて悪化の一途をたどり、板倉宿側の不信感を煽るものとしかなり得なかったことは言うまでもない。

その緊迫した状況の中で、**資料1**で触れられた度重なる御用通行があった。そのうちの板倉周防守（板倉勝静）の通行の際に加茂郷の助郷村が起こした問題行動を記したのが傍線Cである。

その問題行動は大きくまとめると二点ある。一点目は、板倉氏の家臣らが乗る駕籠を運ぶ担当者を板倉宿側に無断で変えていたこと、二点目は、別の家臣が乗る駕籠の担当者が現場に来ず、継立に支障

を出したことが挙げられている。特に後者は、事実であれば板倉宿の役人らの不手際として責任が問われる大きな問題であったと言える。しかしこの点を宿役人から詰められた加茂郷側は、板倉宿側の手配の仕方が悪かったと、逆に宿側の不備を理由に人馬の徴発を拒否した。その結果、継立にさらなる支障が出たと説明している。

そして、この傍線Cの問題を加茂郷の領主である花房氏に訴えたことを説明しているのが傍線Dである。その記述内容をみると、板倉宿は安政三年の九月の段階で加茂郷のことを花房氏に訴えていたことが記されている。この時、花房氏は加茂郷の村々の役人呼び出し、人馬の徴発に理解を求めるように伝えたが、あれこれとわがままを言うばかりだったので、そのままの返答書が出されたとある。この内容は**資料1**でも言及されていたが、この記述を踏まえると加茂郷の助郷村が領主である花房氏の説得すらも意に介さず、板倉宿への人馬の徴発を拒否する姿勢を固持していた様子が見てとれる。

なぜそこまで人馬の徴発に抵抗するのだろうか。加茂郷の村側に正当な言い分があるならば、領主にも宿場にも主張しているはずである。花房氏の対応がその場しのぎの返答であった可能性もあるが、加茂郷側の一連の動向における動機を明らかにするためには、板倉宿側の言い分だけでなく、加茂村側の主張を記した資料の分析が不可欠であろう。この点は今後の課題としたい。

ただ、こういった事情があったとしても、加茂郷の人馬徴発への拒否行動を看過できない環境に板倉宿は置かれていた。傍線Eでは、板倉宿が小さい宿場で、度々人馬賃金の割り増しを願い、三割増しを七回、安政元年（「去々寅年」）からは四割増しにしてもらうほど困窮していたことを述べている。さらに「異国船渡来後ハ別而御通

行多」とあるように、嘉永六年（一八五三）のペリーの浦賀来航以降の御用通行の増加で、継立業務に心配がある中、加茂郷が人馬を出さない現状では継立業務が成り立たないと訴えている。

そして現状を放置されてしまうと、今後の御用通行や大名などの通行における継立にも支障をきたす可能性があり、猶予がないことを強調し、加茂郷以外の助郷村にも影響が出ているために今回の訴願に至ったと、幕府に訴えた背景を述べ、加茂郷への対処を願っている内容が続く。最後には、加茂郷がこれまで勤めてこなかった勤め分を果たし（「勤埋」）、未払いとなっている加茂郷負担分の宿場の諸費用も支払うように命じてほしいと述べている。

以上が**資料2**の内容である。最後に、この訴願の宛先がなぜ街道を管理する道中奉行ではなく、寺社奉行所であったのかについて触れておきたい。もともと道中奉行は、街道の一切を支配する独立的な行政組織とされていたが、内実は大目付や勘定奉行といった役職の人物が兼帯していた。このため処々の助郷争論が起きたとしても、対応が難しい面があったようである。²²その一方で寺社奉行は、寺社に関する諸事を管轄するとともに、旗本領などの私領における訴訟問題に対応していた。²³こうした事情から、助郷をめぐる争論ではあったが、相手側が旗本領であるという点から、寺社奉行所に訴願されたものと考ええる。

おわりにかえて

ここまでみてきた安政三年における板倉宿と加茂郷の助郷争論がどのような決着を迎えたのかは、残念ながら判然としない。しか

し、その手掛かりとなる「覚書」⁽²⁴⁾が犬養家資料の中に残っている。

この覚書は、年号未詳の「辰十二月」に作成されたものであるが、干支が「辰年」であることから、安政三年に作成された可能性が高い。その内容は銀の受取証文である。作成者は板倉宿の目代と組頭の二名で、宛先は大庄屋であった。そのため犬養家に同資料が残ったものと考ええる。記述をみると、「一 銀札三百目 右者加茂郷雇入人足賃銀之内、慥ニ奉請取候」とあり、加茂郷の助郷が、代わりの人足を雇う形で補われ、その賃金分を加茂郷が支払ったということが読み取れる。しかしそれは、板倉宿が加茂郷の助郷村に求めた人馬徴発ではなく、人足賃金の代金納という形で問題が処理されたということを示している。おそらくその人馬の負担分は庭瀬郷の助郷村が請け負うことになったのではないかと推察する。

なお、この内容から読み取れるのは、あくまでも助郷の人馬負担分については支払いが済まされたという点である。資料2では、人馬の徴発とは別に、宿場の経営に関わる諸費用の未払いについても言及していたが、その支払いが最終的にどうなったのかはこの資料をみる限りでは判断できない。別の時期に支払いがあったと考えることもできるが、資料2の記述から、宿場の諸費用については、安政三年の助郷以外の費用も合わせて請求されたと考える。それらを一括で支払ったのか、分割支払いだったのか、それとも支払われなかったのか、今後の資料分析を通じて明らかにしたい。

以上、安政三年の一連の争論の顛末について若干の考察を行った。前述のとおり、板倉宿と加茂郷の助郷村の間に発生した争論は、今回の事例だけではない。ほかの時期の検討も含め、今回言及できなかった点については、今後も検証を続けていきたい。

〈注〉

- (1) 慶長六年(一六〇一)に伝馬制が東海道に設けられ、宿場ごとに三六疋の伝馬を常備させたのが最初であった。一七世紀半ば以降、東海道各宿では「一〇〇人一〇〇疋」、中山道各宿が「五〇人五〇疋」、その他の街道は「二五人二五疋」を常備することを原則としていた(『岡山県史』七巻 近世Ⅱ、岡山県、一九八五年、五〇三頁)。
- (2) 宿場や助郷の成立と制度の概要は、児玉幸多編『日本交通史』新装版、吉川弘文館、二〇一九年、二二七―二六一頁を参照。
- (3) 前掲(2)、一九七頁、二六〇―二六一頁を参照。
- (4) 藤沢晋『近世封建交通史の構造的研究』、福武書店、一九七七年、五六一―五七六頁。
- (5) 助郷負担の貨幣納化については、前掲(2)、二五九頁を参照。
- (6) 道中奉行については、前掲(2)、一七八―一八三頁を参照。
- (7) 板倉宿については、前掲(1)、五一二頁、五一八頁。前掲(4)、五七六―五八〇頁。『岡山市百年史』上巻、岡山市、一九八九年、五五―五七頁。『歴史の道調査報告書 山陽道』、岡山県教育委員会、一九九六年、二七―三二頁。土井作治・定兼学編『街道の日本史』40 吉備と山陽道』、吉川弘文館、二〇〇四年、二五―二六頁。『山陽道板倉宿庄屋並に本陣・東方家の研究』、吉備津の歴史を尋ねる会、一九九二年などを参照。
- (8) 『日本歴史地名大系』34 岡山県の地名』、平凡社、一九八八年、六〇六頁、六一二―六一三頁。
- (9) 永山卯三郎編『吉備郡史』中巻、名著出版、一九七五年、二一七一―二一七二頁。なお、出典となる東方家所蔵「村宿諸用手控」の作成

時期は不明であるが、藤沢氏の研究によれば、「藤方彦一（市）郎」は倉敷代官であり、彼が代官を務めていた天保十三年から嘉永三年（一八五〇）の間に作成されたと考えられる（前掲（4）、五七七頁）。

（10）前掲（8）、六二八頁。

（11）拙稿「（研究ノート）幕末期岡山藩による街道規制とその影響」、『岡山県立記録資料館紀要』一九号、岡山県立記録資料館、二〇二四年。

（12）各資料の詳細については、岡山県立記録資料館のHPで公開している目録情報を参照（最終閲覧：二〇二五年十二月九日）。

<https://archives.pref.okayama.jp/infolib/search/detail>

（13）『新編 犬養木堂書簡集』、岡山県郷土文化財団、一九九二年、二—三一頁。

（14）管見の限りでは、加茂郷の助郷村を訴訟相手とするものは、犬養家資料C 57—890、C 57—893、C 57—897、C 57—898、C 57—900などがある。

（15）（安政三年）辰十月「乍恐奉願上口上書」、犬養家資料C 57—889。

（16）幕末に設置された江戸幕府の洋学研究教育機関。安政三年に江戸で設立し、明治元年（一八六八）まで存続した。洋書翻訳、洋学教育、洋書および翻訳書の検閲、翻訳書などの印刷・出版を担った（『国史大辞典』一一巻、吉川弘文館、一九九〇年、七八〇—七八一頁）。

（17）上垣渉・田中伸明「長崎海軍伝習所とその数学教育」、『数学教育史研究』一〇号、二〇一〇年、五〇頁を参照。

（18）『日本史総覧』Ⅳ 近世一、新人物往来社、一九八四年、三〇三頁。

（19）安政三年「加茂郷人足不勤出入訴状写」、犬養家資料C 57—125。

（20）前掲（18）、三一六頁。

（21）天明七年「奉指上覚書」、犬養家資料C 57—863。なおこの資料の全文は、前掲（9）『吉備郡史』中巻、二二四九—二二五〇頁を参照。

（22）前掲（2）、一八一—一八二頁を参照。

（23）『国史大辞典』六巻、吉川弘文館、一九八五年、七五四頁。

（24）（安政三年）辰十二月「覚」、犬養家資料C 57—1546。

（しんみつ やすこ 岡山県立記録資料館）

【資料紹介】

昭和十六（一九四一）二十年の学徒動員に関する調査報告

杉 山 一 雄

はじめに

昭和十六年十二月の太平洋戦争突入後、国は十八年六月に「学徒戦時動員体制確立要綱」を、十九年一月に「学徒勤労動員方策要綱」を発表、同年八月には「学徒勤労令」・「女子挺身勤労令」公布し、学徒の勤労奉仕を義務付けた。戦争の情勢に応じて、十六年時点で五八九校あった県内の国民学校等の生徒たちも、地元や県内の工場などに動員され作業に従事した。

ここでは、三十六年度に岡山県総務部広報課が県内学校に対して実施した学徒動員の状況調査の報告綴りから、動員された地域や生徒の状況、作業内容などを紹介する。

資料の概要と解説

「昭和三十六年 戦時学徒動員調」（一九八九／県史編纂室／三）は、岡山県広報課が岡山県政史編纂にあたって昭和三十六年度に県内の国公立の小学校・中学校・高等学校・大学等を対象に調査を依頼し、回答のあった各学校の報告を綴った文書である。回答は戦時中の資料や職員の記憶から作成され、回答数は一二四校である。こ

の報告内容は、四十二年に刊行された『岡山県政史』明治・大正・昭和前期編に反映されている。

報告書を基に学校種別に動員された初年月順に整理し、表1～4にまとめた。業種や動員先が不明なものと動員人数が不明な欄は空欄とした。

動員の開始時期を見ると、十八年の国の要綱発表以前から国民学校高等科では全校生徒が、実業学校では農業科の男子生徒が地元での農作業や勤労奉仕などを行っている。工場や機関への動員は、実業学校で地元の造船工場などでの作業従事が早いものの、基本的には六月の要綱発表以降に増加する。

次に学校別に見ていくが、表中の人数は動員期間中の延べ人数を示している。

国民学校では二年生を中心に男子・女子生徒で業種は異なるが人数には大差なく動員されている。地元工場などに動員されている学校が多い中、県北部に所在する玉・落合・天津の各学校は瀬戸内沿岸の造船・飛行機製作工場に動員されており、県内広域で動員が行われていたことがわかる。

青年学校は三年生と研究科の女子生徒が紡績工場に従事しているが、中学校では十七年から男子だけが基本的には地元近郊の工場に

動員されている。二十年までの学年の推移を見ると、十九年後半以降機械類の製造業が増加し、低学年の動員数が増えていることがわかる。

高等女学校等の動員は三・四年生主体に繊維・紡績関係が多く、軍関係や繊維産業に低学年が動員される傾向が見られる。県南部地域の学校は地元の機械関係の工場で作業に就いているが、十九年の早い段階から県北部（現高梁市・新見市・美作市）の生徒は県南部の瀬戸内沿岸の工場に動員されている。

実業学校は商業・工業・農業など専門性の高い学校だが、商業学校については十九年四月から工業学校に名称変更されており、より工場などの作業において実用性の高い科目を履修するようになったと想像できる。工場への動員学年は三年生を主体とするが、十九年十月以降は二年生も作業に従事している。動員先の業種は、女子学生が被服・紡績産業に多く動員される傾向はあるが、次第に男子学生と同様に製造業に動員されていくことが見て取れる。表からは地元での農作業に従事している人数が目立つが、国民学校など他の学校でも工場などに動員されていない時期又は在校生が農作業に当たっていたと推察できる。

また、調査では校内利用についても尋ねている。表では詳細な内容は割愛したが、県立玉島高等女学校のように、もともと沿岸部にあった工場の支部として機能を学校内に移される業種があったものの、二十年になってから工場機能の移転や校舎の改築を行っていて、終戦を迎えたため実際には構内利用がなかった学校もあった。

おわりに

今回紹介した戦時中の学校数は八四校で、動員された学校のごく一部である。

限られた学校ではあるが、終戦まで動員される人数には大きな変化は見られないものの、戦争の激化が進むにつれて低学年の生徒の動員数増加や、性別による業種の差異が次第に造船や航空機製作など重作業が主体となっていた様子が窺えた。

学徒動員の資料は回答の中にも記載されていたが、終戦時に焼却処分されたり、戦後の学校の統廃合時に滅失したりして、現在は資料の大半が失われたと推察され、当時の詳細な状況は不明瞭である。しかし、学校記念誌や自治体史の中で当時の日誌を翻刻しているものが散見され、動員の様子を窺い知ることができる。

近年、少子化に伴い学校の統廃合が続いている。今回紹介した高等学校の中には閉校に先立って平成十八から二十年度に記録資料館で学校資料を収集保存した学校があるが、残念ながら学徒動員に関する資料を含めて昭和二十年以前の資料はほとんど残されていないかった。戦争資料として、また戦時中の教育資料として学校に残されてきた資料の重要性は高く、これらの保存意識を高めていくことが重要である。

主な参考文献

岡山県『岡山県政史』明治・大正編・昭和前期編 昭和四十二年
岡山県教育委員会『岡山県教育史』続編 昭和四十九年

（すぎやま かずお 岡山県立記録資料館）

表 1 国民学校高等科

現自治 体名	旧 所在地	学校名	動員 初年.月	業務内容	男		女		動員先	動員 場所	校内利用
					1年	2年	1年	2年			
岡山市	上道郡 三幡村	操南	17.00	農作業	全員						
岡山市	御津郡	白石	18.06	農作業	30人(性別不明)						
岡山市	白石村か	今	18.06	農作業	60人(性別不明)						
岡山市	岡山市	三敷	18.09	紡績				約40人	岡山紡績工場	岡山市	
岡山市	御津郡 牧山村	牧山	19.00	通信機器製造	全員				住友通信岡山製作所	岡山市	
真庭市	真庭郡 美川村	美川	19.02	自動車製造		2人			岡山自動車工場	岡山市	
岡山市	邑久郡 幸島村	有隣	19.09	海軍				30人	海軍衣糧廠	岡山市	
	岡山市	伊島	19.12	煙草製造・販売				24人	(岡山地方)専売局	岡山市	
			19.12	通信				5人	岡山電話局	岡山市	
			19.12	鉄鋼業				7人	朝日鉄工所		
	邑久郡 幸島村	有隣	19.12	造船		約20人			牛窓造船(株)	牛窓町	
			19.12			約10人			キサキ工作所	牛窓町	
	上道郡 金田村	開成	19.12	交通		9人			汽車会社	岡山市	
			19.12	織物				5人	三門衣料場	岡山市	
	上道郡 高島村	高島	19.12	航空機製作		2人			立川工場	岡山市	
高梁市	川上郡 玉川村	玉	19.12	航空機製作		20人		15人	水島航空機製作所	倉敷市	
真庭市	真庭郡 落合町	落合	19.12	造船		20人			玉造船所	玉野市	
		天津	19.12	造船		11人			玉造船所	玉野市	
	真庭郡 美川村	美川	19.12	造船		6人			玉野艦船工場	玉野市	
			19.12	紡績				10人	久世郡是工場	久世町	
岡山市	岡山市	福浜	20.04	航空機製作	80人				立川飛行機	岡山市	
		三敷	20.04	紡績			約78人		岡山紡績工場	岡山市	
		宇野	20.04	鉄鋼業		20人			小林鉄工所	岡山市	
		伊島	20.04					38人	オカ6008工場		
	邑久郡 幸島村	有隣	20.04	紡績				30人	鐘淵紡績西大寺工場	岡山市	
	岡山市	伊島	20.06	紡績			70人		北方工場	岡山市	
	上道郡 高島村	高島	20.07		延べ60人				不明	岡山市	
	岡山市	財田	20.07		約39人				不明	岡山市	
	上道郡 雄神村	雄神	20.07	織物		16人		14人	被服会社	倉敷市	
	上道郡 可知村	可知	20.07	鉄道		3人			広島鉄道局岡山管理部岡山保線区	岡山市	
	岡山市	深砥	不詳	煙草製造・販売			150人		岡山地方専売局	岡山市	
	児島郡 小串村	小串	不詳	農作業							終戦まで陸軍船舶兵舎。理科準備室は通信機械を設置。
	上道郡 幡多村	幡多	不詳	農作業	延べ540人						

表2 師範学校・青年学校・中学校

現自治体名	旧所在地	学校名	動員 初年.月	業務 内容	男					女	動員先	動員 場所	校内 利用
					1～2年	3年	4年	5年	実務科	1～5年			
岡山市	岡山市	岡山師範	18.00	造船	数不明(予科含)						玉野造船所	玉野市	
鏡野町	苫田郡 鏡野町	興亜青年	18.00	農作業							土地開墾	鏡野町	
高梁市	小田郡 矢掛町	美川青年	19.06	織物						3年・研究 科15人	梶田モスリン・ 敷缶紡績	矢掛町 笠岡市	
岡山市	御津郡 金川町	私立金川	17.04	鉄鋼業				47人			岸竹鉄工所	玉野市	
			17.04	鉄鋼業				50人			岡山重工	玉野市	
			17.04	鉄鋼業				50人			長尾鉄工所	玉野市	
	岡山市	岡山市	県立第二 岡山	18.00	煉瓦製造				約250人		片山煉瓦工業 (株)	備前市	
和気町	和気郡 和気町	県立和気 (閑谷)	18.00	煉瓦製造			月平均100人強				耐火煉瓦工場		
			18.00	農作業	全員								
岡山市	御津郡 金川町	私立金川	18.04	造船			198人				播磨造船所		19年末から板金工 場として学校工作 場を使用
	岡山市	県立第二 岡山	19.00	繊維産業		約250人				倉敷レーヨン 岡山工場	岡山市		
			19.00	煉瓦製造			約250人			片山煉瓦工業 (株)	備前市		
和気町	和気郡 和気町	県立和気 (閑谷)	19.00	煉瓦製造			月約200人				大阪窯業・中村 窯業		
岡山市	岡山市	私立関西	19.03					50人			備前可鍛		
井原市	後月郡 西江原町	私立興譲 館	19.04	繊維産業				102人			倉敷航空化工 製作所	倉敷市	
玉野市	玉野市	県立玉野	19.04	造船		300人					三井造船・三井 金属	岡山市 玉野市	軍属の宿舎
岡山市	岡山市	県立第一 岡山	19.05	煉瓦製造				約145人			品川白煉瓦片 上工場	備前市	
		私立関西	19.06	航空機製 作か				50人			山陽航機		
		県立第一 岡山	19.06	紡績			約240人				倉敷紡績万寿 工場・倉敷工場	倉敷市	
倉敷市	児島郡 藤戸町	県立天城	19.06	造船					126人		玉野市三井造 船所	玉野市	
			19.06	陸軍				77人			倉敷陸軍被服 廠	倉敷市	
岡山市	岡山市	私立関西	19.07	製塩				50人			山田製塩所		
			19.07	造船			250人				播磨造船所		
井原市	後月郡 西江原町	私立興譲 館	19.09	航空機部 品製作			50人				東京螺旋管西 江原工場	井原市	
岡山市	岡山市	県立第一 岡山	19.09	紡績		約330人					倉敷紡績万寿 工場・倉敷工場	倉敷市	
		私立関西	19.09	陸軍		150人					三軒屋部隊	岡山市	
倉敷市	児島郡 藤戸町	県立天城	19.09	航空機製 作		77人					三菱重工業株 式会社水島製 作所	倉敷市	
和気町	和気郡 和気町	県立和気 (閑谷)	20.00	煉瓦製造		月約300人					中村窯業		
井原市	後月郡 西江原町	私立興譲 館	20.04	航空機製 作		47人					三菱重工倉敷 万寿工場	倉敷市	
			20.04	機械製造		50人					大和精工(株)		
岡山市	岡山市	県立第一 岡山	20.04	紡績		約200人					倉敷紡績万寿 工場・早島工場	倉敷市 早島町	
	御津郡 金川町	私立金川	20.04	鉄鋼業			200人				神戸製鋼玉島 工場	玉島市	
	岡山市	私立関西	20.06	海軍		50人					海軍衣糧廠	岡山市	
倉敷市	児島郡 藤戸町	県立天城	20.07	造船					48人		玉野市三井造 船所	玉野市	20年7月に総武兵 団司令部として使 用
			20.08	航空機部 品製作			77人				茶屋町正職興 業(株)	倉敷市	

表3 高等女学校・実科高等女学校

現自治 体名	旧 所在地	学校名	動員 初年・月	業務 内容	1年	2年	3年	4年	5年	その他	動員先	動員 場所	校内利用
浅口市	浅口郡 六条院町	私立生石	18.10	航空機製作			200人				三菱航空機製作所倉敷万寿工場	倉敷市	
岡山市	岡山市	県立第一岡山	19.00	貯金局							貯金局(天満屋4階)	岡山市	
			19.00	紡績							岡山紡績	岡山市	
			19.00	紡績							倉敷紡績	岡山市	
			19.00	紡績							倉敷紡績万寿工場	倉敷市	
			19.00	繊維産業		約30人					倉敷レーヨン木製飛行機製作	岡山市か	
			19.00	陸軍	40人						聯隊区司令部	岡山市	
		私立清心	19.00	織物			70人				八浜織物会社	岡山市	
			19.00	海軍			150人				海軍衣糧廠(縫製)	岡山市	
			19.00	織物			60人				茶屋町織物会社	倉敷市か	
			19.00	紡績			30人				倉敷紡績会社	岡山市	
		私立就実	19.00	織物			約50人				乃木服 軍服縫製		
			19.00	航空機部品製作			約50人				天満屋丸太工場 飛行機部品	岡山市	
			19.00	陸軍			約100人				三軒屋兵器廠	岡山市	
倉敷市	浅口郡 玉島町	県立玉島	19.00	航空機製作					150人		三菱水島航空機製作所玉島工場	倉敷市	
			19.00	紡績				50人			倉紡航空機器製作所	倉敷市	
			19.00	航空機製作				50人			関西航機製作所		
			19.00	鉄鋼業				50人			滝沢鉄工所		
岡山市	久米郡 福渡町	県立福渡	19.04	織物				52人			日本被服(株)	倉敷市	
玉野市	玉野市	市立玉野	19.04	造船			450人				三井造船	岡山市 玉野市	6つの教室で造船部品製作。
津山市	津山市	私立津美作	19.04	航空機製作				約50人			倉敷万寿工場	倉敷市	
岡山市	久米郡 福渡町	県立福渡	19.05	航空機製作か			48人				琴浦航空(株)	倉敷市	
			19.05	織物			46人				後藤織物(株)	建部町	
総社市	吉備郡 総社町	県立総社	19.05	紡績					100人		倉敷紡績万寿工場	倉敷市	
高梁市	上房郡 高梁町	私立高梁備中実科	19.05	被服				45人			岡野被服(株)	倉敷市	
和気町	和気郡 和気町	県立和気	19.05	航空機製作			216人				水島飛行機製作所	倉敷市	
			19.05				50人				児島尾崎興業	倉敷市	
瀬戸内市	邑久郡 邑久町	県立邑久	19.06	煉瓦				約100人			品川耐火工業瓦(株)片上第三工場	備前市	
高梁市	川上郡 成羽町	県立成羽	19.06	織物				59人			全中制服工業(株)	倉敷市	
	上房郡 高梁町	私立高梁備中実科	19.06	繊維産業		50人					日本レーヨン高梁工場	高梁市	
津山市	津山市	私立美作	19.06	紡績			約50人				郡是津山工場	津山市	
新見市	阿哲郡 新見町	県立新見	19.06	航空機製作			55人				水島航空機製作所	倉敷市	
			19.06	航空機製作						専20人	水島航空機製作所	倉敷市	
			19.06					98人			琴浦尾崎商事		

現自治 体名	旧 所在地	学校名	動員 初年. 月	業務 内容	1年	2年	3年	4年	5年	その他	動員先	動員 場所	校内利用
美作市	英田郡 林野町	県立林野	19.06	織物				50人			日本被服	倉敷市	13～15年に鉄 兜用の真綿を全 校生徒で製造。 15～17年に戦 帽に付す「ヒオ イ」製造。
			19.06	織物				50人			三和被服	倉敷市	
			19.06	紡績			100人				郡是工場	勝央町	
浅口市	浅口郡 鴨方町	県立観生 (鴨方)	19.07	航空機製作				154人			倉敷工業(株) 万寿航空機製 作所第二工場	倉敷市	
井原市	後月郡 井原町	県立井原	19.07	紡績					100人		倉紡万寿工場	倉敷市	
			19.07	織物				50人			中国織物		
			19.07					50人			井原興業		
総社市	総社市	県立総社	19.07	航空機製作				150人			三菱水島航空 機製作所	倉敷市	
津山市	津山市	私立美作	19.07					約120人			連島水島工場	倉敷市	19年7月、日本柳 航工(株)第三分 場設置。
岡山市	岡山市	県立第二 岡山	19.09	通信機器製 造					50人		住友通信岡山 工場	岡山市	
			19.09	通信機器製 造					50人		住友通信岡山 工場	岡山市	
			19.09	繊維産業				50人			倉敷レーヨン 岡山工場	岡山市	
浅口市	浅口郡 鴨方町	県立観生 (鴨方)	19.10	航空機製作			163人				倉敷工業(株) 万寿航空機製 作所第二工場	倉敷市	
井原市	後月郡 井原町	県立井原	19.10	織物			50人				三和織物		海軍病院として 約1ヶ月使用
			19.10				50人				井原興業		
			19.10	機械製造			50人				井原精機		
岡山市	岡山市	私立就実	19.10	造船			約50人				三井造船鋳型 工場	岡山市 玉野市	
瀬戸内市	邑久郡 邑久町	県立邑久	19.10	紡績			約110人				鐘紡KK西大 寺工場	岡山市	
総社市	吉備郡 総社町	県立総社	19.10				150人				姫井総社工場	総社市	
高梁市	川上郡 成羽町	県立成羽	19.10	航空機製作			66人				三菱重工(株) 水島航空機製 作所玉島工場	倉敷市	
岡山市	岡山市	県立第一 岡山	20.00	海軍							海軍衣糧廠 (縫製)	岡山市	20年から学校工 場でボタン付 け、日よけの製 作
			20.00	海軍		約30人					海軍衣料廠	岡山市	
			20.00	紡績							岡山紡績	岡山市	
倉敷市	浅口郡 玉島町	県立玉島	20.00	鉄鋼業			150人				神戸製鋼玉島 工場	倉敷市	終戦直前に三菱 水島航空機製作 所玉島工場の分 工場となる予定 だったが未稼働。
瀬戸内市	邑久郡 邑久町	県立邑久	20.04	耐火煉瓦			約150人				備前興業KK 邑久工場	瀬戸内市	
高梁市	川上郡 成羽町	県立成羽	20.04	海軍	120人						校内	高梁市	20年4月 から 体 育館で海軍需要 ゲージ類製作。
新見市	阿哲郡 新見町	県立新見	20.04	縫製			60人				琴浦尾崎商事	岡山市	20年5月3に琴浦 尾崎商事の疎開 受入れ。
浅口市	浅口郡 鴨方町	県立観生 (鴨方)	20.06				167人				オカ7001工場		
高梁市	川上郡 成羽町	県立成羽	20.07	縫製				68人		専21人	西原本店(軍 服縫製)	倉敷市	

表 4 実業学校

現自治 体名	旧 所在地	学校名	動員 初年・月	業務 内容	男					女						動員先	動員 場所	校内 利用
					1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	4年	5年	他			
岡山市	吉備郡 高松町	県立高松 農	16.00	農作業			農科 100人									遺家族	岡山市 倉敷市	
			16.00	農作業			農科 20人								満州勤労奉 仕隊			
			16.00	農作業か			農科 100人								藤田興業	倉敷市		
	吉備郡 高松町	県立高松 農	18.00	農作業			農科 50人								阿○山	浅口市		
			18.00	農作業			農科100人								横尾池	岡山市		
倉敷市	児島郡 琴浦町	県立児島 (琴浦)商 業	18.03	造船	570人										三井造船・ 日本被服他	岡山市		
			18.05	農作業				42人							仙随山(開 墾)	倉敷市		
			18.06	農作業	570人													
			18.06	農作業			46人		85人						仙随山(開 墾)	倉敷市		
			18.07	農作業		男女401人						●			仙随山(開 墾)	倉敷市		
			18.08	農作業				127人							仙随山(下 鉄復旧)	倉敷市		
			18.08	農作業	570人													
井原市	後月郡 西江原 町	私立興譲 館商業	18.09	航空機製 作					100人						三菱重工水 島航空機製 作所	倉敷市		
倉敷市	児島郡 琴浦町	県立児島 (琴浦)商 業	18.11	農作業	男女 570人										琴浦農園他			
			18.12	造船			189人								日の丸造船 所			
			18.12	造船	142人		●							日の丸造船 所				
			18.12	造船	103人			●						日の丸造船 所				
			18.12	農作業						168人				仙随山(開 墾)	倉敷市			
	倉敷市	倉敷市	県立倉敷 工業	19.01	航空機製 作				機・ 電科 80人						水島三菱航 空機日本重 工業(株)	倉敷市		
				19.02						114人					光工場			
		児島郡 琴浦町	県立児島 (琴浦)商 業	19.03	造船	402人									日の丸造船 所他			
				19.03	造船	196人		98人							日の丸造船 他			
				19.03	造船				49人						日の丸造船 所・琴浦航 空			
				19.03	鉄鋼業		125人								三井鉾山			
				19.03	農作業						168人				勤労奉仕	倉敷市		
浅口市	浅口郡 六条院 町	私立山陽 工業	19.04	航空機製 作			55人							三菱航空機 製作所水島 工場	倉敷市			
			19.04	航空機製 作				46人						三菱航空機 製作所乙島 工場	倉敷市			
岡山市	岡山市	私立岡山 城北女子 商業	19.04	繊維産業									110人		倉敷航空化 工岡山製作 所	倉敷市		
			19.04	繊維産業							90人				倉敷航空化 工岡山製作 所	倉敷市		
		市立工業		19.04	造船				100人						三井造船	岡山市 玉野市		
				19.04	繊維産業					100人					倉敷レー ヨン、倉敷航 空(株)	倉敷市		
倉敷市	浅口郡 玉島町	町立玉島 工業	19.04	航空機製 作					150人					三菱重工業 (株)水島機 器製作玉島 工場	倉敷市			
	倉敷市	県立倉敷 工業	19.04	航空機製 作					機・ 電科 80人					水島	倉敷市			

現自治 体名	旧 所在地	学校名	動員 初年.月	業務 内容	男					女						動員先	動員 場所	校内 利用
					1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	4年	5年	他			
倉敷市	倉敷市	県立倉敷工業	19.04	鉄鋼業			機科 40人									倉敷鑄造 (株)	倉敷市	
		県立倉敷商業	19.04	航空機製作					約 70人							水島飛行機 組立工場	倉敷市	
			19.04	紡績					約 70人							倉敷紡績万 寿工場	倉敷市	
	児島郡 琴浦町	県立児島 (琴浦)商 業	19.04	造船					87人							三井造船	岡山市 玉野市	
			19.04	造船					83人							三井造船	岡山市 玉野市	
			19.04	造船	507人											日の丸造船 他		
			19.04	織物						169人						光被服		
高梁市	上房郡 高梁町	私立高梁商業	19.04	航空機製作					89人							三菱重工業 (株)水島製 作所	倉敷市	
津山市	津山市	私立津山女子商業	19.04										119人			オカ7005工 場	倉敷市	
笠岡市	小田郡 笠岡町	県立笠岡工業	19.05	航空機製作				152人								三菱重工業 (株)水島航 空機製作所	倉敷市	
倉敷市	倉敷市	県立倉敷商業	19.05	航空機製作				約 90人								水島飛行機 組立工場	倉敷市	
			19.05	紡績				約 90人								倉敷紡績万 寿工場	倉敷市	
	児島郡 琴浦町	県立児島 (琴浦)商 業	19.05	海軍				94人								被服廠	岡山市	
			19.05	造船		274人										三井造船他	岡山市 玉野市	
			19.05	通信機器 製造	56人											内藤通信		
			19.05	通信機器 製造	56人											内藤通信		
			19.05	通信機器 製造	50人											内藤通信		
高梁市	上房郡 高梁町	県立高梁商業	19.05	航空機製作				86人								三菱重工業 (株)水島製 作所	倉敷市	
岡山市	岡山市	私立岡山 城北女子 商業	19.06	繊維産業								53人				倉敷航空化 工岡山製作 所	岡山市	
			19.06	造船								56人				三井造船岡 山工場	岡山市	
		市立工業	19.06	航空機製作			100人									立川飛行場	岡山市	
			19.06	鉄道			50人									汽車〇〇		
倉敷市	倉敷市	県立倉敷工業	19.06	航空機製作			電科 40人									水島	倉敷市	19年9月 から機 械・電気 科2年が 機械作業
			19.06	繊維産業				機・ 電科 80人								倉敷紡績万 寿工場航空 機(株)	倉敷市	
	児島郡 琴浦町	県立児島 (琴浦)商 業	19.06	航空機製作			40人									琴浦航空	倉敷市	
			19.06	航空機製作			80人									日本航空・ 尾崎染料		
			19.06	造船			101人									三井造船	岡山市 玉野市	
			19.06	織物								55人				明石被服		
	高梁市	上房郡 高梁町	19.06	被服									50人			光被服	倉敷市	20年4月 から3年 40人が服 製作
			19.06	紡績			91人									三菱重工業 株式会社水 島製作所	倉敷市	
津山市	津山市	私立津山女子商業	19.06	紡績							60人					郡津山工 場(航空機 製作所)	津山市	
倉敷市	浅口郡 玉島町	町立玉島工業	19.07	鉄鋼業				100人								神戸製鋼玉 島工場	玉島市	
			19.07	鉄鋼業				50人								滝沢鉄工所		

現自治 体名	旧 所在地	学校名	動員 初年.月	業務 内容	男					女						動員先	動員 場所	校内 利用
					1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	4年	5年	他			
倉敷市	倉敷市	県立倉敷商業	19.07	航空機製作			約75人									水島飛行機組立工場	倉敷市	
			19.07	紡績			約75人									倉敷紡績万寿工場	倉敷市	
	児島郡琴浦町	県立児島(琴浦)商業	19.07	農作業								84人				女子挺身隊	倉敷市	
津山市	津山市	私立津山女子商業	19.07	航空機製作											専科41人	水島航空機製作所	倉敷市	
井原市	後月郡西江原町	私立興譲館商業	19.09	航空機製作				91人								三菱重工水島航空機製作所	倉敷市	
岡山市	岡山市	私立岡山城北女子商業	19.09	織物							53人					正織工業(株)		
			19.09	織物											選科10人	正織工業(株)		
倉敷市	児島郡琴浦町	県立児島(琴浦)商業	19.09	織物							57人					明石被服		
岡山市	岡山市	私立岡山城北女子商業	19.10												専科30人	日本工業(株)		
			19.10												選科29人	日本工業(株)		
笠岡市	小田郡笠岡町	県立笠岡工業	19.10	航空機製作			100人									三菱重工業(株)水島製作所	倉敷市	
倉敷市	児島郡琴浦町	県立児島(琴浦)商業	19.10	造船		56人										三井造船	岡山市玉野市	
			19.10	造船		56人										三井造船	岡山市玉野市	
			19.10	造船		56人										三井造船	岡山市玉野市	
			19.10	造船		56人										三井造船	岡山市玉野市	
			19.11	造船			47人									日の丸造船		
			19.11	造船		56人										三井造船	岡山市玉野市	
			19.11	造船		56人										三井造船	岡山市玉野市	
			19.11	農作業	男女	338人				●						近隣	倉敷市	
			19.12	造船		112人										日の丸造船所		
			19.12	造船				47人								日の丸造船所		
			19.12	農作業	56人													
岡山市	吉備郡高松町	県立高松農	20.00				獣科40人									中国飼料	玉野市	
倉敷市	浅口郡玉島町	町立玉島工業	20.01	鉄鋼業			100人									神戸製鋼玉島工場		
			20.01	鉄鋼業			50人									滝沢鉄工所		
	児島郡琴浦町	県立児島(琴浦)商業	20.03	造船		108人										日の丸造船所		
			20.03	造船		54人										日の丸造船所		
			20.03	農作業		226人										雁山(開墾)	倉敷市	
			20.03	農作業		118人										雁山(開墾)	倉敷市	
			20.03	農作業						115人						近隣(毛摘)	倉敷市	
井原市	後月郡西江原町	私立興譲館商業	20.04	航空機製作			73人									三菱重工倉敷万寿工場	倉敷市	
岡山市	岡山市	私立岡山城北女子商業	20.04	織物							60人					正織工業株式会社		
			20.04	繊維産業							108人					倉敷航空化工岡山製作所	岡山市	
			20.04	ゴム製品							100人					山陽ゴム(株)		
		私立片山女子高等芸妓	20.04	ゴム製品											専科60人	釣鐘ゴム		
			20.04	ゴム製品								60人				山陽ゴム(株)		

現自治 体名	旧 所在地	学校名	動員 初年.月	業務 内容	男					女						動員先	動員 場所	校内 利用
					1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	4年	5年	他			
岡山市	岡山市	私立片山 女子高等 芸妓	20.04	ゴム製品											専科 40人	太陽ゴム		
			20.04	航空機製 作									40人			倉敷航空機	倉敷市	
		市立岡山 工業	20.04	航空機製 作			150人									立川飛行場	岡山市	
			20.04	繊維産業			100人									倉敷レーヨ ン	倉敷市	
倉敷市	倉敷市	県立倉敷 商業	20.04	海軍			約 50人									被服廠倉敷 工場	倉敷市	
			20.04	紡績			約 150人									倉敷人絹酒 津工場	倉敷市	
		県立倉敷 工業	20.04	航空機製 作			電科 80人									水島	倉敷市	
			20.04	鉄鋼業			機科 80人									倉敷鑄造株 式会社	倉敷市	
	倉敷市	児島郡 琴浦町	20.04	造船			56人									日の丸造船 所		
			20.04	農作業			112人									仙随山(開 墾)	倉敷市	
			20.04	農作業			56人									仙随山(開 墾)	倉敷市	
			20.04	農作業			56人									仙随山(開 墾)	倉敷市	
			20.04	農作業			111人									仙随山(開 墾)	倉敷市	
			20.04	農作業			111人									仙随山(開 墾)	倉敷市	
岡山市	岡山市	私立岡山 城北女子 商業	20.05	海軍											専科 11人	海軍衣糧廠 被服部	岡山市	
			20.05	海軍											選科 10人	海軍衣糧廠 被服部	岡山市	
倉敷市	倉敷市	児島郡 琴浦町	20.05	造船			55人									三井造船	岡山市 玉野市	
			20.05	造船			55人									日の丸造船 所		
			20.05	造船			55人									日の丸造船 所		
			20.05	農作業			111人									雁山(防空 壕)	倉敷市	
			20.05	農作業		129人										雁山(防空 壕)	倉敷市	
			20.05	農作業						116人						仙随山(開 墾)	倉敷市	
			20.05	農作業		男女	400人			●						仙随山(開 墾)	倉敷市	
			20.05	農作業		245人										仙随山(開 墾)	倉敷市	
			20.05				55人									中国兵器		
			20.05				55人									中国兵器		
			20.05				55人									中国兵器		
			20.06	航空機製 作		109人										琴浦航空・ 日本航空	倉敷市	
			20.06	農作業						116人						近隣	倉敷市	
			20.06	農作業		145人										近隣	倉敷市	
			20.07	航空機製 作		108人										琴浦航空・ 日本航空	倉敷市	
			20.07	航空機製 作		男女 114人					●					尾崎興業・ 琴浦航空	倉敷市	
			20.07	農作業	男女 207人					●						仙随山(開 墾)	倉敷市	
			20.07	農作業	男女 47人					●								
			20.07	農作業	男女	233人				●								
			20.07	農作業							30人							
			20.07								59人					尾崎興業		

「●」は行前の人数に加わることを示す

【きろくる岡山ゼミナール講演録】

江戸時代の旅日記を読む

―備前国児島郡の歌人・小川真澄の城崎紀行―

室 山 京 子

はじめに

二〇二五年十月四日に開催したきろくる岡山ゼミナールの講演では、江戸時代後期に書かれた一冊の旅日記を手がかりに、一人の人物が進んだ道のりと、その記録に込められた思いをたどった。旅の主人公は、備前国児島郡粒浦村（現倉敷市粒浦）の歌人・小川真澄（一七九六―一八五四）である。真澄は粒浦の名主をつとめた人物であり、四六歳だった天保十二年（一八四一）四月、城崎温泉（現兵庫県豊岡市）へ湯治に出かけ、五〇泊五日の旅を「草まくらにき」と題して記録した。この記録には、旅先で出会った土地の風景や人びとの姿が雅文体によって綴られている。

この旅が行われた天保期は、徳川家斉が将軍・大御所として権勢を振るっていた時代の末期にあたり、奢侈と享楽が広がる一方で、岡山藩では財政難を背景に儉約令を発するなど、社会の引き締めが進みつつあった^②。真澄は旅の数ヶ月前に名主を退役しており、旅は慰労の意味合いも含んでいたと思われる。こうした時代の中で、真澄は各地の文人たちと交流を重ねながら、文化的に豊かな旅を記録している。

旅を主題とする歴史学研究は、これまで寺社参詣に関するものが

中心であった^③。しかし近年では、旅の内容分析にとどまらず、旅人身を地域文化の担い手と捉え、旅が地域文化の営みや人的交流の中で行われていると理解する視点が示されている^④。また、岡山県内の歌人については『岡山県史』や『新修倉敷市史』などでも取り上げられており、特に定兼学氏は『近世の生活文化史―地域の諸問題』の中で真澄の師でもあった備中国浅口郡長尾村（現倉敷市玉島長尾）出身の桂園派歌人・木下幸文の旅と交遊を考察し、「地方文人には旅する姿がよく似合うのである^⑤」と記している。

本講演では、そのような視点にならいつながら、真澄の旅における行動に着目する。とりわけ、往復の道中における人びとの交流や、生野銀山の見学に注目し、史料の記述を読み解くとともに、筆者自身が現地を訪れて得た印象を交えながら、真澄の心の動きを考察してみたい。なお、本稿は当日配布した講演資料をもとに、若干の補足を加えてまとめたものである。

一 小川真澄と「草まくらにき」

（一）小川真澄について

真澄は児島郡粒江村粒浦の小川家出身であり、同家は代々名主をつとめてきた⁶。粒浦は児島郡西部に位置する岡山藩領で、寛永年間（一六二四～四四）に開発された田園地帯であり、天城池田氏の知行地でもあった⁷。「粒浦新田」ともいわれるが、本稿では「粒浦」と統一する。同所の東には、児島湾に注ぐ倉敷川が流れている。真澄は、寛政八年（一七九六）小川家出身の母みちと、養子として入った備中国浅口郡矢柄村（現倉敷市連島町）出身の父栄貞の長男として誕生した。なお、真澄の娘である嵯峨は、明治～昭和期に政治家として全国的に活躍した犬養毅の実母であるが、犬養は真澄が嘉永七年（一八五四）五九歳で没した後の安政二年（一八五五）に誕生したため、祖父と孫は対面していない。父栄貞（雅号は紹青）、そして三歳下の弟貞吾（雅藻）も歌人であり、小川家には様々な歌人たちが集った。真澄は浅口郡長尾村出身の木下幸文や桂園派を創始した京都の香川景樹らに師事した。さらに、真澄は和歌だけでなく茶道や笛も嗜んだ⁸。真澄の墓碑（倉敷市粒江）には「風流多技能嗜酒愛客客常満堂又善点茶儀極其蘊奥⁹」と記されており、風流人であり、酒を楽しみ、いつも大勢の客人があつた様子と、茶の道に深く通じていたことがわかる。

これまでの研究では、真澄の歌人としての側面が注目されていたが、真澄は名主でもあつた。「切支丹宗門御改判形帳」（岡山県立記録資料館所蔵児島郡粒浦村小川家宗門改関係資料）によると、文政二年（一八一九）、真澄が二四歳のときに粒浦の名主となり¹⁰、天保十二年（一八四一）閏正月に内願により退役している¹¹。「切支丹宗門御改判形帳」には退役の理由は書かれていないが、「草まくらにき」の冒頭に「去年の秋末つかたよりあしのやまひになやみてとかくお

こたりかちなれば」とあることから、脚の不調を理由としたものであつたと考えられる。なお、真澄の名主としての活動については今後の検討課題となる。

真澄は、天保十二年を含め六冊の旅日記を残した¹²。一冊は年齢不詳であるが、二六歳、三六歳、四三歳、四六歳、五八歳のものが判明する。なかでも文政四年（一八二一）二六歳のときに記した京都への旅日記である「鵜川日記」¹³の末尾には次のような一文が添えられている。

又ものほらん時のしをりにも也なん、且は物思ふをり／＼の心やりに見るへしとてこそ

「また京都へ赴く折の道しるべとしても役立つだろうし、物思いにふけるような時には、心を慰めるために読み返すのもよいだろう、そんな思いで記したのである」と旅日記を綴る理由を記しているのである。真澄にとって旅の思い出を記録として残すことが、彼のその後の生活の心の支えになることを期待する内容として重要な記述といえる。

ところで、真澄は本名であり、通称は文化十四年（一八一七）まで嘉利作、その後は利太郎、雅号は直常、号は清虚庵、幽石などを使用した¹⁴。本稿では「真澄」に統一して述べる。

(2) 「草まくらにき」について

「草まくらにき」は縦二〇センチ、横一三センチほどの大きさであり、表紙を含め全二九丁の縦帳である。最後の六丁半は白紙で、複数箇所書き直しが見られる。天保十二年（一八四一）四月二十七日から六月十九日まで、日付とともに天気やその日の出来事、和歌

を綴っている。文体は雅文体で、かな文字が多く含まれ読み応えのある筆跡である。四六歳の真澄は、訪れた土地の風景を観察し堪能している。そして旅日記に情景を記録し、歌を詠んだ。また、道中や城崎において多くの人びとと交流を重ねた。

話は少しそれるが、筆者は播磨国神西郡森垣村（現兵庫県朝来市生野町）の大地主であり豪農商である龍野屋石川家の史料を調査してきた¹⁵（図4の「森垣村龍野屋」）。「草まくらにき」の五月五日条には「森垣阿登李」を訪問したことが記されているが、その発見は偶然の産物で驚くべきものであった。小川家と石川家との交流はこれまで知られておらず、「草まくらにき」によって判明したからである。「草まくらにき」を読み進めると、真澄は城崎への道中、郷里への帰途の道中において、「森垣阿登李」だけでなく様々な人びとを訪ね、語り、酒を酌み交わしている様子に気づく。真澄は心情を和歌で表現しているが、往路一〇泊一日に三〇首、城崎逗留二九泊三〇日に一五首、復路一一泊一二日に三〇首を詠んでおり、往路・復路における創作数が際立って多い。道中での刺激が和歌の創作を促したと考えられ、その一因として人びととの交流が挙げられる。

また、喜びや驚きが率直に記される一方で、寂しさや侘しさは綴られていても、怒りや恐怖、嫌悪感といった負の感情は記されていない点も注目される。真澄は、風景や人びととの交流を楽しみながら、素直な感情も含めて旅の記録を綴っている。その文体からは、憂いの少ない、穏やかで充実した旅の印象を受ける。前述のとおり、真澄は数ヶ月前の閏正月に長年つとめた名主を退役しており、昨年秋季から続く脚の痛みを記しているものの、旅の中で開放感と好奇心が刺激され、心身の活性化がうかがえる。

なお、真澄の記録には、味覚表現がほとんど見られない。その一方で、視覚的観察と触覚・聴覚的感覚が多く書かれている。前者は児島湾の郡（現岡山市南区）付近でみたヒラ網漁（往路四月二十七日）や城崎滞在中に眺めた虫送りの松明（五月二十一日）など、後者は神社や船上で感じた風、雷鳴・雨音があげられる。彼の関心は「見ること」と「外界との接触」に向いており、身体の内側よりも、場の気配や環境との関係性を捉える姿勢がうかがえる。

以上のような特徴を持った真澄の旅日記から、旅の具体像を次章で紹介したい。

二 旅の行程と支出

五〇泊五一日に及ぶ旅の行程は図1・2と表にまとめた。往路は郷里の粒浦から倉敷川を船で下り、播磨国姫路の玄関口の一つである飾磨津（現兵庫県姫路市）で上陸、但馬街道を北上し但馬国豊岡から城崎まで円山川を下る路程である。復路は往路を逆戻りした。脚をかばってか、陸路では駕籠に乗ることもあった。また、往路の五月八日に豊岡から城崎へ、復路の六月十八日に飾磨津から備前国への旅路で屋形付きの貸し切り船を雇った。

江戸時代の旅は天候に左右される。特に船は風待ち・潮待ちで港に逗留せざるを得ない場合があった。真澄の旅も天候の影響を受けた。出発当日から潮待ちのため児島半島北部の北浦（現岡山市南区）に宿泊することになった。さらに、牛窓（現瀬戸内市）で風や雨のため二泊逗留した。ようやく六日目の五月三日に飾磨津に上陸できたものの、「をり／＼さミたれそはちていとワひし、かさなければ



図1 往路 粒浦から城崎へ

出典：国土地理院地図 Vector で加工して作成。

打ぬれて行」と降りそそぐ雨に笠もなく濡れながら進む侘しさをこぼしている。旧暦四月下旬から五月上旬は、新暦では五月下旬から六月上旬、つまり梅雨の始まる頃に当たするため、天候が不安定な時期だったのであろう。出発の停滞を挽回するかのように、五月四日、姫路から猪篠（現兵庫県神河町）まで約三八キロを、駕籠を利用しながら北上した。この日は、陸路の中で最も長い距離を移動した日である。但馬街道をひたすらに進みつつも、真澄は目に留まる風景を記録している。街道沿いの田園風景を見て「さなへこ、かしこにうゝる」と綴り、「苧あけし麦ハ軒はにかけほして門田のおもにさな

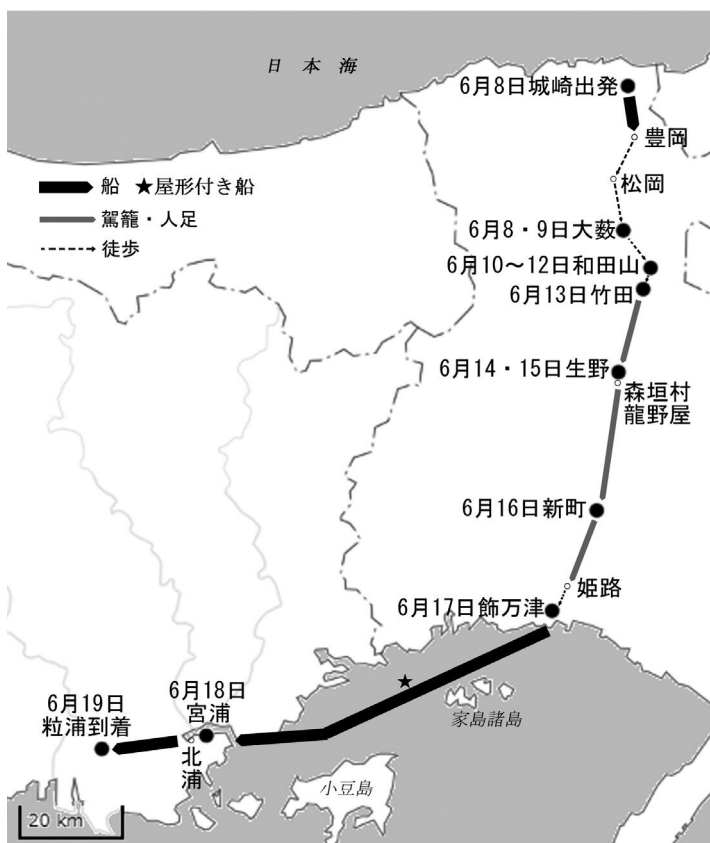


図2 復路 城崎から粒浦へ

出典：国土地理院地図 Vector で加工して作成。

へとる也」と詠んだ。また、それより北上した現神河町吉富付近では「よし富村てふ処の道の行てにいと大なる二股の杉たてり」と記し、「年月をふる川のへにあらねとも二たひ見つる二本の杉」と詠んだうえでその杉が立つ春日神社に参詣することも忘れない。現在も二股の杉は春日神社の麓に立っている。地元の方の話によると、年に二度注連縄がかけ替えられ大切にされているという(写真1)。以上のように、時には進めず、時には雨に濡れながら、という旅の出だしではあったものの、その後は順調に進み、城崎へ向かった。復路においては天候不順による立ち往生はなかったが、往路に立

ち寄った人びとの家に二、三泊することもあった。往路以上に時間をかけて人びととの交流を楽しむ姿が記されている。後述する但馬国養父郡大藪（現兵庫県養父市）の大島松翁宅へは、往路の五月六日に一泊し、復路では六月八日から十日まで滞在した。また、往路の五月五日に立ち寄った同国朝来郡和田山（現朝来市）の安積天鳳宅¹⁶には復路の六月十日から十三日まで滞在した。安積家を十二日には立つつもりであったところ何度も熱心に引き止められ（「頻にと、められけれハ」、出発を翌日に延ばしている。さらに十四日から十六日にかけて銀山の町である生野に滞在し、銀山見学を楽しんだ（後述）。なお、安積家を出発した十三日には、竹田の諏訪明神（現朝来市竹田の諏訪神社）神宮で、真澄と同じく香川景樹に師事した宮本池臣を訪ね、初めて対面した。参詣した諏訪明神では木々の風に涼しさを感じながら、酒を酌み交わし、池臣と和歌を交換している。



写真 1 二股の杉
（兵庫県神河町吉富春日神社。2024年9月撮影）

このような真澄の旅にはどのくらいの費用がかかったのだろうか。「旅中雜記」¹⁷という城崎紀行の支出を記録した史料から見てみよう。江戸時代の三貨制度を反映して、金・銀・銭を使用している。銀札も使った。このうち銭の使用が最も多い。総額を金に換算すると約一一両であった。天保期に九州肥前の人びとが上方に参詣した費用が金五、一〇両であったという¹⁸。この事例の具体的な日数は不明であるため単純な比較は難しいが、粒浦・城崎間のほうが距離は短いことを踏まえると、真澄の旅は相対的に支出が多かった可能性がある。費目別に見ると宿泊費が多く、場所別では三〇日間過ごした城崎での支出が最も多い。宿泊費の次に多いのが、土産代である。土産物の一例を挙げると、城崎で購入した行李・麦わら細工・桑細工、姫路で購入した革文庫や革文袋といった革製品が見られる。これらは伝統工芸品として現在も生産されている。また、酒肴代が船賃や駕籠人足代を上回っている点は注目される。記録には「さかな代」「酒肴代」といった表記が見られ詳細は不明である。具体的に書かれた少ない記述に注目すると、例えば城崎滞在中の六月四日の支出として「水明楼・日和山・川納涼酒肴代五ツ割出前」が計上されている。五月十五日、真澄は人びとと城崎に隣接する今津村の半夜水明楼に登り「酒など汲つ、」雲の間に浮かぶ月を眺め、同月二十一日には同じ宿に泊まる人びとと共に日和山で夕涼みをしている。酒肴代には酒好きな真澄の好みを反映しているだけでなく、人びとの交流の痕跡が刻まれている。

三 真澄の足跡をたどる

以上を踏まえ、本章では真澄の旅の記録に触発されて筆者が実際に訪れた土地について述べる。真澄の記述の魅力に惹かれ、現地の空気や風景を自らの感覚で確かめたいと思ったことが、旅の動機となった。

(1) 兵庫県養父市

真澄は、往路・復路とも、但馬国養父郡大藪に立ち寄り、大島松翁という人物を訪ねている。特に復路では二泊しており、滞在の様子を詳しく記している。**図3**に示すように、大藪は主要な街道筋から離れており、真澄がこの地に足を運んだことは、松翁との交流が旅の中で特別な意味を持っていたことをうかがわせる。筆者は現地の様子を確かめたいと思い、二〇二四年十一月中旬に大藪を訪れた。まず、往路の五月六日条を見てみよう。

いとねもころにものでして酒さかな調しいて、家の子らつとひ

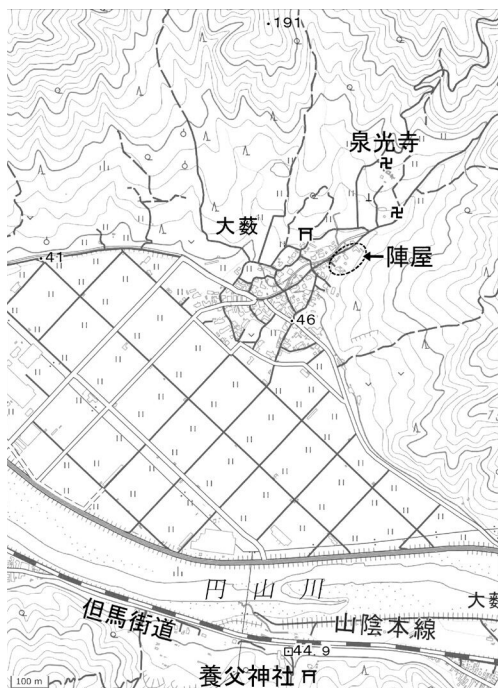


図3 大藪の位置

出典：国土地理院「地理院タイル（標準地図）」
に情報を加筆して作成。

て日暮るまで汲かハしぬ、訪ひし時よめる

のとなる松の下かけたつね来て雨をよきたるけふの喜しさ

庭上に老松ありとて翁大によるこひける、何くれ歌俳道のこ

と、もかたらひてふしぬ、^{よきり}夕つかたより雨ヤミぬ

前章でも触れたように、この時期は梅雨にあたり、松翁を訪ねたこの日は朝から小雨が降り、昼前には本格的に降り出した。そうした中、訪問した真澄を温かく出迎えてくれた様子が記されている。松翁だけでなく子どもたちも集まり日暮れまで酒を飲み、松翁とは寝るまで歌や俳諧について語り合った。

大島松翁は本名を貞利といい、旗本小出氏の知行所である大藪陣屋に詰めた年寄格の用人である。⁽¹⁹⁾大島家は慶長年間（一五九六～一六一五）以降小出氏に仕え、寛文六年（一六六六）小出氏の分家が養父郡内に創設された際には家臣として付き従った。真澄が訪ねた時、松翁は六七歳で、三年前の天保九年に息子・貞謙へ家督を譲っている。⁽²⁰⁾真澄と松翁の出会いについては現時点では不明である。京都へ行った天保九年の旅での帰路は城崎経由で但馬街道を南下しているが、大藪には立ち寄っていない。⁽²¹⁾ただ、五月六日条からは、松翁が真澄の訪問を自然に受け入れているように読み取れる。あらかじめ書状を出していたのだろうか。なお、「旅中雑記」にはこの日の宿代が計上されておらず、大島家に宿泊した可能性が高い。

次に復路での大島家への立ち寄りを見てみたい。六月八日早朝にひと月過ごした城崎から、「湯島口」で見送られ出発し、夕方に大藪に到着した。

夕つかた大藪松翁ぬしをとふ、よきり

老松の千世の風ふく宿なれハ世にもしられすす、しかりけり

城崎での滞在を終えた真澄が再び大藪を訪れたことは、松翁との関係が希薄なものではないことを示している。この日の記録には松翁の対応は記されていないが、老松を詠んだ歌からは、真澄が大島家に深い親しみを抱いていたことがうかがえる。

六月九日は但馬街道沿いにある養父明神（現養父市養父市場の養父神社）へ、真澄と松翁のほか、森島淡水、森島佐左衛門、森島徳栄、養父村児島郁五郎と夕涼みに出かけた。「草まくらにき」の記述は三頁以上にわたるもので、真澄の関心の高さがうかがえる（写真2）。少し長くなるが引用する。

川をワたりて柳原てふ河原を行、蕉翁の吟あり、花見にとさす

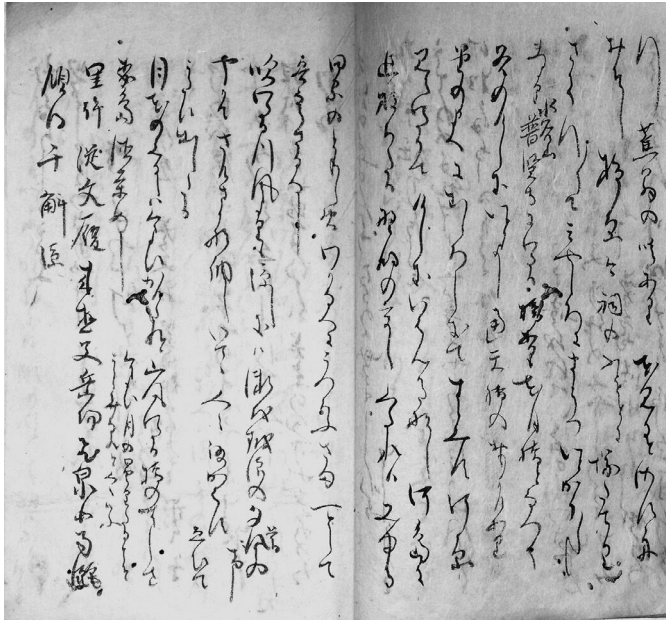


写真2 「草まくらにき」6月9日条

舟おそし柳原、今祠のふもとに塚たてり、さて行／＼てミやしろにまうつ、いとかう／＼し、夫より水谷山普賢寺にワたる橋あり、花月橋となつく、谷のけしきいとよし、通天橋のおもかけあり、堂のまへにむしろしきてすゝみす、河原見へワたりて、けしきいはんかたなし、河島に追放ちたる野飼のうし、くたれハみゆる田家のともし火ワかなへにうつるふさま一として興ならさるなし

吹ワたる川風よりも涼しきハ瀬を越浪の夕風暮の聲

やかてさけさかな調しいて、人々汲かはす、ゑひてうたひ出したる

月花のえにしハ今よひかけたれと山風ワたる橋のすゝしさ

今よひ月の曇りたるとそうらみなれと人々いふ、森島徳栄ぬし、里竹従文履来遊父岳陽飛泉如雨灑領得千解涼

松翁ぬしかうたふ

児ましりにつきあふ牛もすゝみかな

そこにある灯よりかしこの灯のすゝし

森島佐左衛門・養父村児島郁五郎など来て笛ふく

河瀬を浪にきほひて笛竹の聲さやかに聞えける哉

やゝくみ／＼てゑひしれてかへる

蛙啼声を踏すに帰かな養父の田中の夕くれの道

松翁

すゝしさや足にもつるゝ道の艸

このように真澄は夕涼みの場所周辺の風景を丁寧綴り、「一として興ならさるなし」と感想を述べている。筵を敷き酒宴が始まると、漢詩、俳諧、笛、和歌といったそれぞれの得意分野を披露しあつ

た。曇り空のため月を眺めることができないことを残念に思いながらも、真澄の記述からは絵巻物の一場面のような情景が思い浮かぶ。

筆者は特に六月九日の記述に心惹かれ、現地を訪問することにした。二〇二四年十一月十二日、よく晴れた日であった。まず、大藪の集落を通り抜け、泉光寺に向かった。同寺院は集落を見下ろす山の中腹にある。山門へと通じる石の階段の麓には大島松翁の句碑があり、「いろ／＼にさくとも黒し桜の実」と刻まれる。泉光寺は旗本小出氏および家臣大島家と森島家の菩提寺である。²² 石の階段を登る途中に大島・森島両家の墓所があり、大島松翁と森島淡水の墓石が見えた。大島松翁の墓石は円形で前面には俳諧、裏面には事蹟が刻まれている。森島家は大島家と同じく小出氏の国詰家臣であるが、²³ 六月九日条に登場する森島淡水については文献上の手がかりがなかったため、存在の証明を示す墓石に直面したことで記録の中の名を現実と結びつけることができた。

鐘樓門をくぐり境内に入ると、正面に本堂、左手に円通堂（観音堂）があり、その横には弘化三年（一八四六）建立の松翁句碑が立っている。句碑の下部にはコウノトリの姿が陽刻され、その上に「相なれて三日千寿の別かな」と刻まれている。この句碑については、泉光寺を後にして集落を散策していた際、偶然出会った住民の久保田寛氏に同寺院を案内していただき、コウノトリが刻まれていることを教えていただいた。さらに幸運なことに、久保田氏には、『養父町史』の執筆・編集に関わられた服部弘氏と玄氏^{しずか}ご夫妻や、泉光寺にゆかりのある岸富美子氏をご紹介いただいた。服部玄氏には大藪陣屋の石垣についてご説明いただき、また、小出氏など地域の歴史に造詣の深い吉盛智輝氏²⁴への橋渡しをしてくださった。後日、岸氏か

らは、ご夫婦で編まれた『大藪泉光寺』をご提供いただいた。真澄が旅の中で人びとと文芸を通じてつながっていったように、筆者も親切な方々との出会いを通じて、記録の世界が自らの体験と重なっていく感覚を得ることができた。

次に向かったのは養父神社である。同社は式内社で円山川と但馬街道を見下ろす場所に社殿がある。神社へ登る階段は但馬街道に面しており、その下に松尾芭蕉の句碑「花見にとさすふね遅し柳原」があり、旅日記の記述と一致する。この句碑は松翁の父らが天保二年（一八三一）に建立したものであり、松翁の句も刻まれているが、²⁵ 旅日記では触れていない。松翁はこれらのことを伝えなかったのだろうか。芭蕉の句碑付近には谷と小川があり、谷には赤い橋が架かっている。真澄が見た「花月橋」と呼ばれる「水谷山普賢寺にわたる橋」が、現在の赤い橋と同一かどうかは確認できないが、周辺の地形は真澄の旅日記に記された描写と一致している。また、通天橋に言及した記述に関して、前述したように、真澄は二〇年前の文政四年に京都を旅しており、四月十一日に東福寺の通天橋を見て、新緑の美しさに魅了されている。²⁶ 通天橋を見たのは、旅に同行していた母と弟周重が郷里に戻ることに、その見送りの直後であった。二人の出発の日が明日に決まったことを聞いた真澄は「そ、ろにものかなしくなりてこゝちあしけれハ葉のミてとくふしとにいりぬ」（むやみに悲しくなって心地が悪くなり葉を飲んで寝た）と記している（『鴎川日記』四月十日条）。通天橋の風景は、そうした感情の揺れの中で記憶に深く刻まれたものだったかもしれない。階段を登った先の鳥居付近や赤い橋から北を望むと、円山川と田園風景が広がっていた。真澄たちが筵を敷いた場所を特定すること

はできなかったが、彼が見たであろう風景を思い馳せるには十分な眺めであった。こうして、夏の夜とは異なる秋の日差しのもと、筆者は初めて大藪と養父神社を訪れ、真澄の旅の痕跡をたどることができた。

(2) 兵庫県朝来市生野町

復路の六月十四日から十六日にかけて、真澄は但馬国朝来郡生野に滞在した。往路の五月五日に生野へ行こうとしたが、「道セきてえ行す」(道がせき止められて行けなかった)という。生野は但馬国の南端に位置し播磨国と接している。同所は、生野銀山を擁する幕府領で代官所が置かれ、出入り口には監視のため番所が設けられていた(図4)。生野に入ろうとする直前、播磨国北端である森垣村の龍野屋(前述の森垣阿登李)に立ち寄っているため、真澄は播磨口から生野に入ろうとしたのかもしれないが、叶わなかった。

ところで、三年前の天保九年閏四月五日、真澄は城崎からの帰途に生野付近を通っている。この時は生野には入らなかったようだが、近隣の里人から次のような話を聞いた。⁽²⁷⁾

生野銀山のこと里人二つふさにきけ^く小、銀山の石ほる人土中二
いること故大かた短命にして三十にはみちすして皆死せりとか、
しかれとも其日／＼暫時のほと其業して、余ハはたらかす、食
物などハこよなふ美食す、よて皆短命をいとす、中々に好て
石ほる人多しといへるをき、て(中略)生野川のあたりにハ魚
すますよし

坑夫については、三〇歳に及ばない年齢で亡くなってしまいうほど短命で、少しの時間だけ坑夫として働き、それ以外は働かず、美味

しい食事を楽しんでいること、生野川については魚がないことを聞き取っている。銀山への関心を示し、いつの日か生野の地に足を踏み入れることを願っていたのかもしれない。



図4 生野周辺および大亀山の位置

出典：国土地理院「地理院タイル(標準地図)」に情報を加筆して作成。

さて、六月十四日に姫路屋治介に宿泊しようと訪ねるが都合が悪く、別の宿に泊まった。翌十五日姫路屋治介の案内で大亀山という銀山への見学ができることになった。見学のために真澄がどのような交渉をしたのかは記されていない。

ひめちやあるしあなひにて銀山のかねほる所見んとてあしたより行、此生野てふ所山中にして口・中・おくと三所に家居ありていと広らか也、銀山の近ワたりハ山水のけしきあしからず、不動か滝とていと白きいはほより水落たきりてえもいはれず、此かたはらに銀ほる穴よりかよふ水落めり、しはしいこひつ、行、(中略)大亀山といへるに行て見るに、ほり入行さ、⁽²⁸⁾るの貝に灯ともして行、小童ハ脊にちいさきワらの袋めくもの脊おひて、是にうかちし石を入れてはこふめり、いつれも手をつきてはひつ、行也、穴の口にハ小屋ありて、事を司とる人あり、穴口あまたあるよし也

白かねの宝の山をほりて行^入あなおそろしの人のなりはひ

生野は三つに分かれた広々とした場所で、山水の景色や「不動か滝」(不動の滝)の水しぶきの美しさに心奪われている。三年前に聞いた「生野川のあたりにハ魚すますよし」という印象に反して、かえって景色が美しく感じられたのではないだろうか。大亀山では、採掘する坑夫たちや出入り口の監視小屋の様子が記されている。坑夫は栄螺の灯りを手に坑道へと入っていく。子どもは藁袋のようなものを背負い、掘り出した石を入れて這いながら作業していた。そして、坑夫たちの姿を「あなおそろし」と歌に詠んだ。

姫路屋治介という人物に関しては、旅日記の続きに、城崎の三木屋出身であり、信心深い祖父が筑紫太宰府の梅の種を植えて育てた

枝で木剣を作ったこと、そしてその木剣について真澄に歌を詠むように依頼したことが記されている。姫路屋の詳細は不明であるが、天保九年(一八三八)幕府巡見使の接待に参加した人物と同一人物と思われる⁽²⁸⁾。また、案内された大亀山は山師漆垣太郎兵衛が発見した銀山であり、文政十年(一八二七)に最高位である御所務山となり、天保九年には幕府巡見使が見分した⁽³⁰⁾。

筆者は二〇二四年十二月二十五日、生野銀山を見学する機会を得て、大亀山まで行ってみた⁽³¹⁾。同所は、一九七三年に閉山し、翌年観光施設として開業した「史跡生野銀山」⁽³²⁾の坑道外コースにある。道は見学者用に整備されているとはいえ、動物の足跡を追いながら慣れない雪道を進んだ。真澄が「白かねの宝の山」と記した大亀山に、筆者もまた足を運び、記録の中の風景と現地の印象が重なる瞬間を味わった。その後、鉱山資料館では大亀山の絵図や山車の幕を、坑道内コースでは栄螺の灯りや這いながら進まなければならない細い坑道などを見学した。真澄の記述と展示が重なり、記録と現地の情報が一致することを確認する機会となった。

おわりに

以上、小川真澄の「草まくらにき」を通して、特に城崎への道中や郷里への帰路における交流や体験を、筆者自身の現地見学も交えて紹介した。真澄は、歌人としての鋭い観察眼と、対象への深い探究心を持つ人物であり、武士である大島松翁を訪問したように、身分を超えた交流を厭わない柔軟な交際術も備えていたと考えられる。酒を酌み交わしながら人びとと積極的に交わった姿は、墓碑に刻ま

れた「能嗜酒愛客客満堂」の文言を裏づけるようでもある。

旅の記録に綴られた言葉の端々からは、真澄が旅先で何を見て、何を感じ、どのように人びとと関わったのかが浮かび上がってくる。旅の中で和歌を詠み、歌人や俳人・漢詩人らと交わり、土地の営みにも目を向けた真澄の姿は、旅人が地域文化と交差し、関わる存在であることを示している。その交流は、和歌・俳諧・漢詩といった表現のジャンルを超えて展開されており、相互に作品を受け入れることが可能である点も重要である。こうした旅の記録は、旅人が地域文化の担い手となる可能性を考える上で、ひとつの手がかりとなりうるであろう。

今後は真澄が記した他の旅日記との比較や、名主としての活動を通じて、旅が彼の人生だけでなく、居村や近隣地域にどのような作用をもたらしたのかを検討していきたい。旅の記録を読むことは、過去の風景や人びとの声に耳を澄ませることである。そこに宿る文化の交差と感情の揺らぎを、これからすくい上げていきたい。

〈注〉

- (1) 倉敷市歴史資料整備室所蔵小川家文書三―一九。「草まくらにき」の往復道中の翻刻文は、拙稿「草まくらにき」(1)―天保期の歌人小川真澄の旅日記」(『倉敷の歴史』第三五号、倉敷市、二〇二五年)を参考にされたい。
- (2) 『岡山県史 第九卷 近世Ⅳ』岡山県、一九八九年、一八頁、『新修倉敷市史 第四卷 近世下』倉敷市、二〇〇三年、一三一頁。
- (3) 新城常三『杜寺参詣の社会経済史的研究』塙書房、一九六四年な

ど。

- (4) 西聡子『四国遍路と旅の文化―近世後期民衆の信心―』晃洋書房、二〇二二年、七頁。
- (5) 定兼学『近世の生活文化史―地域の諸問題』清文堂出版、一九九九年、四七〇頁。
- (6) 真澄をはじめとする小川家については、永山卯三郎『倉敷市史』(第八冊、名著出版、一九七三年)、『岡山県大百科事典』上巻(山陽新聞社、一九八〇年)、『岡山県歴史人物事典』(山陽新聞社、一九九四年)を参考にした。
- (7) 『新修倉敷市史 第九卷史料 古代・中世・近世(上)』倉敷市、一九九五年、九一六頁。
- (8) 文政四年(一八二一)「鷗川日記」(岡山県立記録資料館所蔵児島郡粒浦村小川家資料C三三―一六〇九)によると、京都において茶道家である数内家や武者小路千家を訪問したり、岡讃岐守に入門し笛を学んだりしている。
- (9) 前掲注6『倉敷市史』第八冊、一二三六頁。
- (10) 岡山県立記録資料館所蔵児島郡粒浦村小川家宗門改関係資料B三二―五七。
- (11) 岡山県立記録資料館所蔵児島郡粒浦村小川家宗門改関係資料B三二―七九。
- (12) 「草まくらにき」のほかに、前掲注8の文政四年「鷗川日記」二六歳、天保二年(一八三一)「遊筈日記」(倉敷市歴史資料整備室所蔵小川家文書三―一一)三六歳、同九年(一八三八)「遊筈日記」(同三―一〇)四三歳、嘉永六年(一八五三)「児州めぐりの日記」(岡山県立記録資料館所蔵児島郡粒浦村小川家資料C三三―一六〇

(二) 五八歳、年未詳「千とせの夢」(同C三三一―一八五四)。このうち、「鵠川日記」は兼清正徳「桂園派歌人小川真澄―その歌人的成長の軌跡―」(『桂園派歌壇の結成』桜楓社、一九八五年)において分析した「鴨河日記」であり、「児州めぐりの日記」は永山卯三郎『倉敷市史』第十冊(名著出版、一九七四年)に「児島めぐりの日記」として翻刻文が掲載されている。

(13) 前掲注8「鵠川日記」。

(14) 嘉利作は岡山県立記録資料館所蔵児島郡粒浦村小川家宗門改関係資料B三二―五五、その他は前掲注6の『岡山県大百科事典』上巻・『岡山県歴史人物事典』。

(15) 拙稿「近世後期金銭貸借訴訟をめぐる旗本屋形池田家と領外商人―播磨国神西郡森垣村龍野屋伊兵衛長英の活動を中心に」『神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報LINK』一三号、二〇二一年。

(16) 安積天鳳は名を直宏、通称を十太夫といい、俳諧を得意とする人物であった(木村発編『朝来志』一九〇三年(名著出版、一九七三年復刻)、三七二頁)。

(17) 倉敷市歴史資料整備室所蔵小川家文書三一―一六。

(18) 新城常三『庶民と旅の歴史』日本放送出版協会、一九七一年、一三四頁。

(19) 『養父町史』第一巻、養父町、一九九〇年、八二三頁。

(20) 岸谷堯・岸(瀧)富美子編集『大藪泉光寺』二〇二四年、四七頁。

(21) 前掲注12の天保九年「遊筈日記」四月四日条によれば、この日は納屋(現豊岡市)から竹田(現朝来市)へ移動しているが、大藪に立ち寄った形跡はない。

(22) 前掲注20の『大藪泉光寺』七頁。

(23) 前掲注20の『大藪泉光寺』五六頁。

(24) 著書に『但馬の殿様』(神戸新聞総合出版センター、二〇一〇年)がある。

(25) 『歴史の道調査報告書 第五集 加古川・円山川の舟運』兵庫県教育委員会、一九九五年、二四五頁。

(26) 前掲注8の「鵠川日記」四月十一日条には、東福寺の通天橋について「そのかなたこなた楓葉の新樹打しけりてけしきいとよし」と記している。

(27) 前掲注12の天保九年「遊筈日記」。

(28) 太田虎一著・柏村儀作校補『生野史 二 校補政治編』生野町役場、一九六四年(一九七七年復刻)、四九五頁。御用取次として「姫路屋治助」の名が見える。

(29) 太田虎一著・柏村儀作校補『生野史 一 校補鉤業編』生野町役場、一九六二年(一九七七年復刻)、四五―四六頁。

(30) 前掲注28の五〇〇頁。

(31) 現地調査には神戸大学大学院人文学研究科特命講師井上舞氏の協力を得た。

(32) 「史跡生野銀山」<https://www.ikuno-ginzan.co.jp/about/about101.html> (二〇二五年十月十五日閲覧)。

(むろやま きょうこ 岡山大学文明動態学研究所)

表 旅の行程表

日数	日付	天気	発→着	特記事項	和歌
1	4月27日	晴、向かい風	粒浦→北浦（倉敷市→岡山市南区）	粒浦から船に乗る。四つ時（午前10時頃）出発。北浦の片山家（郡屋）で潮待ち。	2
2	4月28日	（晴カ）	北浦→小串（岡山市南区→〃）	朝から酒を酌み交わしたため、正午ごろに乗船。小串で風呂に入る。	1
3	4月29日	風が悪い	小串→牛窓 （岡山市南区→瀬戸内市）	風が悪いため牛窓に停泊。気晴らしに社寺に参詣する。苫6枚購入。	1
4	5月1日	雨	牛窓	朝から雨が降る。	1
5	5月2日	雨、風が悪い	牛窓→網干沖 （瀬戸内市→姫路市沖）	空が晴れ風が吹いてきた夕方に乗船。大多府島辺りで夜が明ける。	1
6	5月3日	雨→夕方晴	飾磨津→姫路（姫路市→〃）	四つ時（午前10時頃）飾磨津到着。船頭へ小遣いを渡す。空の様子が怪しいので姫路の浜田屋利兵衛に宿泊。	2
7	5月4日	（晴カ）	姫路→猪篠（姫路市→神河町）	但馬街道（生野街道）を北上（駕籠、人足などを利用）。吉富村で二股の杉を見る。猪篠の姫路屋金蔵に宿泊。	7
8	5月5日	快晴	猪篠→和田山（神河町→朝来市）	森垣の阿登李を訪ねるも主人は留守。生野への道がせき止められていたため行けず。和田山の安積天鳳を訪ねる。旅籠に宿泊。	4
9	5月6日	小雨→雨	和田山→大藪（朝来市→養父市）	和田山で傘購入。養父で昼食。大藪の大島松翁を訪ねる。	3
10	5月7日	快晴	大藪→豊岡（養父市→豊岡市）	江の宮で昼食、同所から城崎行きの川船に乗りたかったが乗れず。豊岡の旅籠に宿泊。	5
11	5月8日	快晴	豊岡→城崎（豊岡市→〃）	豊岡で髪結い。同所から乗船（屋形付きの川船貸し切り）。二見の浦で加茂直兄の歌碑見学。再び船に乗り城崎に到着。正午頃に油筒屋に到着。	3
城崎滞在					
40	6月8日	（晴カ）	城崎→大藪（豊岡市→養父市）	「湯島口」まで人々が見送ってくれる。そこから船に乗り豊岡へ。松岡の茶屋で休む（鮎・酒）。夕方大藪の大島松翁宅を訪ねる。	2
41	6月9日	（晴カ）	大藪	頼まれて大藪家の井戸水（竹露水）の歌を詠む。夕方養父明神で納涼。	6
42	6月10日	（晴カ）	大藪→和田山（養父市→朝来市）	朝、大島家を出発。和田山の手前で昼食。和田山の安積天鳳を訪ねる。夕方川原で納涼。	2
43	6月11日	（晴カ）	和田山	昼過ぎ、土田の川原の芝居見物。帷子を購入し、襟裏を仕立てる。	
44	6月12日	夕立	和田山	何度も引き止められ、安積家に宿泊。	
45	6月13日	夕立	和田山→竹田（朝来市→〃）	早朝に和田山を出発。巳刻（午前10時頃）竹田に到着。真澄と同じ香川景樹門下であり、初対面の諏訪神社神官・宮本池臣を訪ねる。	5
46	6月14日	晴→夕立	竹田→生野（朝来市→〃）	辰刻（午前8時頃）竹田を出発する。生野の姫路屋治介を訪ねたが支障があり、近くの別の旅籠（升屋半次）に宿泊。	1
47	6月15日	昼過ぎより雷雨	生野	姫路屋の案内で早朝に大亀山の採掘場を見学。その後、酒小屋（芝居屋千世）へ行く。	7
48	6月16日	（晴カ）	生野→新町（朝来市→福崎町）	生野を出発し、森垣の龍野屋を訪問。体調がすぐれない。甘地で清水が湧き出ているのを見る。日は高かったが新町に宿泊。	4
49	6月17日	曇→雨	新町→飾磨津（福崎町→姫路市）	姫路まで駕籠に乗る。姫路で昼食。飾磨津で備前行きの船を探すなかった。南風が激しく船が出せない。シカラミという場所の船宿（亀屋）に宿泊。この日、髪結い（場所不明。2人分）。	1
50	6月18日	晴	飾磨津→宮浦 （姫路市→岡山市南区）	辰刻（午前8時頃）空が晴れてきたため、船や船積みの弁当・布団1枚を準備し、巳刻（午前10時頃）に船出した。船は貸し切りで屋形付き2人乗り。潮が悪くなり宮浦で碇を下ろす。	1
51	6月19日	夜中雨→晴	宮浦→粒浦 （岡山市南区→倉敷市）	辰刻（午前8時頃）過ぎに北浦に着船、片山家を訪ねる。同家では逆子の安産祝いをしており、酒などを頂き暮れ過ぎまで滞在。月が出てから船に乗り帰宅。	1

注）「草まくらにき」「旅中雑記」より作成。

【資料群解題】

足守藩家老杉原家（町田）資料について

山下香織

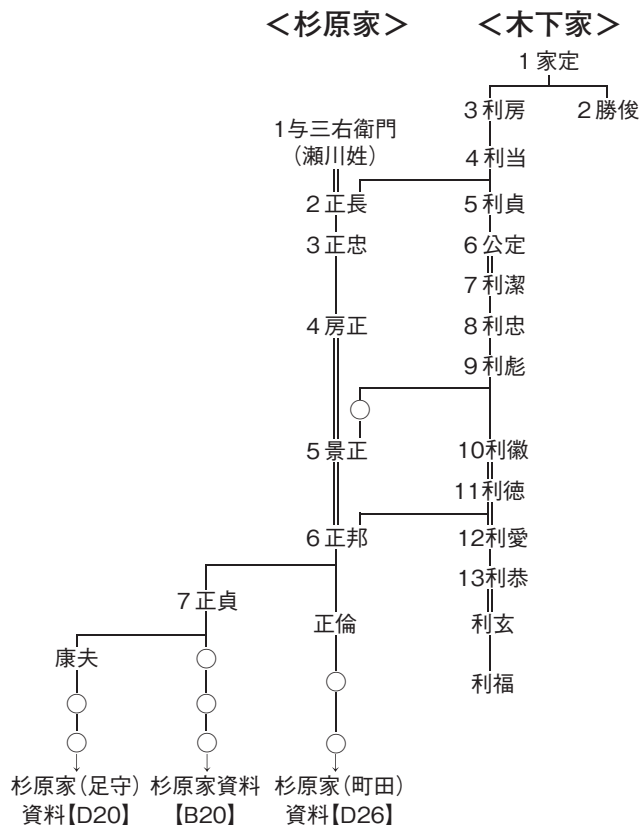
はじめに

足守藩家老杉原家（町田）資料は、平成二十八年（二〇一六）に当館に寄託された総点数約一六〇〇点の資料群である。内容は江戸時代の足守藩政資料、近代の個人資料等である。

足守藩に関する研究は永山卯三郎の『吉備郡史』に負うところが大きい。その後、昭和五十六～五十七年（一九八一～一九八二）の豊臣秀吉の叙任関係文書の発見、さらに平成十九年（二〇〇七）には「鳳凰之御硯箱」等の発見があり、足守藩主木下家資料や足守藩研究にも進展がみられた。¹⁾近年では平成二十七年（二〇一五）に岡山シテイミュージアムで開催された「岡山に生きた豊臣家」備中足守藩木下家資料²⁾において、足守藩主木下家資料と足守藩家老杉原家（町田）資料が展示されたことが記憶にあたりしい。

これらの先行研究をもとに当館で杉原家（町田）資料の整理を進め、平成二十九年（二〇一七）に約一三〇〇点を公開した。そして令和七年（二〇二五）三月に第九回所蔵資料展「木下の遺芳を伝えて―足守藩家老杉原家資料―」を開催し、約二〇〇点の資料を展示した。本稿は以上の研究成果をふまえて、足守藩家老杉原家（町田）資料の解題を試みる。

足守藩は慶長六年（一六〇一）に木下家定が備中国上房郡・賀陽郡二万五千石を領地として、賀陽郡足守に陣屋を置き幕末まで存続した藩である。杉原家は三〇〇～五〇〇石の家老職を世襲した家の一つで、藩主である木下家から養子を迎えることが多かった。²⁾関係系図を図一に示す。³⁾



図一 杉原家と木下家の関係系図

延宝（貞享期（一六七三）一六八七）の「足守藩陣屋町絵図」によると、杉原家の屋敷は会所の対面（現岡山市立足守公民館）にあったが、明治三〇年代に当主の杉原正倫は東京に居を移している。⁴本稿で紹介する杉原家（町田）資料（D 26）は、正倫の子孫に伝わった資料群である。なお、兄の正貞の二人の子は足守に残り、それぞれの子孫に伝えられた資料群も、杉原家資料（B 20）、杉原家（足守）資料（D 20）として当館で保管されている。以下に杉原家（町田）資料の概要を紹介する。資料名の後の（ ）内は資料番号を示す。

一 知行・家政資料

杉原家に対する知行宛行状は寛永二（嘉永四年（一六二五）一八五一）のものまで二〇通あり、内八通は瀬川家宛のものである。木下家資料の「御家中由緒書」によれば瀬川家は杉原の祖とされ、初代藩主家定の時代から仕えていた古参の瀬川与三右衛門半平に始まる。⁵杉原家二代目の正長（玄蕃）は四代藩主木下利当の子で瀬川与三右衛門家に養子として入り、家老職になり別家をたてた。木下姓を一代限りで名乗る。

三代正忠は享保五年（一七二〇）に六代藩主公定から杉原姓を授けられ、以後は杉原を名乗る。その際に受け取ったと考えられる「御直二八郎江被仰出候覚」（78）資料一によれば、杉原家は「筋目」をもつ家であることを自覚するようにと申し付けられ、杉原姓と切菊替紋を賜った。その後も木下利彪の孫の景正、利徳の子の正邦を養子に迎え、杉原家と木下家との血縁は幕末まで続いている。

【資料二】 傍線・（ ）は筆者の注記

玄蕃儀病氣二付、此度願書差出候、玄蕃一旦養子二罷成候得共、筋目有之ニ付、名跡家督等先刻書付之通申付候、御前二茂御年被寄候、御代も替り候共、其方儀右筋目ヲ存、万端念入相勤可申候、且又杉原之名字本名ニ而候故遣之候、紋所も無論切菊替紋故遣之候間付可申候、以上

享保五年庚子 六月二日

そして、木下家と杉原家の菩提寺の光大寺に関する資料がある。

縁起「備中足守法雲山大光禅寺記」（99）によると、万治三年（一六六〇）に木下利当が建立を始めたが程なく死去したため、寛文二年（一六六二）に子の利貞が遺志を継いで建立した。次いで孫の公定は山林を寄進し、元禄十五年（一七〇二）に霊堂や庫司、惣門等を完成させ、建仁寺の松堂宗植を招き落慶式を執り行った。光大寺の寺域の選定には杉原家二代正長が関わっており、落慶式の松堂の法語「〔法雲山大光禅寺落慶法語〕」（70）が杉原家に残っている。六代正邦はこれを代々大切に伝えるようにと端書をしている。

また、杉原家の日常生活の一端がうかがえる資料として「年中行事改覚」（17）がある。正月三日に庄屋が杉原家に年始挨拶に参上する際のしきたり、五節句や盆の準備内容等、年中行事の執り行い方や献立等が記されている。作成者・作成年ともに分からない資料だが、綴じ外れやめくり跡、汚れなど使い込まれた跡があり、所々に追記もあることから、長年にわたり参考に使っていたことがうかがえる。

二 藩政資料

基本的な藩政資料として、元禄期の足守藩士五九家の事績・親族関係が記されている「元録 由緒書」(10)がある。この資料の跋文から、元禄七年(一六九四)に作成された「御家中由緒書」を嘉永三年(一八五〇)に写したものであることがわかる。⁶⁾

木下家資料にある文化十年(一八一三)以降に作成された「御家中由緒書」と比較するとはほぼ同じ内容が書かれている。元禄期の「御家中由緒書」が文化期にも継承されていることから、時宜を図り数度作成されていたと考えられる。杉原家には文化十年の「由緒書之覚」⁽²²⁹⁾が残っており、各家が提出した由緒をもとに、藩が「御家中由緒書」を編纂したことがわかる。

また本資料群には、藩財政に関する資料が散見される。杉原家が資金調達に関わる元締方を長年つとめ、家中の儉約策や江戸・大坂の商人との交渉の任にあたるが多かったためであろう。例えば、文政十年(一八二七)の「調達金銀請払帳」⁽¹⁷²⁾は、足守藩の借入先と金額が分かる貴重な資料である。千草屋・大津屋らの大坂商人や紀州藩からの借入や、領内からは藩の財政再建にも関わった久米南条郡福渡村の蘭方医石坂篤太(石坂桑亀)からの調達分もある。また、天保十五年(一八四四)・嘉永二年(一八四九)の「御物成算用目録」(88・89)がある。

本資料群の特徴として、藩主が仕置き内容を命じた書付が多く残っていることがあげられる。例えば、寛政十年(一七九八)に藩主利彪が直々に郡奉行と町奉行に申し渡した「郡町両奉行并代官共申渡書附」⁽²²⁵⁾資料二からは、財政難にあえぐ藩主としての悲壮な覚悟が読み取れる。

【資料二】

(前略)元メ方より領中用金不申付候てハ上納金手当も出来かたく有之二付、用金之義申付候処ニ元メ方ヨリ及言上催促致候へ共、兼々下方困窮之砌、当春厚キ志にて札座の出金致し、且在中引請の札場も請持候義、是重々の厚キ心さしの事、然ル処を不省なんは公役たり共用金申付候て下方困窮を益々難義為致候事ハ某の不徳を猶々不徳ニ為致、誠ニ君の道を為失候事ニ候間、彼是と申談シ、存知候通調達の義ニ付玄蕃義出坂致し候へ共、いまた杳の様子も不相分甚不案心ニ有之、且又他借等の手段の義も色々申合上候て、何卒用金も不申付無滞公役相勤候様ニと、昼夜いろいろと心勞致し候処、其方共深く相考可申候と、其上兼而差支の時節ハ又候の大役行先キの処いかか相成やと心元なく、来年・来々年の処勝手方至而差支ニ可相成と存候へ共、大切なる領分内の義ニ候間、たとへ某朝夕の食事直に儉約致しても、又ハ水を呑ても、領中へ用金の義、土ニ喰付ても某一生ハ不申付候間、此処の某の胸中汝深く相考共々ニ下す也、仁恵の義相たすけ、某の不徳を補ひ呉れ可申候(後略)

厚手の横折紙四枚を綴じた帳には文末に利彪の花押が据えてあり、「御自筆被仰渡書」と上書きのある折封に包まれていることからして、藩主が直々に書したものと考えられる。その内容からは、公儀の役をつとめるため、玄蕃(杉原玄蕃房正)が大坂での資金調達に苦勞をしていることが分かる。藩主である自分自身の不徳を詫び、たとえ食物を儉約して口に入れる物が水だけになってしまったとしても、土を食らってでも、領民に新たに税を課すことはしないと決意を述べている。

宝永四年(一七〇七)に出された「大赦御触ニ付願出候者共吟味

之体大概等」(474)は、大赦の願出に関する吟味について、藩主がまかな方針を郡奉行と町奉行に申し渡したものである。その他にも断片的ではあるが、藩士の退役や跡継ぎ等の家臣任用に関する細かな指示を出している藩主の書付(506ほか)がいくつか残る。

また番役に関する資料として、延宝八年(一六八〇)に足守藩に命ぜられた宮津城請取・在番の役付「宮津城御請取并御在番御役附」(118)、元禄十四年(一七〇一)の赤穂城請取「赤穂城御請取御役附」(18)や、慶応四年(一八六八)の津山藩への出兵に関する「富沢村御出張行列帳控」(442)・「太井村御出張行列帳控」(443)がある。これらの出動規模からは、長年つとめた多くの夫役負担が藩財政を逼迫させた要因の一つでもあったことがうかがえる。

幕末の政情が分かる資料として、「亜墨利伽登城之事松平陸奥守様より御内意窺之事」(168)や「亜美理駕日本国送書翰之写」(169)、桜田門外の変について各藩の動向を揶揄した「毛利侯江駈込忠死之両人上書」(174)等、当時の社会情勢で必要とした情報の記録が残されている。また、明治三年(一八七〇)に新政府から交付された六・五cm四方の木製の「足守藩印」(153)がある。

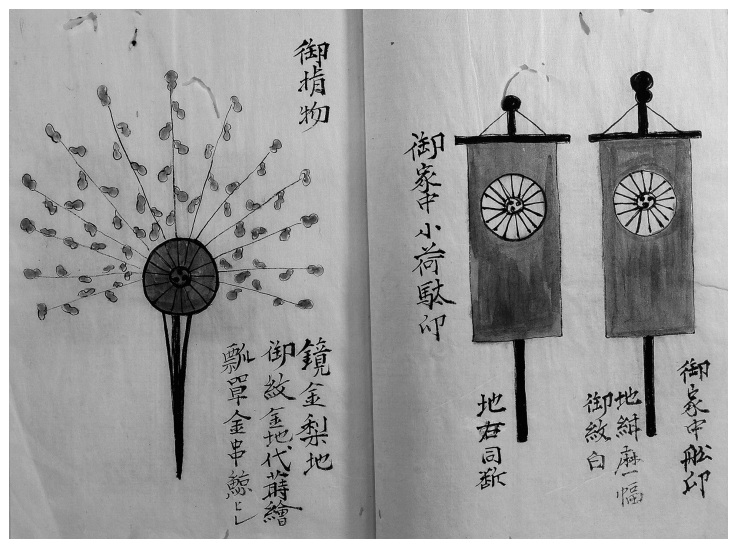
三 杉原正邦筆写資料

六代当主の杉原正邦は先に紹介した「亜墨利伽登城之事松平陸奥守様より御内意窺之事」や「亜美理駕日本国送書翰之写」等、多くの筆写資料を残しており、杉原家だけでなく足守藩にとって重要な記録も数多くある。例えば、木下家所用の武具や道具類を彩色で描いた「御備道具」(706)写真一や、嘉永三年(一八五〇)の「備中国

給人知行高寄」(9)等があり、家職を遂行する上でなくてはならない手引きであったと考えられる。

筆写内容は過去の記録にも及び、古書を借用して自ら筆写している。先に紹介した「元録由緒書」や「赤穂城御請取御役附」は正邦の筆写資料である。「赤穂城御請取御役附」の巻末には「天保十五年辰五月中八日 予此書雖之写ト、古書之紙切ニ於有之、予終日終夜綴之而後以愚筆雖写之、予其愚筆愁テ不_レハ写、写者何_ソ如塵芥」と書かれている。記録を残すことの必要性を自問自答しながら、夜な夜な記録を筆写していた正邦の姿がしのばれる。

杉原正邦は木下家に関する資料も多く作成している。多数残る木下家の系図や、「列侯伝之内木下侯伝」(14)は「太閤記」や「信長記」等の資料から木下家に関する記事を集めたもので、自ら資料をひもといて編纂したものと考えられる。正邦は木下家から養子に入った当主であり、父利徳は伊勢国津藩藤堂家の出身であった。木下家と杉原家の歴史を調べることによって、自らの存在を深く追究して



写真一 御備道具

いたのではないだろうか。

また正邦は武芸や学問に秀で、足守藩で指南されていた日置流弓術⁽⁶⁹⁸⁾や大坪流馬術⁽⁶⁷²⁾を習得し、砲術の「荻野流極秘書」⁽⁶⁸⁴⁾等の武芸書を所持していた。他方では和歌や漢詩、茶道も嗜んでいる。天保二年（一八三一）に備中国内の足守藩領が一部復活したことを賀した和歌を集めた「〔木下利恭旧領安堵につき平民献歌集〕」⁽²¹⁾は、編者は未詳だが、时期的に正邦がまとめた可能性があると考えられる。

四 近代資料

廃藩置県による足守藩の消滅後、杉原家をはじめとする旧藩士らは明治九年（一八七六）に「表衷社」という団体を創設している。明治十六年に作成された「表衷社申合条款」⁽⁴⁰¹⁾によれば、総代が東京在住の旧藩主の木下家の訪問、東京・京都の木下家ゆかりの墓所を参拝し、社員は足守の宮地山に建立された厳島神社ほか八社の運営管理を行う目的で結社され、一六二名の旧藩士が名を連ねている。⁽⁸⁾

明治三十年代に東京に居を移した杉原家は、旧家老家という立場もあつてか、木下家と親しくやりとりをしている。当時木下家の当主であった木下利玄は東京四谷在住で学習院高等科に在学していた。⁽⁹⁾明治三十八年（一九〇五）頃の杉原正倫宛の葉書⁽⁸⁵⁰⁾からは、お互いに近況を報告しあっていた様子がかがえる。

歌人としても著名であった利玄は、大正十四年（一九二五）に死去し、その後も足守での顕彰活動は現在に至るまで続いている。利玄の二三回忌にあたる昭和十二年（一九三七）には、短歌雑誌『一

路』⁽⁹⁹²⁾で利玄の特集号を組んでおり、杉原康夫が「利玄子爵を偲ぶ」と題し、明治三十九年と同四十四年に利玄が足守に帰郷した際のエピソードや近水園に建立した歌碑について寄稿している。

五 高台院関係資料・足守藩主自筆資料

杉原家には文禄四〜慶長三年（一五九五〜一五九八）に作成された豊臣秀頼や高台院への忠誠を誓う「豊臣家家臣等血判起請文」の写である「盟文御写」⁽³⁾という資料がある。⁽¹⁰⁾いつ誰が筆写したのかは分からない。

もう一点、高台院らに関わる資料「従家献之御系図」⁽⁸⁴⁾が残る。これは当時杉原家が所蔵していた書状三通を木下家に献上する前に写し置き、各資料の内容を簡単に注記したものである。一通目は関ヶ原の戦い後に徳川家康が小早川秀秋に宛てた九月二十四日付の札状で、二通目は高台院の死去につき徳川秀忠が寛永元年（一六二四）に木下利房に宛てた悔状、三通目は貞享元年（一六八四）の木下公定による書付で、木下利房の事績を書いたものである。⁽¹¹⁾

杉原家が小早川秀秋や高台院、木下利房に関わる資料を所持し、さらに木下家に献上したということは、杉原家はこれらの人物を祖とした家であることを強く意識していたためと考えられる。杉原は高台院の実家の姓であり、高台院の跡を継ぐ家として位置付けられていたのではないだろうか。

藩政資料の項で紹介した以外にも、藩主や正室らの自筆資料が多く残っている。「〔木下富五郎宛杉原玄蕃書状〕」⁽⁵¹³⁾は、木下富五郎（後の利彪）が家督を継ぐ前に家老の杉原玄蕃に宛てたもので、天

明四年（一七八四）頃に書かれたものと考えられる。藩主就任にあたっては俚約に取り組みたいと抱負を述べ、金策に奔走していた杉原玄蕃に対して長年の労苦をねぎらっている。

また、八代藩主利忠の母である芳寿院の書状「杉原玄蕃宛芳寿院書状」⁽²³²⁾が数通ある。芳寿院は六代藩主公定の養子となった公福（豊後国日出藩主木下俊長の子）の娘で、七代藩主利潔の正室となり、寛政四年（一七九二）に八〇歳で没している。杉原玄蕃（房正）は藩主の利忠が幼少の時に芳寿院から不寝番を命じられるなど、長年奉公をしていたこともあり、書状のやりとりが多くあったと考えられる。

芳寿院が天明二年（一七八二）に孫の富五郎（利彪）が將軍徳川家治への御目見えを果たしたことを祝う書状には、杉原玄蕃（房正）に対して「其方（玄蕃）何のゆへなく年重申され、めて度春をむかえいわみ申されし御事、めて度存参らせ候」と年賀を述べ、「当春ハ我等事七十賀いわみ⁽⁴¹⁶⁾三月中ニ祝したしと、此間ひこの守（木下利忠）江も申し、右ニ付候てよほともの入も御座候ま、仰被下候、宜しく取斗ひ頼申上候」と、出費にはなるが自分の七十賀をしてほしいと藩主に伝えたと書いている。他の書状においても、俚約の内容や人事について具体的に指示をしている。芳寿院の書状は大名の妻である「奥」の女性と藩政との関わりがうかがえる好資料であろう。

そして「木下利徳宛藤堂高嶺書状」⁽⁴¹⁶⁾資料三は、文化二年（一八〇五）に伊勢国津藩藤堂家から木下家に養子に入った木下利徳が実父の藤堂高嶺^(たかざね)から与えられたもので、養子としての心構えを説いた書状である。

【資料三】

（木下利忠）

一定太郎殿・長及殿へ孝心を可尽義ハ申二も不及候事、定太郎殿ハ若年之事二候得ハ不敬失礼無之様、猶更心を可被用事
一定太郎殿ニ男子出生有之候ハ、養子ニ願可被申事
一定太郎殿若年病身ニて退隔之事二候へハ看坊之心得ニて可被勤事

一自他之差別も無之事二候得共、他家相続之身ハ猶以万端相慎、其家風・格式等継相守、家中初領下へ格別ニ憐愍を加へ可申事

一交とハ等輩・朋友之間之事のミにあらず、上交下交と云事も有之候へハ、臣下へ対してハ下交ニて晏平仲美と人交久而敬之と有ハ朋友上下へも通して云事ニて、下へ対し候ても可敬事二候、側近人を召使も新役などハ初ハ丁寧に召使候得とも、月日を経と兎角軽率ニなるものニて、我等其処常々心懸候へ共、久而敬と云様ニハ参兼候事二候、皇侃之義疏ニハ人敬之とあれとも（後略）

他家を相続するにあたって、万事身を慎み、養父に尽くし、友人や家臣との交際について注意するようにと儒教的な内容ながらも、親心に満ちた書状である。木下利徳は実父から受け継いだ心構えを自身の子である正邦が杉原家に養子に入る際に与えた。この書状は巻物に仕立ててあり、



写真二 木下利徳宛藤堂高嶺書状
（巻物と木箱）

「隆徳院様拝領巻 一 杉原正邦持所」と蓋裏に書かれた木箱写真二に収められている。正邦も祖父・父の教えを大切にしていたものと思われる。

六 領内の村々との関わり

足守藩は上房郡・賀陽郡に四〇か村を領していたが、寛政十二年（一八〇〇）にその一部が陸奥国伊達郡・信夫郡と替地となった。足守藩の家臣団への給地の実態についてはまだ不明な点が多い。杉原家においても知行地の目録がないため詳細は分からない。そのため地域との関わりが分かる資料は少ないが、興味深い資料をいくつか紹介したい。

天保九年（一八三八）の幕府の巡検使への対応に際してまとめられた「御案内庄屋相渡手扣帳」（32）は、領内の村々の概要が分かる資料である。同年の巡検使に関する記録は木下家資料に「巡検使記録」や「備中賀陽郡御道筋諸品書上帳」等、多くあるが、これらと比較すると、領内の名所旧跡、古歌、藩役人の名前・役高等についての想定問答が追加されている。⁽¹³⁾ 縦帳の形態ではあるが、帳面を下開きにし、巡検使の通行する道筋を中央に記し、その左右に村の明細を記している。「備中賀陽郡御道筋諸品書上帳」と同様に、現場での説明を意図した実務的な体裁がとられている。藩内で作成した巡検使の通行前に郡奉行らが作成した手引書数冊を参考に加筆修正してまとめたものと考えられる。

また、異色の資料として、「高麗人宗吉墓之記」（107）がある。豊臣秀吉の朝鮮出兵時に朝鮮から捕虜として連れてこられた宗吉は、上

房郡吉川村千谷で山を開墾して暮らし、宗吉がいた山は「唐人山」と呼ばれるようになった。やがて弘化三年（一八四六）、宗吉の子孫の宗八のもとを訪れた足守藩士石原小左衛門は宗吉の墓を再建し、宗八の求めに応じてその由緒を書き与えた。杉原家に残る「高麗人宗吉墓之記」は、その写しと考えられる。

宗吉の子孫は「唐人」と呼ばれ、杉原家と関わりがあった。⁽¹⁴⁾ 先に紹介した「年中行事覚」によれば、正月三日に唐人がゴボウをもって杉原家に挨拶に来る、そして十二月には唐人に餅を配ると記されている。詳細については不明だが、家老の公務として「唐人」とやりとりをしていたと考えられる。

おわりに

杉原家資料は総じて保管状態が良いものが多い。藩主が書いた書状等の資料には、「御自筆入」と上書きされた包紙に入っていたり、袋とじになった丁内からはらはらと銀杏の葉が落ちてきたりすることが何度となくあった。銀杏の葉は虫除けになるため入れていたのであろう。⁽¹⁵⁾ 包にくるまれた手垢のない白い厚い紙をながめていると、資料を残し伝えようとした杉原家の思いが伝わってくる。

最後に、本稿は足守藩家老杉原家資料を構成する杉原家（町田）資料の概要を紹介したにすぎない。足守藩家老杉原家について研究を進める際には、杉原家資料（B20）・杉原家（足守）資料（D20）と合わせて総合的に分析されることを望む。また、足守藩に関する資料は、藩主である足守藩主木下家資料や、藩士の渡辺家資料・吉田家弓術資料、そして上足守村庄屋の的場家資料と比較的多く残っ

ている。本稿が今後の研究の足掛かりになれば幸いである。

〈注〉

- (1) 足守藩に関する主な先行研究は、岡山大学教育学部社会科学研究室編『地域研究五 陣屋町の研究―備中足守の場合―』（一九六一年か）、『岡山に生きた豊臣家―備中足守藩木下家資料―』（岡山シティミュージアム、二〇一五年）、備中足守竹取物語編『備中足守の記憶―古写真・絵図を中心に―』（第二刷、二〇一九年）がある。
- (2) 足守藩の杉原家は出自の異なる二家がある。今回紹介する瀬川杉原家のほかに、木下利房の後室となる進藤氏から興された進藤杉原家がある。
- (3) 杉原康子「明治三十五年九月作成の「御所蔵品目録草案」を調査して―備中足守藩主木下家資料と家老杉原家のかかわり―」『岡山県立記録資料館紀要』一一号、二〇一六年。
- (4) 当館寄託足守藩主木下家資料（D二―二七五四）
- (5) 『岡山県史』二六巻 諸藩文書、岡山県、一九八三年。九一―二四二頁。
- (6) 嘉永三年の筆写本は三冊本（元巻、亨と利の合巻、貞巻）であるが、元禄本は元・亨・利・貞の四巻に編冊されていたと考えられる。元禄期に作成された「御家中由緒書」は現在のところ存在不明である。
- (7) 「京都留守官ニ於テ藩印下付并各藩印影」『太政類典・第一編・慶応三年～明治四年・第四十巻・官規・印章一』国立公文書館デジタルコレクション <https://www.digital.archives.go.jp/img/1345527>

（参照 2025-12-08）

- (8) 「表裏会改正規則」（990）によれば、社員間の救助金の支給、貸金などの規定がある。明治二十九年（一八九六）に「表裏会」と改名した。
- (9) 「木下利玄年譜」（『木下利玄全集 散文篇』弘文堂、一九四〇年。国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1684810>（参照 2025-12-08）
- (10) 原本は大坂城天守閣が所蔵している。資料の詳細は『ねねと木下家文書』一四六―一六〇頁参照。山陽新聞社編、一九八二年。
- (11) 原本については『ねねと木下家文書』を参照。徳川家康書状（49）は四二頁・一二七頁に掲載。徳川秀忠黒印状（53）は四三頁・一二九頁に掲載。
- (12) 前掲注（5）二四三―二六六頁所収。
- (13) 「御巡見御案内之者御尋事御答心得」（木下家資料D二―一五四七）参照。
- (14) 高麗人宗吉の話は『吉川村誌』に詳しく、足守藩の御林の管理をしていたといわれ、現在も墓は唐人山と呼ばれる地に祀られている（『吉川村誌』吉川村、一九二四年。『賀陽町史』賀陽町、一九七二年ほか）。
- (15) 杉原正邦の筆写資料に多い。残念ながら現在は葉の油分が紙に滲んで変色している。

（やました かおり 岡山県立記録資料館）

編集後記

岡山県立記録資料館は開館二〇周年を迎え、様々な事業の見直しを行う中で、本紀要の体裁についても議論しました。これまでの二段組で三三三×二八行から、二段組は踏襲しつつ、三〇字×二五行に改変しました。字間にゆとりをもたせたので、少しでも読みやすく感じていただければ幸いです。

さて、本号には講演録二本、研究ノート二本、資料紹介一本、資料群解題一本を掲載しました。

片山善博氏には、令和七年七月に岡山県庁及び市町村役場の文書管理担当職員等を対象として開催した、開館二〇周年記念講演会での講演内容を講演録として寄稿いただきました。急速に進む電子化の中で、公文書保存の重要性和紙文書の保存の必要性をご自身の体験を交えながらお話をいただいたので、片山氏の語り口調を残して文字おこしをしています。

上村武氏には、岡山県教育庁文化財課で実施した県内庭園調査の成果を基に、備中足守藩庭園の近水園について、令和七年度きろく岡山ゼミナル第五回でお話しをしていただきました。その内容を研究ノートとしてまとめ、主に三枚の絵図を比較検討した上で、近水園の特徴と近世から現代までの変遷を報告しています。

心光康子は、旧山陽道の板倉宿とその助郷村が対立した安政三年の争論を当館所蔵の犬養家資料を用いて分析しました。そして人馬徴発をめぐる宿場と助郷村の主張や、その背景にある領主支配の問題について考察しています。

杉山一雄は、終戦八〇年の関係公文書として、昭和三六年度に岡

山県が県内の学校を対象に行った学徒動員の実態調査報告書を学校種別に整理し、動員初年順に動員された学年、動員場所、作業内容を一覧表で紹介しています。

室山京子氏には、令和七年度きろく岡山ゼミナル第三回でのお話しを講演録としてまとめていただきました。江戸時代の歌人小川真澄の日記から、小川の人間性や当時の風情を読み解くだけでなく、日記に記述された場所へ実際に赴かれ、その旅路で体感した情景や道中に残る新たな記録の発見について紹介しています。

山下香織は、当館に寄託されている足守藩家老杉原家（町田）資料の概要を紹介しています。近世から近代までの杉原家と藩主木下家との関係性や役割などについて考察しています。

本号でも、近世から現代の岡山県の様子を垣間見ることのできる内容を掲載することができました。今後も記録資料を活用した新たな郷土の歴史の知見を紹介していきたいと思っています。

末筆になりましたが、片山氏には講演後講演録の確認について、また室山氏と上村氏には講演資料の作成と発表内容を構成する中で研究ノートと講演録にまとめていただきました。講師の皆様方にはご多用の中短時間でまとめていただき、改めて感謝申し上げます。

（杉山）



岡山県立記録資料館 紀 要 第21号

発行日	令和 8（2026）年 3 月 31 日
編 集	岡山県立記録資料館
発 行	〒700-0807 岡山県岡山市北区南方 2-13-1 ☎(086) 222-7838 / FAX (086) 222-7842
印 刷	サンコー印刷株式会社 〒719-1137 岡山県総社市駅南一丁目 1 番地 5 ☎(0866) 93-2121 / FAX (0866) 92-9601

ISSN 1880-8506 Printed in Japan



本紀要は当館紀要編集委員会の審査協議の上発行しておりますが、執筆者の責任において述べられた意見および事実の説明は当館としての見解を示すものではありません。

